令和８年（2026年）６月26日（金曜日）

第　２　号

令和８年第２回北海道議会定例会　予算特別委員会第１分科会会議録

第　２　号

令和８年（2026年）６月26日（金曜日）

出席委員

委員長

植村真美君

副委員長

鈴木仁志君

鶴羽芳代子君
石川さわ子君
鈴木一磨君
和田敬太君
林　祐作君
船橋賢二君
阿知良寛美君
真下紀子君
高橋　亨君
花崎　勝君
藤沢澄雄君

出席説明員

警察本部長	友井昌宏君
総務部長	久馬昌司君
交通部長	岩崎靖一君
総務部参事官兼総務課長	下里敬輔君
総務部参事官兼会計課長	片桐真仁君
交通部参事官兼交通企画課長	柴田　靖君
交通指導課長	砂田恭希君
総務課調査官	髙見昌志君
総務課長補佐	三上山祐太君
保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部子ども応援社会推進監	鈴木義和君
保健福祉部次長	山谷智彦君
地域医療推進局長	竹内正人君
健康安全局長	岡村卓治君
福祉局長	片山　崇君
子ども政策局長	工藤晴光君
子育て支援担当局長	桑原知己君
総務課長	松田彰仁君
政策調整担当課長	本村　繁君
地域医療課長	佐々木隆行君
医務薬務課長	吉田亮輔君
看護政策担当課長	石谷絵里君
地域保健課医療参事	本田和枝君
食品衛生課長	山中恭史君
感染症対策課長	中島茂紀君
法人運営担当課長	粟田吏恵君
障がい者保健福祉課長	坂田英行君
精神保健医療担当課長	夕下　司君
高齢者保健福祉課長	秋田裕幸君
子ども政策企画課長	中村　浩君
子ども成育支援担当課長	岩木良成君
虐待防止対策担当課長	松本香織君

環境生活部長	天野紀幸君	ヒグマ対策室長	市川善浩君
環境生活部次長	新井田順也君	道民生活課長	古川悟一君
環境保全局長	久保貴司君	女性支援室長	矢野敦子君
自然環境局長	三ツ木寛史君	地域安全課長	森田和寿君
くらし安全局長	髙木順一君	交通安全担当課長	松岡貞行君
野生動物対策担当局長	井戸井毅君		
地域安全担当局長	西清人君		
総務課長兼政策調整担当課長	栗原肇君		
循環型社会推進課長	遠藤浩君		
自然環境課長	島村哲也君		
野生動物対策課長	冨樫崇君		
エゾシカ担当課長	嶋本祐幸君		

議会事務局職員出席者

議事課主幹	増川真一君
議事課主査	栂尾哲矢君
同	東優樹君
同	中村明広君
同	真壁りつこ君
同	加藤邦彦君
同	屋木文映君

午前10時２分開議

○植村真美委員長　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔栂尾主査朗読〕

１．議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、清水拓也議員の委員辞任を許可し、林祐作議員を委員に補充選任し、第１分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

１．本日の会議録署名委員は、

和田敬太委員

石川さわ子委員

であります。

○植村真美委員長　まず、本分科会における審査日程についてお諮りいたします。

本分科会の審査は、配付の審査日程及び質疑・質問通告のとおり取り進めることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植村真美委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

（上の審査日程は巻末に掲載する）

○植村真美委員長　それでは、議案第１号及び第16号を一括議題といたします。

１．公安委員会所管審査

○植村真美委員長　これより公安委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、発言を許します。

和田敬太君。

○和田敬太委員　おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

自転車は、通勤通学、買物など道民の日常生活に身近な交通手段でありますが、一方で、歩行者や自転車との事故につながる危険もあり、交通ルールの遵守をいかに徹底していくかが重要であります。

こうした中、令和８年４月から、自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入をされました。16歳以上の自転車運転者による一定の違反が対象とされまして、反則金を納付すれば刑事手続に移行しない仕組みとされております。制度が始まったばかりであることから、導入後の状況や課題、道民への周知の在り方について確認する必要があると考えますので、以下、数点お伺いをいたします。

初めに、道内における運用状況についてでありますが、警察庁のまとめでは、制度導入後、１か月間の全国の青切符交付数は2147件であり、一時不停止や携帯電話使用、信号無視などが上位を占めております。

導入から５月末までの道内における青切符の交付件数及び主な違反内容につきまして、どのように把握しているのか、お伺いいたします。

○植村真美委員長　交通指導課長砂田恭希君。

○砂田交通指導課長　道内における自転車の交通反則通告制度の運用状況についてでありますが、本年５月末現在、携帯電話使用等77件、信号無視６件、一時不停止６件、制動装置不良５件など、合計97件の違反に対して交通反則切符を交付しております。

○和田敬太委員　５月末時点の青切符97件のうち、ながらスマホが77件と７割を超えているとのことであります。ながらスマホは、画面に注意が向くことで歩行者や車両の発見が遅れ、重大な事故につながりかねない危険な行為であります。特に、通勤通学時や市街地での利用など、幅広い場面で注意喚起が必要となります。

道内で、ながらスマホが多く確認されている状況をどのように認識し、今後どのように注意喚起や指導取締りを進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○砂田交通指導課長　携帯電話使用等違反、いわゆる「ながらスマホ」についてでありますが、委員御指摘のとおり、ながらスマホの道内における交通反則切符の交付件数は、全体の約８割を占め、道内では最も多い違反となっていますが、ながらスマホは死亡・重傷事故につながる危険な行為であり、こうした違反を防ぎ事故を抑止することは重要な課題と認識しております。

道警察では、ながらスマホの危険性について、バーチャルリアリティー視聴用ゴーグル等を活

用した交通安全教育や、道をはじめとする関係機関・団体と連携した広報啓発活動を行うとともに、事故や違反が多い時間帯を重点に、自転車指導啓発重点地区・路線等において指導取締りを実施しているところであり、今後も引き続きこれらの取組を推進してまいります。

○和田敬太委員　次に、交通ルールの周知についてであります。

自転車は、道路交通法上、車両であり、車道の左側通行が原則であります。一方で、一定の場合には歩道を通行できることとされておりますが、その場合でも、歩行者を優先し、車道寄りを徐行する必要があります。

歩道通行につきましては、ルールが分かりにくいとの声もあり、特に、本道では、道路の幅員や交通量、郊外部と都市部の違い、通勤通学、買物、観光など利用場面も地域によって異なることから、一律の説明だけでは十分に理解が進まない面もあると考えます。

歩道通行、右側通行など、道民が誤解しやすい自転車ルールにつきまして、道警本部としてどのように分かりやすく周知していく考えなのか、お伺いをいたします。

○植村真美委員長　交通部参事官兼交通企画課長柴田靖君。

○柴田交通部参事官兼交通企画課長　自転車の交通ルールの周知についてでありますが、道警察では、自転車の安全な利用方法等を正しく理解していただくため、交通ルール等を分かりやすく示した自転車ルールブックの活用のほか、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合について、実際の自転車を用いて正しい通行方法を紹介した動画をＳＮＳ等で情報発信するとともに、自動車の通行量が多い幹線道路を通学路とする高校での交通安全教室や、駐車車両が多い商業施設周辺における啓発活動において自転車が歩道を通行できる場合を説明するなど、それぞれの場面や地域の交通実態に合わせた活動を推進しているところであり、今後も、引き続き、関係機関・団体と連携し、自転車の安全利用に向けた各種対策に取り組んでまいります。

○和田敬太委員　次に、指導警告と取締りの考え方についてお伺いをいたします。

警察庁の資料では、自転車の交通違反について、悪質性や危険性が高くない場合は指導警告を行い、警告に従わず違反を続けた場合や、歩行者、車両に具体的な危険を生じさせた場合などに青切符による取締りを行う考え方が示されております。

制度の目的は、反則金を科すこと自体ではなく、自転車利用者に交通ルールを理解してもらい、事故を防止することにあると考えます。そのためには、現場において危険性や悪質性を的確に判断し、道民に納得感のある運用を行うことが重要となります。

道警察本部として、指導警告と青切符による取締りのバランスをどのように考え、現場での判断基準の共有や警察署間での運用のばらつきを防ぐ取組をどのように進めているのか、お伺いいたします。

○砂田交通指導課長　自転車の指導取締りの考え方についてでありますが、道警察では、これまでも、自転車関連事故の抑止に資するよう指導警告を基本とし、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった悪質、危険な違反

は検挙するとの考え方に基づき、指導取締りを推進しているところであります。

このような基本的考え方や必要な知識、技能について、各警察署の指導者等に対して研修会を開催し、研修を受けた警察官がそれぞれの所属においてその内容を還元しているほか、警察学校において、採用時教養中の若手警察官に対するロールプレイング形式の授業を行うなど、交通指導取締りに従事する職員に対する指導教養を徹底しており、今後も引き続き、自転車の交通反則通告制度の適切な運用に努めてまいります。

○和田敬太委員　ありがとうございました。

各所で自転車マイスター制度に取り組まれているということでありますので、ばらつきのないように今後もよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後に、自転車への青切符制度は導入されたばかりであり、今後、制度を道民に正しく理解していただき、実際の事故防止につなげていくことが重要であります。特に、道内では、ながらスマホが多くを占めていること、歩道通行などのルールに戸惑いがあること、また、都市部と郊外で道路環境や自転車の利用実態が異なることなど、本道の地域事情を踏まえた取組が求められます。危険な違反には厳正に対応しつつ、学校、家庭、職場、地域、市町村、道路管理者などと連携し、自転車も車両であるという意識を広く根づかせていく必要があります。

自転車への青切符制度の導入を契機として、道民の交通ルールに対する理解を深め、歩行者、自転車、自動車が共に安全に通行できる道路交通環境の実現に向けて、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、所見をお伺いいたします。

○植村真美委員長　交通部長岩崎靖一君。

○岩崎交通部長　交通事故防止につなげるための今後の取組についてでありますが、本年４月に導入された自転車に対する交通反則通告制度については、指導取締り等を通じ、自転車利用者に違反対象とされる行為の危険性を深く理解していただくことで、交通事故防止につなげることが重要であると認識しております。

道警察といたしましては、制度の導入による道民の意識の高まりを契機として、引き続き、適切な指導取締りを推進するとともに、道や道教委等の関係機関・団体と連携し、地域の実態に合わせた交通安全教育等を充実させ、交通ルールの正しい理解と実践の浸透を図るなど、歩行者、自転車、自動車、それぞれの安全な通行を確保し、安全で安心な北海道の実現を目指してまいります。

○植村真美委員長　和田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、公安委員会及び通告のなかった企業局、道立病院局所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時17分開議

○植村真美委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１．保健福祉部所管審査

○植村真美委員長　これより保健福祉部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

鶴羽芳代子君。

○鶴羽芳代子委員　それでは、里親支援センターについてから伺ってまいります。

平成28年の改正児童福祉法では、国、地方公共団体の責務として、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援すること、家庭における養育が適当でない場合、家庭と同様の養育環境、例えば、里親などにおいて継続的に養育されるよう必要な措置を講じることとされたところです。

加えて、平成29年に取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」において、愛着形成など子どもの発達ニーズの観点から、乳幼児期を最優先にしつつ、全年齢層にわたって代替養育としての里親等委託率の向上に向けた取組を開始することとし、目標として、就学前の子どもについては里親等委託率75％以上、学童期以降は50％以上が示されました。就学前及び学童期以降を合わせると当該目標値は56.2％となりますが、こども家庭庁の資料によれば、令和６年度末は全国平均で26.3％、北海道は、全国平均よりは高いものの36.6％と、目標とは開きがある現状にあります。

こうした中、令和６年の改正児童福祉法において、里親支援をより効果的に行い、里親、ファミリーホーム養育者や里親委託された子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親支援を提供する里親支援センターが創設されたところです。

この改正を受けて、道では、里親に対する相談や研修の充実など里親支援の強化を図るため、旭川市内の社会福祉法人を里親支援センター「みなぽっけ」の運営主体として令和７年に設置認可し、現在取組が進められているものと承知しています。そこで、以下、伺います。

里親支援センター「みなぽっけ」の設置の経緯について、地域の選定理由を含め、改めて伺います。

○植村真美委員長　虐待防止対策担当課長松本香織君。

○松本虐待防止対策担当課長　里親支援センター設置の経緯についてでございますが、令和６年施行の改正児童福祉法において、民間との協働などにより家庭養育の推進を図る里親支援センターが創設されたことを踏まえ、道では、様々な事情を抱える子どもを家庭的環境で養育する里親への支援策や、児童相談所をはじめとする関係機関の連携体制の構築について、広域分散型の本道におけるより一層の効果的な取組を検討するため、所管面積が広大な旭川児童相談所の圏域にモデル的に里親支援センターを設置することとしたところでございます。

また、運営者は、公募により選定し、昨年４月から旭川市内の社会福祉法人が里親支援センター「みなぽっけ」の運営を開始したところであります。

○鶴羽芳代子委員　次に、業務内容について伺います。

国の示す「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」によれば、里親支援センターが行う「里親養育を包括的に支援する業務」の実施に当たっては、より多くの里親等を開拓し、里親等との確かな信頼関係を基盤に、里親等の持つ養育能力を十分に引き出し伸ばすことで、質の高い里親等養育を実現し維持することとしています。さらには、里親等と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進することで、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることを目的とする旨、記載されています。

この目的を実現するための里親支援センターの具体的な業務内容とはどのようなものなのか、伺います。

○松本虐待防止対策担当課長　里親支援センターの業務内容についてでございますが、道では、各児童相談所に専門の児童福祉司を配置し、里親支援に取り組んできたところでありますが、センターでは、センター長以下、支援員、トレーナー、リクルーターの４人の養育経験豊富な職員が専従チームとなり、制度の普及啓発や里親希望者リクルート活動のほか、研修や里親と子どものマッチング、里親宅への訪問などを通じた養育支援や、委託されている子どもの自立支援など、里親支援に必要な業務を包括的、継続的に実施しているところでございます。

○鶴羽芳代子委員　児相は圧倒的な人手不足が続いている中で、先ほど答弁いただきましたけれども、各児相に専門の児童福祉司を配置し、ほとんどが１名で対応に当たられていると思いますが、今回のセンターでは、４人の養育経験豊富な職員の専従チームということで期待されていると思います。

その実績についてでありますが、里親支援センター「みなぽっけ」の開設から１年がたちました。この１年間の活動が地域の家庭養育にもたらした影響などについて見えてきているものがあると考えます。

センターの設置前の状況に比べ、地域の里親支援にどのような成果をもたらしたのか、道の考えを伺います。

○松本虐待防止対策担当課長　里親支援センターの実績についてでございますが、里親支援センター「みなぽっけ」では、これまで児童相談所が担っていた里親支援に加えて、新たにＳＮＳを活用した24時間365日の相談対応や夜間、休日の緊急対応を児相とともに行っておりますほか、里親を対象とした研修の実施回数が前年度の２倍程度となるなど、旭川児相圏域での支援実績も、設置前と比較し増加しておりまして、センターのきめ細かな取組により、里親支援の充実が図られているものと認識しているところでございます。

○鶴羽芳代子委員　里親支援センターの効果的な運営についてでありますが、関係機関との連携の現状と、道として、さらにセンターの運営が効果的なものとなるよう今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　子育て支援担当局長桑原知己君。

○桑原子育て支援担当局長　里親支援センターの効果的な運営についてでございますが、里親支援センターでは、昨年度、地域の里親会と連携し、里親同士のつながりや支え合いを支援することを目的としたバーベキューや芋掘り、ハロウィン、新年会といった交流会や宿泊研修を実施したほか、旭川市の保健師を講師として、里親の方々に対し、乳幼児の食事に関する研修会を実施するなど、関係機関と連携した取組を行っているところでございます。

また、道では、センターの効果的、効率的な運営や、圏域内の里親支援の充実等が図られるよう、センターの運営法人のほか、旭川児童相談所、里親会、旭川市なども参画する運営協議会を設置しておりまして、今後、定期的に会議を開催し、センターの業務や地域の課題等について情報共有や意見交換を行い、センターの運営に反映させるなどして、地域と一体となった効果的な運営が図られるよう取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　最後に、今後の支援についてでありますが、里親支援センターの実績を踏まえ、道として今後どのように里親支援を行っていく考えなのか、伺います。

○植村真美委員長　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○鈴木保健福祉部子ども応援社会推進監　里親支援に関しまして、今後の取組についてでございますが、里親は、虐待など困難な事情を抱え、親と暮らすことができない子どもたちを家庭に迎え入れて養育する制度でございまして、里親の方々には、子どもたちの健やかな成長を支える重要な役割を担っていただいていると認識してございます。

道では、里親支援センター「みなぽっけ」が他の地域のモデルとなるよう、より一層、効果的な運営等を図るとともに、今後、北海道こども施策審議会や地域で活動する里親の方々から御意見を伺いながら、センターの設置効果や課題を検証し、全道への展開方法を含めた本道における里親支援の在り方の検討を進めることとしております。

道といたしましては、こうした取組を踏まえ、家庭での養育が困難な子どもたちに温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で適切な養育が提供されるよう、里親制度の推進に取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　ぜひ、全道への展開方法をしっかり考えていただきたいと思います。

次に、思いがけない妊娠等への対応についてです。

若年妊娠や予期しない妊娠、経済的な困窮や家庭環境の問題など、様々な事情から妊娠や出産に不安や悩みを抱える方や、誰にも相談することができずに一人で悩みを抱え込んでしまう方も少なくないと考えます。また、特に若年層においては、ＳＮＳを通じて情報を得る機会が増える一方で、正確な情報や適切な支援につながらないケースも懸念されます。

道では、令和４年12月、にんしんＳＯＳほっかいどうサポートセンターを設置し、各種相談や一時的な居場所の支援などを行っており、相談件数も年々増加しているものと承知しています。

かねてより、道が中止を求めていた、当別町の民間施設「ベビーボックス」、いわゆる赤ちゃんポストが４月末で閉鎖されるとの報道もありました。思いがけない妊娠などに悩み、不安を抱える方々の孤立を防ぎ、必要な支援につなげていくことは重要と考えます。今後、このような支

援をさらに進めていくことが必要と考えますので、以下、伺います。

まず、センターの相談件数の推移や相談者の年代別の状況とともに、主な相談内容について伺います。

また、一時的な居場所の利用実績についても併せて伺います。

○植村真美委員長　子ども成育支援担当課長岩木良成君。

○岩木子ども成育支援担当課長　妊娠や出産に悩みを抱える方への対応についてでございますが、道では、思いがけない妊娠などに悩む方に早い段階から相談いただけますよう、民間団体への運営委託により、令和４年12月に、にんしんＳＯＳほっかいどうサポートセンターを開設し、助産師などの専門職が24時間365日体制で、電話やＳＮＳ等を活用し、匿名での相談にも対応しているところでございます。

センターでの相談対応件数は、相談内容ごとに集計をしており、令和５年度が2133件、６年度が4398件、７年度が7185件で、相談者の年齢層は10代後半から20代が中心でございまして、主な相談内容は、令和７年度では、妊娠・出産後の不安に関することが最も多く2449件、次いで、出産後の養育に関することが1504件、妊娠疑いに関することが1070件などとなってございます。

また、センターでは、令和６年度から、安定した住居のない妊産婦の方々が一時的に生活する場としての居室を２部屋確保してございまして、昨年度、拡充を図りまして、現在、４部屋を確保してございます。令和７年度は923人が利用し、稼働率は約６割となっております。

○鶴羽芳代子委員　令和７年度の相談対応件数が7185件と、令和５年度に比べたら３倍以上で、年々、相談件数が増加しています。予期せぬ妊娠等に悩みや不安を抱える女性への支援の必要性が高まっていることの表れであると言えます。

相談が増えた理由について、道としてどのように分析をしているのか、伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　相談件数が増加した要因についてでございますが、道では、妊娠等に悩みや不安を抱える方々にセンターの情報が届きますよう、委託法人と連携し、ＳＮＳの活用や市町村を通じた周知をはじめ、若い世代が手に取りやすい名刺サイズのカードをドラッグストアやネットカフェ等で配布いたしますほか、地下鉄駅構内など多くの方の目に触れる場所にステッカーを掲示するなど、様々な手段を活用し、幅広い周知に努めてきているところでございます。

こうした取組を進めてきたことで、悩みを抱える方や支援を必要とする方々の目に留まる機会が増え、相談件数の増加につながったものと考えております。

○鶴羽芳代子委員　「にんしんＳＯＳほっかいどう」は、予期せぬ妊娠等により様々な困難や不安を抱える女性への支援において重要な役割を果たしており、周知の拡大とさらなる支援の充実が必要です。

今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　子ども政策局長工藤晴光君。

○工藤子ども政策局長　今後の取組についてでございますが、思いがけない妊娠などに悩む方の

中には、経済的な困窮や医療機関の未受診などの問題が複雑に重なり合う方も多く、個々の事情に応じた切れ目のない支援が必要であると考えてございます。

「にんしんＳＯＳほっかいどう」では、助産師などの専門職が相談対応を行うとともに、産科医療機関への受診や行政手続を行う際の同行支援のほか、安定した住居のない妊産婦への緊急的な居場所の提供など、支援を必要とする妊産婦の方々に寄り添いながら、相談から出産、その後の養育等に至るまで一貫した支援を行ってございます。

道といたしましては、今後もこうした取組を着実に進めつつ、支援を必要とする方々に「にんしんＳＯＳほっかいどう」の相談機能や居場所の支援に関する情報が届くよう、市町村や関係機関、委託法人とも連携しながら一層の周知に努めますとともに、適時適切に支援体制を見直すなどしながら、今後とも、思いがけない妊娠などに悩む方々に寄り添ったサポートができるよう取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　ぜひお願いします。

これだけ増えているということは、早い時期に、男女ともにきちんとした性教育を家庭で受けられていない、また、学校などでも、やはり、なかなか積極的に行われているとは言えないところもあります。ですので、ぜひ、道教委と連携して、早いうちからきちんとした性教育、そして、もし何か事故に遭ったときでも、こういったサポートをする場所があるのだということを子どもたちにも伝えていただきたいなと、予防の意味でもお願いいたします。

次に、子ども施策についてです。

先日の我が会派代表格一般質問に対し、知事からは、こうした様々な課題に対応するため、昨年度からスタートした北海道こども計画の進捗状況を定期的に把握しつつ関連施策を推進するとともに、社会経済情勢の変化なども踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組むとし、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保や食料支援、子どもたちに分かりやすい道政情報の発信のほか、乳幼児等医療給付事業の所得制限の撤廃、室蘭児童相談所苫小牧分室の一時保護機能の強化に取り組むとの答弁がありました。

今回答弁された各事業については、どの事業も子どもや子育て世帯にとって大変重要な施策でありますので、以下、それぞれの事業の概要等について伺ってまいります。

まず、新たな取組である宿泊体験、食料支援、情報発信強化について伺います。

知事が早期に実行可能な施策に順次取り組むこととした施策の一つとして、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保を行うとの答弁がありましたが、この取組の意義について伺います。

○植村真美委員長　子ども政策企画課長中村浩君。

○中村子ども政策企画課長　経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保についてでありますが、道が令和５年に実施した「子どもの生活実態調査」において、過去１年間に親子で旅行やキャンプに行った経験がないと回答した子どもの割合が、低所得層世帯で中間所得層世帯の約３倍となっているなど、家庭の所得状況や生育環境の違いによって子どもの体験活動や学び

の機会に格差が生じている状況です。

このため、非正規就業率や貧困率が高く、経済的、時間的な制約があることなどから比較的体験機会が少ないとされているひとり親家庭を対象に、ホテルや旅館といった日常とは異なる場所での体験と、親子で過ごす時間を確保する宿泊体験の取組を行うことで、親子の絆を深めつつ、子どもたちの健やかな成長に資するものと考えております。

○鶴羽芳代子委員　宿泊体験機会の確保については、昨年度から、道が、困難な状況にある子どもたちを支援する団体を対象として、遊びやスポーツ鑑賞などといった体験機会の創出を支援する子どもの体験活動促進事業を実施していると承知していますが、今回取り組むこととした子どもの宿泊体験機会の確保に係る取組との違いと、今後、具体的にどのように取り組むのか、伺います。

○中村子ども政策企画課長　今般の取組に係る内容等についてでありますが、道では、昨年度から、民間からの寄附金を財源として、経済的な理由などにより体験活動を行うことが難しい子どもに対し、遊びや文化芸術活動、スポーツ、旅行といった子どもの体験機会を提供する団体等を対象に、活動に係る経費の一部を道が補助する子どもの体験活動促進事業に取り組んできております。

今般、新たに実施する子どもの宿泊体験の取組につきましては、宿泊事業者の団体から、地域貢献活動の一環として、ひとり親家庭に対しまして無償で宿泊体験の機会を提供したいとの御提案をいただいたもので、受入れ施設の選定や時期、体験メニューの内容などの詳細につきましては、現在、団体と調整を行っております。

○鶴羽芳代子委員　宿泊事業者の団体から御提案をいただいたということで、本当にありがたい社会貢献の申出をいただいているのだなという印象です。

親子で夏休みに宿泊するというと、ビジネスホテルとは違って、やはり、値段がどんどん高くなっていますので、泊まりたいけれども、なかなか泊まらせてあげられない、連れていってあげられないという家庭が非常に多いと思います。でも、こういった体験が、夢のような、そして、ああ、あのとき楽しかったなと一生思い出に残る貴重な体験になるかと思います。将来、家庭を持ったときに、家族で絶対連れてきてあげたいなと、そんな子どもたちが増えることを期待しています。

次に、子どもへの食料支援についてであります。

宿泊体験機会の確保と併せて、今回、経済的に困難な状況にある子どもの食料支援にも取り組むとの答弁がありましたが、まず、この取組の意義を伺います。

○中村子ども政策企画課長　食料支援についてでありますが、道では、長期化する物価高騰等による食料確保の難しさや、子どもの長期休暇期間中の食事支援実施の必要性に鑑み、食料支援が必要な子どもやその家庭等に対し、道職員が各家庭などから食料品を持ち寄り、子ども食堂等に提供するフードドライブを新たに実施することといたしました。

道といたしましては、本取組を通じて、困難な状況にある子どもたちの健康や生活環境の改

善、食事機会の確保などにもつながるものと考えております。

○鶴羽芳代子委員　食料支援の取組については、これまで、企業や自治体など様々な団体が実施していますが、道では、今回実施するに当たり、具体的にどのように取り組むのか、伺います。

○中村子ども政策企画課長　食料支援に向けた具体的な取組内容等についてでありますが、今般の取組は、子どもの支援を行っている子ども食堂等に食品、食材を提供することを目的として、道職員に対し、各家庭で使用する予定がなく余剰となっている食品を持ち寄ることを呼びかけるものです。

現在、食品を集める手法や集めた食品の点検、各地域への配付方法等について、同様の取組を実施している民間企業等と意見交換を行っておりまして、その中で得られた知見も踏まえ、円滑な実施に努めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　道職員の皆さんに呼びかけて、各家庭で持ち寄るという新しい取組だと思います。

恐らく、これは予算をかけずにできることで、子ども政策企画課の皆さんの努力なしではできないことだと思いますので、こちらも期待をしています。

次に、子どもへの情報発信の強化についてです。

知事からは、子どもたちに分かりやすい道政情報の発信を行うとの答弁がありましたが、この取組の意義と、具体的にどのように取り組もうとしているのか、伺います。

○中村子ども政策企画課長　子どもへの情報発信等についてでありますが、本道で暮らす子どもたちが北海道を身近に感じ、地域の未来を考えてもらうためには、道が北海道の魅力や道内で起きていることなどについて分かりやすい形で発信し、子どもたち自身に理解してもらうことが必要です。

道では、こうした考えの下、中学生や高校生を委員として夏休みに開催します北海道こども施策審議会こども部会の今年度のテーマとして、道内の子どもたちに北海道への理解や愛着を育むため必要となる情報や伝達手段の在り方について、子どもたちの視点で御議論いただくこととしており、いただいた意見やアイデアを参考としながら、道政広報を含む情報発信を強化し、北海道の自然や文化、身近な生活上の課題などに対する子どもたちの関心や理解がより一層深まるよう取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　なかなか、子どもたちにとって行政が身近かと問われると、接する機会が少ないのですよね。でも、こういったことを考えていただくことで、自分たちが暮らしている地域ですとか、生活、自然、歴史、文化を大事にしながら、北海道に対する誇り、また、課題を人ごとにせずに自分事として考えていく、そんな子どもたちを、ぜひ、この事業を通じて育んでいただきたいなと期待をしています。

次に、乳幼児等医療給付事業について、まず、実績からです。

同じく、先日の我が会派同僚議員の一般質問において、知事から答弁のありました乳幼児等医療給付事業について伺ってまいります。

知事は、乳幼児等医療給付事業の所得制限撤廃を本年８月から実施できるよう検討を進めると表明をしました。

まずは、本事業の直近５年間の予算額、決算額について伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　乳幼児等医療給付事業の予算額等についてでございますが、本事業は、乳幼児の健康保持や子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、医療費の一部を助成するものでございまして、予算額は、令和３年度32億2597万円、４年度31億5824万円、５年度31億1462万円、６年度28億61万円、７年度29億7241万円となってございます。また、決算額につきましては、令和３年度25億4682万円、４年度24億686万円、５年度28億7814万円、６年度25億5599万円、７年度22億9005万円となってございます。

本事業における決算額は、出生数が減少していることなどにより減少傾向にございますが、令和５年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類に移行したことに伴い、検査費用等の患者負担額が発生し、助成額が増えたことで決算額も増加してございます。

○鶴羽芳代子委員　次に、他都府県や道内市町村における医療給付事業において、所得制限の有無や対象者の範囲はどのように設定されているのか、その状況について伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　他都府県における所得制限の状況などについてでございますが、国の調査によりますと、昨年４月１日現在、所得制限を設定している都道府県は、本道を含め、通院は20、入院は19自治体であり、対象範囲につきましては、本道と同様に通院を就学前までとしているのは16自治体、入院を小学生までとしているのは３自治体となってございます。

また、道が実施した調査では、本年４月１日現在、道内で所得制限を設定しているのは、通院、入院、いずれも17市町であり、対象範囲につきましては、通院、入院、いずれも高校までとしているのは159市町村と最も多く、道と同じ基準で実施しているのは５町となってございます。

○鶴羽芳代子委員　今回、所得制限を撤廃しようと考えた理由について伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　所得制限等についてでございますが、本事業の所得制限につきましては、国の児童手当制度に準拠してございまして、これまで、制度改正の都度、道内市町村と協議をし、全てで実施可能となる時期から対応してまいりました。

国が令和６年10月に実施した児童手当の所得制限撤廃に伴い、道では、所得制限を設定している市町村から撤廃に向けた御意見をお伺いしてきたところでありますが、対応に時間を要するとした回答も複数ありましたことから、これまで意見交換を重ねてきたところでございます。

こうした中、制限を設定している複数の自治体から、道に対し、所得制限撤廃の要望がなされたことに加えまして、既に多くの市町村において独自に撤廃していることなどを踏まえ、本年８月から撤廃できるよう検討を進めることとしたものでございます。

○鶴羽芳代子委員　市町村の準備や道民の方への周知を考慮すると、本年８月からの実施はあまりにも拙速過ぎるのではないかという意見もあると承知していますが、８月からの実施で検討している理由について伺います。

また、本年８月から実施できる道内の自治体は何団体あるのかも併せて伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　実施時期等についてでございますが、本事業は、住民税の課税状況によりまして受給者区分を決定しており、実施主体である市町村では、毎年６月の課税決定を踏まえ、８月に受給者証を発行しております。

昨年度、道が市町村に対して行った調査では、仮に道が所得制限を撤廃するとした場合には、希望する時期を８月とする回答が大半であったことから、道では、こうした御意見を踏まえ、本年８月から撤廃できるよう検討を進めることとしたものでございます。

なお、昨年度の当該調査におきまして、市町村での対応可能時期の目安を照会いたしましたところ、１年以内に対応できるとした回答は全市町村の約５割でありましたが、現在、各市町村に対し、改めて対応可能時期などについて調査を行っております。

○鶴羽芳代子委員　今回、所得制限を撤廃した場合、今年度の道の新たな財政負担はどのくらい生じ、その予算措置をどのように行うのか。また、今回の所得制限の撤廃で生じる市町村のシステム改修経費について、道はどのように対応するのかも併せて伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　道の財政負担への対応についてでございますが、昨年度実施した調査に基づき推計をいたしますと、今年度の道予算への影響額は、医療費のほか事務費などを含め、１億円程度増加すると見込んでございます。

なお、市町村の対応時期や影響額、システム改修経費等の詳細につきましては、現在調査を行っているところでございます。

○鶴羽芳代子委員　今回、所得制限の撤廃ということで報道もされていますし、かなり関心が高いと認識しています。

乳幼児等医療給付事業は、所得制限の撤廃のほか、対象範囲の拡大こそ実施すべきものと考えます。

今後、道はどのような対応を行っていくのか、伺います。

○工藤子ども政策局長　乳幼児等医療給付事業における今後の対応についてでございますが、乳幼児の健康保持などを目的とした本事業は、これまで、市町村と連携しながら、対象年齢を拡大するなどの見直しを行い、制度の安定的な運営に努めてきたところでございます。

こうした中、道では、社会経済情勢の変化を踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組むとの考えの下、本事業の所得制限を本年８月から撤廃できるよう検討を進めることといたしました。

子ども医療費助成につきましては、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国どこにいても同じ費用負担で必要な医療を受けられることが望ましいと考えており、道といたしましては、今後とも、全国知事会とも連携しながら、全国一律の助成制度が創設されるよう国に要望してまいります。

○鶴羽芳代子委員　ぜひお願いします。

今朝の新聞報道の中でもありましたＱ＆Ａの記事ですけれども、最後のところに、「課題

は。」というＱに対し、道のアンサーが、「同じ医療を受けても、住む場所や所得などによって負担が変わるのが現状。格差によって子に影響が出ている場合は、是正などの対応が求められそうだ。」とありますので、この点もしっかりお願いいたします。

これまで、令和８年度に新たに取り組むこととした様々な施策について伺ってきましたが、これらの取組をより実効性あるものとし、本道の子どもたちが将来にわたって健やかに成長できる社会の実現に向け、どのように取り組んでいく考えなのか、最後に推進監の決意を伺います。

○鈴木保健福祉部子ども応援社会推進監　子ども政策の推進についてでございますが、道では、昨年度からスタートした北海道こども計画を全庁挙げて推進するため、先月、こども政策推進本部を開催し、計画に盛り込んだ指標の中間点検を実施したところであり、取組が順調な施策につきましては引き続き着実に推進するとともに、計画期間中の目標達成に向けて、取組を加速すべき施策について検討を進めることとしたところでございます。

今後、施策の推進に当たっては、毎年度、推進本部において、全庁的に進捗状況の点検評価を行うとともに、こども施策審議会での御意見や、本道の未来を担う子どもたちや若者のお声をお聞きし、施策の見直しを行いながら取組を進め、本道の全ての子どもたちが健やかに成長でき、安心して子育てできる地域社会の実現に向け取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　乳幼児等医療給付事業は、子育て世代にとって重要な施策でありますので、知事に改めて伺いたいと思います。委員長、取り計らいをよろしくお願いいたします。

続いて、中東情勢の緊迫化に伴う影響について伺います。

今年２月に、アメリカとイスラエルによるイランへの攻撃を発端として、ホルムズ海峡が事実上、封鎖されたことなどにより、原油をはじめ、プラスチック製品などの石油関連製品の原料となるナフサの調達が不安定になっています。先日、アメリカ及びイラン双方が戦闘終結等に関する覚書に合意した旨、発したものの、依然としてホルムズ海峡の通行が不安定な状況であるなど、先が見通せない状況となっています。

ナフサの調達への不安が解消されておらず、今後も医療分野などにおいて、医療用手袋や輸液バッグ、薬の容器類など様々な医療資材等の供給に影響が生じることが危惧されます。

国においては、これまで、医療用手袋5000万枚を医療機関に向けて販売するなどの対応が行われていますが、道内の医療機関等において、燃料の不足や高騰、医療資材等の不足などの影響が出ているものと考えており、患者や施設利用者が安心して医療や介護等を受けられる体制を提供していくためには、医療資材等の確保は重要と考えます。そこで、以下、道内の状況について伺います。

初めに、中東情勢の影響を受け、エネルギー供給の不足をはじめ、原材料の供給不足などによる医療用手袋など医療資材の不足が指摘されており、道内の医療機関においても様々な影響が出ているものと考えます。

道では、そうした影響をどのように把握し、また、これまでどのように対応してきているのか、伺います。

○植村真美委員長　医務薬務課長吉田亮輔君。

○吉田医務薬務課長　医療機関等への影響についてでありますが、道では、中東情勢の影響を受けて、医療用手袋等の供給不安が懸念されていることを踏まえ、４月に医療関係団体や医薬品等の流通関係団体等による情報交換会議を開催するなど、適宜、情報共有を図っており、北海道医師会や病院協会、歯科医師会、薬剤師会から、手袋やガウンなどの医療資材に不足の傾向が出始めていることや、医薬品の容器の価格の上昇が見込まれていること、製薬協会や日本産業・医療ガス協会から、シンナーや塗料、製造に用いる製品容器の納期の遅延や価格が上昇していることなどについて報告があったところでございます。

こうした医療機関等への医療物資の供給状況につきましては、広域災害救急医療情報システムにより、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所から報告を受け、リアルタイムで国に情報提供しており、安定供給に影響があると判断された品目については、適時適切な対応を求めているところでございます。

○鶴羽芳代子委員　ただいま医療機関への影響について伺いましたが、医療用手袋などの消耗品は、医療機関だけに限らず、高齢者施設や障がい者施設などの福祉施設等についても同様の影響があるものと考えており、医療機関のみならず、こうした福祉施設等への影響についても状況を把握しながら対応していく必要があると考えますが、道内の福祉施設等はどのような状況となっているのか、伺います。

○植村真美委員長　法人運営担当課長粟田吏恵君。

○粟田法人運営担当課長　福祉施設等への影響についてでございますが、本年６月に道が実施しました道内の社会福祉施設等を対象とした物価高騰や資材不足による影響調査では、利用者の支援の際に必要な使い捨て手袋やごみ袋、プラスチック容器などの消耗品について、価格が上がり困っている、入手しづらくなっているなどの声が多く、また、光熱水費や燃料費等も高騰していることから、経費の増加を懸念しているとの回答があったところでございます。

○鶴羽芳代子委員　道内の医療や福祉施設への影響などについて伺いましたが、医療資材の不足は、特に医療分野においては命に関わる場合もあり、しっかりと状況を把握しながら必要な対策を進めていかなければならないと考えます。

中東情勢の先行きが不透明で、今後も影響が長引く可能性もある中、道では今後どのように対応していくのか、伺います。

○植村真美委員長　地域医療推進局長竹内正人君。

○竹内地域医療推進局長　今後の対応についてでございますが、石油関連製品の調達不安が高まる中、患者の命に関わる医薬品等の安定供給はとりわけ重要でございますことから、道では、買占めなどによる流通の目詰まりが起きないよう、流通事業者に対し、必要に応じて供給状況を確認し、当面の必要量に見合う量を受注するよう依頼するとともに、医療機関等に対し、過剰な発注を行わないよう呼びかけております。

国では、備蓄している医療用手袋5000万枚の放出を順次実施してございまして、道では、国に

対し、国民の命に直結する医療機関など重要施設への燃料の優先供給及び医療資材の確保などの安定供給を図るよう、全国知事会を通じて要望してきたところでございます。

道といたしましては、地域の医療機関等に必要な物資が確保できるよう、引き続き、関係団体とも十分に連携を図りながら、医薬品等の道内の流通状況を把握しつつ、必要に応じ、国に適時適切な対応を求めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、地域医療の確保について質問してまいります。

まず、医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業について、全国的に人口減少や少子・高齢化が進行する中、広域分散型の本道では、地域医療を支える医師や看護師などの医療従事者の確保がますます厳しさを増しており、また、医療従事者の過重労働や医療安全対応などの様々な課題があります。

国が昨年６月に策定した省力化投資促進プランによりますと、看護現場においては、看護記録や情報共有等の間接的な業務に多くの時間が取られており、療養上の世話や診療の補助等の直接的ケアの時間を確保しながら対応するためには、時間外にこれらの業務を行っている現状が指摘されています。

また、医師については、高い専門性が求められるといった業務の特殊性から長時間労働となっている中、医師の時間外労働の特例水準も令和17年度末を目途に解消を目指すこととなっていることから、医療機関においては、ＩＣＴ機器等を活用した業務の効率化、省力化が必要となっています。

地域における医療提供体制を今後も維持していくには、限られた人員でも良質な医療が提供できるよう、医療機関における業務効率化や職場環境の改善に向けた取組をより一層促進していくべきと考えます。そこで、以下、伺います。

まず、事業の目的や概要について、道は、国の令和７年度補正予算を活用した事業として、医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業の経費として約19億8600万円を今回の補正予算に盛り込んでいます。我が会派の一般質問でも伺いましたが、本事業は、ＩＣＴ機器等の導入経費を単に補助する事業ではなく、業務効率化や職場環境の改善を通じて生産性の向上を図る事業であり、対象となる医療機関にも一定の要件があると承知しています。

初めに、この事業の目的や概要を伺うとともに、どのような医療機関が対象となるのか、その要件について伺います。

○植村真美委員長　地域医療課長佐々木隆行君。

○佐々木地域医療課長　医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業についてでございますが、本事業は、ＩＣＴ機器等の導入による業務効率化や職場環境改善に資する取組を支援し、医療分野の生産性向上を図ることにより、医療人材の確保、定着につなげようとするものでありまして、補助対象経費の５分の４を上限に補助し、１施設当たりの補助上限額は8000万円となっております。

また、対象となる医療機関につきましては、本年２月に各病院に情報提供していたとおり、令和８年４月１日時点で診療報酬のベースアップ評価料を届け出ている病院であり、具体的な取組内容や効率化目標を記載した業務効率化計画を作成することが要件とされております。

○鶴羽芳代子委員　続いて、業務効率化目標について、道では、昨年度、医療分野の生産性向上・職場環境整備等支援事業を実施し、ＩＣＴ機器等の導入や、タスクシフト・シェアの取組、職員へのさらなる賃上げなど、業務の効率化や職員の処遇改善を図る取組を行いましたが、給付金による医療機関への支援であり、業務効率化の具体的な目標や成果を報告するような事業ではなかったと承知しています。

昨年度の事業とは異なり、本事業は、業務効率化や職場環境改善に向け、具体的な目標を設定することが求められていますが、どのような目標を設定するのか。また、補助を受けた医療機関の達成状況は、誰がどのように評価するのか、伺います。

○佐々木地域医療課長　業務効率化目標についてでございますが、本事業の活用を希望する病院は、効率化に向けた計画を作成し、具体的かつ定量的な目標を設定することとされておりまして、例えば、医師部門であれば、診療情報提供書等の文書作成に要する時間や超過勤務時間の減、看護部門であれば、看護記録の作成時間や超過勤務時間、夜勤帯看護職員による患者訪室頻度の減など、病院の実情に応じた具体的かつ定量的に測定及び評価できる目標を設定することとしております。

補助を受けた医療機関は、計画に沿って業務効率化に取り組み、設定した目標の達成に努める必要がありまして、１年目の計画終了時や、２年目と３年目の計画途中、３年目の計画終了時に国に報告書を提出し、その評価を受けることになっております。

○鶴羽芳代子委員　本事業は、ＩＣＴ機器等、大規模な設備投資やシステム導入を検討している医療機関にとって業務効率化を進める大きな機会になると考えられ、特に、今年度中に導入する医療機関を支援できるよう、本事業の速やかな実施が望まれます。

また、医療従事者の確保が難しくなる中、医療から他産業への人材流出が進んでいるとの指摘もある中で、業務効率化を進めると同時に、医療従事者が医療の現場に定着するよう職場環境の改善に向けた取組も必要であります。

本事業の活用を含め、医療機関における業務効率化や職場環境改善に対し、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部長　業務効率化や職場環境改善に向けました今後の取組についてでございますが、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、医療従事者の確保がますます困難になることが想定される中、医療機関では、業務効率化や勤務環境の改善を通じて生産性の向上を図ることが重要でございます。

このため、道では、８月上旬以降に予定されております国の内示後に速やかに事業を実施できるよう、先週、道内の521病院全てに対しまして、７月17日までに業務効率化計画の提出をする

よう通知したところでございます。

道といたしましては、本事業により業務効率化や職場環境改善の取組を支援しますとともに、引き続き、北海道医療勤務環境改善支援センターによるきめ細かな相談対応のほか、医師事務作業補助者の配置の支援など、医療機関における勤務環境改善の取組を進め、効率的で質の高い医療提供体制の構築に努めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　続いて、登録販売者に関する不適切な研修受講について伺います。

先般、道内の大手のドラッグストアにおいて、市販薬を販売するための資格者である登録販売者の研修について、店長などが本人に成り済まして代理受講を行っていたほか、他の業務を行いながら研修動画を形式的に再生し、テストの回答を共有していたなど、500名以上が不適切な受講を行っていたとする報道がありました。

登録販売者は、薬剤師でなくても、風邪薬などの第２類医薬品、整腸薬などの第３類医薬品を販売できる資格であり、医療の一端を担う専門職として適切な判断力と継続学習が欠かせません。研修を受けないまま販売すれば、客側に不正確な情報を説明することにつながることから、制度の信頼性に関わる問題であり、徹底した再発防止策が求められます。そこで、以下、今回の事案の経過や道の対応などについて伺います。

初めに、登録販売者は市販薬を販売できる専門資格と承知していますが、今回問題となっている研修の位置づけなど、登録販売者制度の内容について伺います。

○吉田医務薬務課長　登録販売者制度についてでありますが、医薬品のうち、医師の処方箋なしにドラッグストア等で購入できる一般用医薬品は、副作用等のリスクに応じて第１類から第３類の医薬品に区分されており、登録販売者は、一般用医薬品のうち、胃腸薬などの第２類医薬品やビタミン剤などの第３類医薬品を販売することができる資格者でございます。

登録販売者は、知事が実施する試験に合格した後、ドラッグストア等で勤務する際に販売従事登録を行うこと、また、ドラッグストア等の開設者には、登録販売者に医薬品の特性や薬理作用など医薬品を販売するために必要な知識を学ばせるため、毎年12時間以上の研修を受講させることが義務づけられているところでございます。

○鶴羽芳代子委員　このたびの事案では、500名を超える登録販売者の不適切な研修が発覚しており、当該企業に所属する全登録販売者の約３割に当たるとのことです。

こうした不適切な研修が行われた経過、原因について伺います。

○吉田医務薬務課長　本事案の経過等についてでありますが、本年４月、札幌市保健所に、登録販売者の研修を店長等が成り済まし受講しているとの通報があったため、道及び札幌市から当該企業に対し、他の店舗も含め、詳細な調査を行うよう指示いたしました。

当該企業では、各店舗の実態を把握するため、５月に全登録販売者を対象に無記名アンケート調査を実施した結果、令和５年度以降、店長らが代理受講していた者が54名、他の業務を行いながら形式的に研修動画を再生し、テストの回答を共有するなど、不適切な受講を行った者が514名確認されました。

なお、内部調査の報告によりますと、人員不足など研修の受講環境が十分に整備できていなかったこと、期限までに完了させることが重視されたことなどが、不適切な受講が繰り返された背景にあったとされております。

○鶴羽芳代子委員　医薬品の販売は、道民の命と健康に直結するものであります。継続的研修の代理受講が発覚したことは、制度への信頼を大きく損なうものであり、許されないものです。

同様の事例が繰り返されることがないよう、道としてはどのように取り組んでいくのか、伺います。

○竹澤保健福祉部長　再発防止に向けました今後の取組についてでございますが、登録販売者は、医薬品の販売を担う専門家として、購入者等への科学的な根拠に基づく適切な情報提供をはじめ、必要に応じ、医療機関へ受診勧奨するなどの対応が求められますことから、必要な知識習得のための研修を受けずに業務に従事することは、制度の根幹に関わる重大な問題でございます。

道では、当該事案の探知後、直ちに各保健所に対し、同業他社を含め、毎年実施している立入検査において監視指導を徹底するよう指示しましたほか、当該企業に対し、研修を適正に受講できる環境を整備し、再発防止の徹底を図るよう指導するとともに、改善計画書の提出を求めたところでございます。

道といたしましては、今後、国に対し、集合研修方式やリアルタイムで受講する遠隔講座方式など、不正が起こらない研修の在り方を検討するよう要請しますとともに、引き続き、監視指導等を通じて、道民の皆様が安心して医薬品を購入できるよう、適正な登録販売者制度の運用に努めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　続いて、看護職員の確保対策についてです。

近年、少子・高齢化の進行や医療ニーズの高度化、多様化に伴い、看護職員の確保は地域医療を維持する上で極めて重要な課題となっています。特に、今後、高齢者人口の増加に伴う医療・介護需要の増大が見込まれる中で、看護職員の確保は、病院のみならず、地域包括ケアシステムの推進や在宅医療の充実を図る上でも極めて重要な課題であり、本道においても将来を見据えた対策が求められます。

看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく基本指針に沿って、おおむね５年ごとに策定してきた道の看護職員の需給推計と現在の就業者数の状況、また、これまでの確保に向けた取組と今後の方向性などについて伺います。

まず、看護職員の需給推計についてです。

厚生労働省による看護職員需給推計では、今後、高齢化の進展や在宅医療の需要拡大などに伴い、看護職員に対する需要は引き続き増加することが見込まれています。一方で、生産年齢人口の減少や、看護師を養成する専門学校への入学生の減少などにより、看護職員の確保は厳しさを増しています。

道では、2019年に第８次看護職員需給推計を策定し、2025年時点での必要な看護職員数を示す

とともに、需給バランスの均衡、訪問看護人材の確保、地域偏在の解消を課題としています。

現在の看護職員の就業者数はどのようになっているのか、また、その達成状況について、道はどのように課題を認識しているのか、伺います。

○植村真美委員長　看護政策担当課長石谷絵里君。

○石谷看護政策担当課長　看護職員の就業者数などについてでありますが、第８次看護職員需給推計では、2025年に必要な看護職員の需要数を常勤換算で８万6421人と推計したところでありますが、2024年調査における道内の就業者数は７万8938.8人、91.3％となっており、需要数に対する就業者数の割合は、上川中部の98.8％に対し、日高では60.9％と、圏域により差があるところです。

また、病院や診療所などの医療分野では、需要数６万7468人に対し、就業者数６万3406.7人で、約94％の達成状況であるのに対し、訪問看護ステーションなどの在宅・介護分野では、需要数１万3970.3人に対し、就業者数１万1209.3人で、約80％となっており、地域偏在の解消や在宅介護分野の人材確保が課題と認識しているところでございます。

○鶴羽芳代子委員　本道においても、これまで様々な看護職員確保に取り組まれてきたと承知しています。

道では、これまでの看護職員の確保に向けたそれぞれの取組の概要について、成果と課題を含めて伺います。

○石谷看護政策担当課長　看護職員確保対策についてでありますが、道では、これまで、北海道医療計画に基づき、新規養成、就業定着、再就業促進、地域偏在の解消に向けた取組を進め、看護師を養成する専門学校の運営支援、看護学生への修学資金の貸付け、院内保育所の運営支援、地域応援ナースの派遣、ナースセンターにおける潜在看護職員の掘り起こしや再就業研修、訪問看護師の就業促進など、各般の施策に取り組んできたところです。

こうした取組により、地域応援ナースは、これまで、全道各地域の31か所の医療機関等に派遣してきたところであり、マンパワーの確保はもちろん、他のスタッフへの刺激につながったなどの声があるところです。

また、特定行為研修を修了した看護師は320人となっており、地域で専門性の高い看護を提供しているところです。

一方、看護職員の需要数には依然として不足していることから、他の施策も併せ、引き続き、効果的、効率的な取組を推進する必要があると認識しております。

○鶴羽芳代子委員　看護職員の確保対策を効果的に進めていくためには、将来の医療需要や人口動態の変化を踏まえ、計画的に施策を展開していくことが重要です。また、地域医療構想や在宅医療の推進などにより、看護職員に求められる役割や必要数も変化していくことが想定されます。

本道の第８次需給推計は2025年までに必要な看護職員数としており、既に目標とする年を過ぎていますが、道では、今後の看護職員需給推計について、どのような時期や考え方の下で見直し

を行う予定か、伺います。

○石谷看護政策担当課長　需給推計の見直しについてでありますが、国は、次期の需給推計を、新たな地域医療構想を踏まえ、高齢者人口がピークに達する2040年までの17年間とする方針を示し、推計には、新たな地域医療構想での医療需要や働き方改革、医療ＤＸの導入による業務効率化など、医療提供体制の変化のほか、少子化を背景とした看護師等学校養成所における受験者数の減少などについても反映することとしております。

国からは、具体の策定スケジュールがまだ示されておりませんが、今年冬頃までに新たな需給推計の策定方針や看護職員養成確保対策が取りまとめられる予定であると伺っており、道といたしましては、国の有識者による検討会での議論を注視しつつ、方針などが決定され次第、速やかに作業を進めるとともに、必要な対策を検討することとしております。

○鶴羽芳代子委員　前回の需給推計以降、医療提供体制を取り巻く環境は大きく変化をしています。こうした中で、次期の看護職員需給推計は、単なる将来予測にとどまらず、本道が将来にわたり持続可能な医療提供体制を構築するための基礎資料として、極めて重要な意味を持つものと考えます。

国の方針を待つだけではなく、道としても、現状の課題や既存事業の評価を踏まえ、より実効性のある取組を検討する必要があると思いますが、今後に向けてどのように対応する予定か、伺います。

○竹内地域医療推進局長　今後の取組についてでございますが、需給推計は、国が示す統一的な方針に基づき算定し、効果的な看護職員確保対策を展開するための重要な基礎資料でございます。

道といたしましては、国の方針が示されるまでの間、既存事業の実績や進捗状況を評価し、有識者で構成いたします北海道総合保健医療協議会で御意見を伺いますほか、今後、関係者へのアンケートやヒアリングなどを通じまして現場の実態を丁寧に把握しながら、引き続き、道医師会や看護協会などの関係団体と密接に連携し、より実効性のある取組を検討してまいります。

○鶴羽芳代子委員　最後は、災害医療体制、ＤＭＡＴについてであります。

昨年７月、カムチャツカ半島付近を震源とする地震に伴い、本道を含む太平洋沿岸地域に14年ぶりとなる津波警報が発令されたほか、12月には青森県東方沖を震源とする地震が発生し、津波警報が発令されたことに加えて、北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用も開始されるなど、巨大地震や津波災害に対する道民の不安や危機意識は一層高まっていると考えています。

また、今年４月には、十勝地方を震源とする地震で、道内で震度５強の強い揺れがあり、緊張感が高まりました。そして、昨日の朝も、北海道地域では最大震度４と、通勤時間ということもあって、住民の皆さんの不安がかなり大きかったと思います。津波警報の発令はされなかったものの、災害が激甚化、頻発化しており、いつ起こるか分からない災害に備え、平時から準備に努めることが非常に重要です。

道では、医療計画に基づいて災害医療体制の整備に取り組んでおり、ＤＭＡＴは、災害急性期

において、専門的な訓練を受けた医師や看護師等が大地震などの災害時に被災地に迅速に駆けつけ、迅速に応急処置を行うなど、非常に重要な役割を果たしています。

こうした中、厚生労働省が日本ＤＭＡＴ事務局のブロック拠点として、新たに北海道と九州に事務局を設置する予定と伺っておりましたが、今般、本年度中に札幌医科大学に事務局を開設予定との発表がありました。

本道の災害対応力を強化するためにも、日本ＤＭＡＴ事務局としっかりと連携することが重要だと考えていますので、以下、伺います。

まず、災害発生時や感染症蔓延時に重要な役割を担う道内のＤＭＡＴの体制整備の状況と、最近のＤＭＡＴなどの派遣実績について伺います。

○佐々木地域医療課長　道内のＤＭＡＴの体制等についてでございますが、道では、令和８年６月現在、災害拠点病院等におきまして災害派遣医療チームであるＤＭＡＴを97チーム確保しており、近年の派遣実績としましては、平成28年の熊本地震で７チーム、30年の胆振東部地震で28チーム、令和６年の能登半島地震で43チームが被災地等で医療活動に従事したところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、国のＤＭＡＴの派遣を受けたほか、感染症対策専門家派遣事業などによりまして、医療機関や社会福祉施設等に医療従事者を派遣したところでございます。

○鶴羽芳代子委員　新型コロナウイルス感染症のお話をいただきましたけれども、2020年の春、北海道の高齢者施設、茨戸アカシアハイツで大規模なクラスターが起きました。ＤＭＡＴが収めた国内の２例目でございます。ダイヤモンド・プリンセス号が最初でしたので、地上では初の事例となりました。

私は、そのとき、あの施設を運営する法人の理事として現地対策本部に共に入って活動していましたので、本当にこのＤＭＡＴの重要性を体感しています。施設内の大混乱と行政の対応の遅れがありましたが、ＤＭＡＴの医師が、札幌市に対して速やかに対策本部を置くように強く進言をして実現されました。そのときに、道の保健福祉部からも支援をいただいております。ここで、改めて感謝を申し上げます。

このとき、ウイルスが蔓延した介護施設を、一つの災害現場、見えない災害と申しましょうか、そういったことによって、ここから体制がつくられたなと感じておりますので、今回、札幌に事務局をつくっていただけるということは本当に重要でありがたいことと思っています。

そのＤＭＡＴの体制確保に向けた取組についてです。

災害の発生に備え、平時からの体制づくりが重要と考えます。道におけるＤＭＡＴの体制確保に向けた取組について伺います。

○佐々木地域医療課長　ＤＭＡＴの体制確保についてでございますが、道では、災害時にＤＭＡＴが有効に機能するよう、平時から人材育成や定期的な訓練実施など体制の整備に努めることとしておりまして、毎年度、基幹災害拠点病院である札幌医科大学等と連携し、実際の災害を想定

した実動訓練やＤＭＡＴ隊員の養成、技能維持を目的とした研修を実施しております。

昨年度は、政府が実施する大規模地震時医療活動訓練と合同でＤＭＡＴ実動訓練を企画し、道内外から参集した多数のＤＭＡＴが、自衛隊等の関係機関と協働して、道南、胆振、日高の各地に展開し、地元医療機関とも連携した活動を行いましたが、被災想定地域が広域であったため、活動拠点本部の人員不足が課題となった一方、実動訓練を通じて、他県からの参加者との連携が確認できたことに対する評価があったところでございます。

○鶴羽芳代子委員　日本ＤＭＡＴの事務局が今年度中に北海道に設置される予定とのことですが、この事務局ではどのような役割を担うこととされているのか、伺います。

○佐々木地域医療課長　日本ＤＭＡＴ事務局についてでございますが、この事務局は、厚生労働省からの委託を受けた国立健康危機管理研究機構が運営しておりまして、平成17年に東京、25年に首都直下型地震等を想定して大阪にも設置されたものでございます。

事務局の役割として、平常時にＤＭＡＴ隊員や都道府県職員等に対して研修や訓練を実施しますほか、災害等の発生時におきましては、事務局職員を被災地に派遣し、専門的知見を基に、広域的なＤＭＡＴの運用調整に加えまして、被災地域への助言、保健医療福祉チームや関係省庁との連携調整を行っております。

○鶴羽芳代子委員　日本海溝、千島海溝の巨大地震が想定される中、日本ＤＭＡＴの事務局が本道に設置されることによって道内の災害医療体制にどのような影響が見込まれるのか、伺います。

○佐々木地域医療課長　日本ＤＭＡＴ事務局の道内設置による効果についてでございますが、これまで多くが道外で実施されていたＤＭＡＴ隊員の養成研修につきまして、道内での開催回数が、これまでの年１回から複数回に拡充され、受講機会が増えることにより、さらなる人材育成が進みますとともに、研修や訓練の機会を通じて日本ＤＭＡＴ事務局と道内の災害拠点病院などの関係機関との連携が深まること、また、道内で災害が発生した際には、事務局職員が速やかに道庁に参集し、道と連携した初動対応やＤＭＡＴ派遣に係る広域調整が行われることが可能となり、道内の災害医療体制がより一層充実することが期待されると考えております。

○鶴羽芳代子委員　最後に、いつ起きるか分からない災害の発生に向けた平時からの準備は欠かせません。

道の災害医療体制の整備に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

○竹澤保健福祉部長　今後の災害医療体制についてでございますが、道では、災害時に必要な医療を提供できる体制を確保するため、21全ての２次医療圏に計34か所の災害拠点病院を整備し、基幹災害拠点病院であります札医大附属病院との連携の上、平時から研修や実動訓練を実施しますとともに、胆振東部地震や能登半島地震などの災害発生時には、ＤＭＡＴ等の医療チームの迅速な派遣を行ってきたところでございます。

道といたしましては、今後、海溝型地震による被害も想定される中、日本ＤＭＡＴ事務局とも連携し、これまでの実動訓練の課題を踏まえた実践的な訓練の実施や、道内での研修機会の増加

を生かした安定的な人材育成に取り組むなど、様々な災害を想定しながら災害医療体制の確保に努めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　ありがとうございました。

○植村真美委員長　鶴羽委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員　それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

まず、子ども政策について、子ども政策の推進に関し、本定例会の我が会派の代表格質問に対して、道からは、社会経済情勢の変化なども踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組む、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保や食料支援に加えて、子どもたちに分かりやすい道政情報の発信のほか、乳幼児等医療給付事業について、所得制限の撤廃を本年８月に実施できるよう検討を進めているとの答弁がありました。そこで、以下、それらの具体的な内容等について質問いたします。

まず、乳幼児等医療給付事業の所得制限撤廃について、代表格質問でもお聞きしたとおり、道では、これまで、所得制限の撤廃に関してどのようなスタンスを取っていたのか、また、このタイミングで唐突に実施することとした理由について、併せて伺います。

○植村真美委員長　子ども成育支援担当課長岩木良成君。

○岩木子ども成育支援担当課長　所得制限の撤廃についてでございますが、道の乳幼児等医療給付事業に係る所得制限につきましては、国の児童手当制度に準拠してございまして、これまで、制度改正の都度、道内自治体と協議をし、全ての自治体で実施可能となる時期から対応してきており、児童手当に係る令和６年10月からの所得制限撤廃に伴い、道では、所得制限を設定している自治体から撤廃に向けた御意見をお伺いしてきたところであり、対応に時間を要するとした自治体が複数ありましたことから、これまで意見交換を重ねてきたところでございます。

こうした中、既に多くの市町村において独自に所得制限を撤廃していることに加え、所得制限のある自治体からも、道に対し撤廃の要望がなされたことなどを踏まえ、本年８月から実施できるよう検討を進めることといたしました。

○鈴木一磨委員　一方で、道内市町村においては、先行して既に所得制限を撤廃している市町村も多いものと承知しておりますが、これまでに所得制限を撤廃している市町村数と、各市町村が独自で実施している助成内容の概要についてお伺いいたします。

○岩木子ども成育支援担当課長　市町村の状況についてでございますが、道が実施した道内市町村における子ども医療費助成に関する調査では、本年４月１日現在、所得制限を撤廃している道内市町村は162か所となっており、対象範囲につきましては、通院、入院いずれも高校までとしている市町村は159か所と最も多く、道と同じ基準で実施しているのは５か所となってございます。

○鈴木一磨委員　道内179市町村のうち、今の答弁では、既に所得制限を撤廃している市町村は

162とのことですが、札幌市や私の地元・北見市など17市町村ではまだ未実施であります。

そこで、市町村への影響について、今お伺いした撤廃済み市町村に居住する方にとっては、予算上の財源を負担する主体が住まいの市町村から道に変わるだけで、実質的に新たなメリットは生じず、逆に、現在自己負担である課税世帯の医療費１割負担の一部を支援したり、また、対象年齢拡大のほうが効果的な負担軽減につながるものと考えますが、その点について、道が実施する意義等をどのように認識しているのか、所見を伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　所得制限撤廃の意義などについてでございますが、今般、道が本事業の所得制限を撤廃することで、撤廃済みの市町村におきましては、新たに道の財政支援を得られることとなり、さらなる子育て施策の充実に向けた政策資源となり得ることが期待できるほか、現時点で制限を設定している市町村におきましては、道による財政支援によって所得制限撤廃に向けた誘因になることが期待をされ、道民に対する子育て支援施策の充実に資するものと考えております。

○鈴木一磨委員　この６月というタイミングで道が所得制限の撤廃を表明したわけですが、対応する市町村側では、システム面や住民への周知など、相応の準備等も必要になるはずです。

８月の実施に本当に間に合うのか、８月から実施できる市町村はどのくらいになると見込んでいるのか、お伺いします。

○岩木子ども成育支援担当課長　実施時期等についてでございますが、本事業の実施主体である市町村では、住民税の課税状況により受給者区分を決定しており、毎年６月の課税決定を経て受給者証を８月に発行してございます。

昨年度、道が市町村に対して行った調査では、仮に道が所得制限を撤廃するとした場合、開始時期は８月としてほしいと回答した市町村が大半であったことを踏まえ、本年８月から撤廃できるよう検討を進めることといたしました。

また、昨年度の当該調査では、市町村において対応可能となる時期の目安についても照会をしており、１年以内に対応できるとした市町村は全市町村の約５割でありましたが、現在、改めて各市町村に対し、対応可能となる時期などについて調査を行っているところでございます。

○鈴木一磨委員　道と同じ給付要件ですとか、そういったところはスムーズに移行ができるのかなと思うのですが、私が心配しているのは、道と異なる医療費助成の市町村の場合であります。

予算確保のほか、条例改正、また、システム改修、住民への周知など、相当な負担がかかることは容易に想像できますし、８月からの実施をこの６月に表明することは、あまりにも唐突と思われます。

例えば、当該市町村議会では、現在、２定閉会を迎え、制度改正議論やシステム改修のための追加補正予算等の議会審議すらできない状況にあります。また、未実施市町村では、なぜ道の所得制限撤廃と合わせて市町村も実施しないのかと苦情や問合せ対応に追われる懸念もあるなど、市町村への配慮が欠けているのではないかと不安があります。

８月からの実施に向けて、市町村との連携も含めて、これまでどのような検討を進めてきたの

か、改めて伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　これまでの検討状況についてでございますが、道では、令和６年10月の児童手当の所得制限撤廃に伴い、これまで、全ての市町村に意向調査を行いましたほか、所得制限を設定している市町村につきましては、個別に撤廃に向けた御意見や課題などをお聞きしてきたところでございまして、この間、本事業における所得制限撤廃について、その時期などを含め、継続的に検討してまいりました。

○鈴木一磨委員　これに係る道の予算措置についてお伺いしますが、冒頭提案及び追加提案の補正予算のいずれにも、関係する道の事業費の計上は見受けられませんでした。

　実施に当たり、所要額をどの程度と見込んでいるのか、予算措置の必要はないのか、伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　予算措置についてでございますが、昨年度実施しました調査に基づき推計をいたしますと、今年度における道予算への影響額は、医療費のほか、事務費などを含め１億円程度と見込まれますが、現在、市町村に対し、対応時期や影響額、システム改修経費等の詳細について調査を行っているところでございます。

○鈴木一磨委員　今の答弁では、現在、市町村に対し、影響額やシステム改修経費等の調査を行っているとのことですが、実は、一部には、道は事業費を試算し追加の補正予算の対応も検討するとの報道もありました。８月からの実施に向けたシステム改修への助成など、当初予算説明にはない新たな支出要素があれば、リミット的に今定例会での補正予算提案が必要となるはずですが、予算措置の必要性は本当にないのか、改めて伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　予算措置についてでございますが、現在、市町村に対し、対応時期や影響額のほか、システム改修経費等の詳細について調査を行っているところでございまして、今後、この調査結果や北海道医療給付事業全体の推移も見極めながら、必要に応じ対応を検討してまいります。

○鈴木一磨委員　今回の乳幼児等医療給付事業の所得制限撤廃の８月実施というのは、今定例会における会派代表格質問の答弁等で明らかとなった経過があります。

　ということは、逆に、議員側が質問しなければ、正式に議会説明する機会がないまま、報道が先行していたのでしょうか。所管する子ども政策調査特別委員会での事前報告もなかったものと承知しますが、道内全市町村の医療費助成に影響する案件ですので、８月実施の意向表明前に、道議会に対して丁寧に事前説明すべきだったのではと考えますが、所見を伺います。

○岩木子ども成育支援担当課長　表明の時期についてでございますが、道では、令和６年10月の児童手当の所得制限撤廃に伴い、これまで、全ての市町村に意向調査を行いましたほか、所得制限を設定している市町村につきましては、個別に撤廃に向けた御意見や課題などをお聞きしてきたところでございまして、この間、本事業における所得制限撤廃について、その時期なども含め、継続的に検討してまいりました。

　こうした中、既に多くの市町村において独自に撤廃していることに加え、所得制限のある複数

の自治体から、道に対し撤廃の要望がなされたことなどを総合的に勘案し、所要の調整を経た上で、道の対応の方向性について速やかに道議会にお示しをさせていただいたものでございます。

○鈴木一磨委員　今、経過は話されたのですけれども、本定例会の前後にも、委員会ということで、道議会がしっかり説明を受ける場面があったと思うのですよ。なぜ、そこで説明しないで、いきなり、私たちが聞いた議会質問に対する答弁で表明したのか。これは、ルール的に、事前に、全市町村の医療費助成に影響する案件ですから、私たち道議会としても慎重に審議するとか、いろいろと説明も地元に帰ってから求められることも多いのですよ。

これは、しっかりと議会に説明するということが必要だと思いますけれども、再度、見解を求めたいと思います。

○岩木子ども成育支援担当課長　表明の時期についてでございますが、道では、本事業における所得制限撤廃について、その時期なども含め継続的に検討してきたところでございまして、既に多くの市町村において独自に撤廃していることに加え、所得制限のある複数の自治体から、道に対し撤廃の要望がなされたことなどを総合的に勘案し、所要の調整を経た上で、道の対応の方向性について速やかに道議会にお示しをさせていただいたものでございます。

○鈴木一磨委員　今、手続の話をしていまして、子育て家庭の経済的不安が少しでも和らぐこと自体は歓迎すべきことだと思います。

ただ、知事が唐突に所得制限の撤廃を表明した、このことによって、事業の主体となっている市町村の対応が追いついていないという、もう一方の課題や懸念が大きいということが問題であります。今後の制度実務にも不安が生じております。

実施市町村数の拡大や対象年齢のさらなる拡大など、課題はたくさんあると思っておりますので、残された課題と今後の道としての対応について、改めてお伺いします。

○植村真美委員長　子ども政策局長工藤晴光君。

○工藤子ども政策局長　乳幼児等医療給付事業における今後の対応についてでございますが、本事業は、乳幼児の健康保持などを目的として、市町村と連携しながら、これまで対象年齢を拡大するなどの見直しを行い、安定的な制度運営に努めてきたところでございます。

こうした中、道では、社会経済情勢の変化を踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組むとの考えの下、本事業の所得制限を本年８月から撤廃できるよう検討を進めることといたしました。

子ども医療費助成につきましては、社会保障制度の公平性を確保する観点から、全国どこにいても同じ費用負担で必要な医療を受けられることが望ましいと考えており、道といたしましては、今後とも、全国知事会とも連携しながら、全国一律の助成制度が創設されるよう国に要望してまいります。

○鈴木一磨委員　次に、子ども政策に関連して、宿泊体験支援事業についてお伺いします。

我が会派の代表格質問への答弁にあった、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保について、ひとり親家庭の子どもも対象か、親の同伴を前提とするのかも含めて、実施の趣

旨や費用負担の在り方等、取組の概要についてお伺いします。

○植村真美委員長　子ども政策企画課長中村浩君。

○中村子ども政策企画課長　宿泊体験の概要についてでありますが、道が令和５年に実施した子どもの生活実態調査において、過去１年間に親子で旅行やキャンプに行った経験がないと回答した子どもの割合が、低所得層世帯では中間所得層世帯の約３倍となっているなど、生育環境の違いによって子どもの体験活動や学びの機会に格差が生じている状況です。

このため、今般の取組は、非正規就業率や貧困率が高く、経済的、時間的な制約があることなどから比較的体験機会が少ないとされているひとり親世帯を対象に、ホテルや旅館といった日常とは異なる場所での体験と家族で過ごすことのできる時間を提供するもので、親子の絆を深めていただくため、親子での参加を前提としておりまして、本取組への参加に係る宿泊費につきましては、宿泊事業者が負担するとの申出を受けております。

○鈴木一磨委員　制度の意図としては、ある意味、いい制度だなと思うのですが、実は、私も幼少期は両親が共働きで鍵っ子だったのでよく分かるのですけれども、経済的に厳しく働きづめの家庭ほど帯同できないのですよ。参加できない可能性もあるのではないかという不安があります。親は、なかなか時間がつくれないのですよね。

この取組の性質上、例えば、道内のひとり親家庭の子ども全部をカバーできるわけではない部分もありますので、当然、対象条件が限定されることになると思いますが、その点、公平性の観点で問題はないのか所見を伺いますとともに、対象者をどのように選定するのか、併せてお伺いします。

○中村子ども政策企画課長　実施方法等についてでありますが、現在、宿泊事業者の団体では、本取組に賛同いただける会員の事業者との調整を進めているところでありまして、道といたしましても、できるだけ多くのひとり親家庭が参加できるよう、道内各地域での受入れについて、団体と協力しながら、事業者に対し呼びかけていくこととしております。

また、本取組への参加者の募集に当たりましては、参加される方の公平性も考慮し、収入など一定の条件を設け、公募することを検討しており、参加者の選考に当たりましては、地域でひとり親家庭等の支援に取り組む母子会等の協力も得ながら進めてまいります。

○鈴木一磨委員　親やスタッフの数、事業の規模感も含めて、宿泊体験中や移動中の安全確保対策をどのように講じるのか、考えをお伺いします。

○中村子ども政策企画課長　安全の確保についてでありますが、事業の実施に当たりましては、宿泊施設ごとに個々の施設の規模や受入れに係る人員体制等を考慮し、安全面にも配慮した事業実施となるよう、受入れ人数や体験メニューの内容などについて、今後、団体等と調整を行ってまいります。

また、宿泊施設への移動中などにおける安全確保につきましては、御参加いただく方に旅行保険の加入を条件とすることを検討しておりまして、宿泊体験や移動中のトラブルにも適切に対応できるよう準備を進めてまいります。

○鈴木一磨委員　この体験事業は、事業として、ひとり親家庭や共働き家庭の子どもの視点で、例えば、道が事業の幅を広げることなどをさらに考えることも必要ではないかと思います。

親同伴で参加できない子どもには、各家庭で自由に旅行スタイルを組み立てて実行できるよう、家族旅行に係る宿泊や移動の費用への支援を行うなど、各御家庭や子どもたちの意見等を聞きながら、誰も置いてけぼりにならないよう多角的に検討してもよいのではと思いますが、所見をお伺いします。

○中村子ども政策企画課長　事業内容についてでありますが、今般、新たに実施する子どもの宿泊体験機会の確保につきましては、宿泊事業者の団体から、地域貢献活動の一環として、ひとり親家庭に対し無償で宿泊体験の機会を提供したいとの御提案をいただいたものでありまして、道では、ひとり親家庭への支援につながるものと考え、事業の実施に向けて団体と調整を進めているところです。

道といたしましては、今年度、本取組に参加されるひとり親家庭の子どもやその保護者のほか、受入れ宿泊事業者やひとり親家庭を支援する団体からも御意見をお聞きし、必要に応じて見直しを検討するなどして、子どもの体験活動のさらなる充実に向け、取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員　こうした事業の全体像において、「こどもまんなか」の理念に沿い、特に、ひとり親家庭のニーズに合った取組をＰＤＣＡを通じて構築すべきと考えますが、今後の対応についてお伺いします。

○中村子ども政策企画課長　ひとり親家庭への支援についてでありますが、道では、これまで、ひとり親家庭を支援するため、母子・父子自立支援相談支援員による相談対応や、母子父子寡婦福祉資金の貸付けなどのほか、母子家庭等就業・自立支援センターによる就労支援などを通じて、家庭状況に応じた総合的な支援を実施してきました。

加えて、今年度は、社会経済情勢の変化なども踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組むとの考えの下、関係団体からの要望や民間団体からの御提案を受け、経済的に困難な状況にある子どもの宿泊体験機会の確保などに取り組むこととといたしました。

道といたしましては、今後とも、こども施策審議会の御意見やひとり親家庭の当事者のほか、関係団体等の御意見も踏まえながら、施策の見直しなどを行い、取組を進めてまいります。

○鈴木一磨委員　関連施策において、我が会派代表格質問への答弁の中で、食料支援や子どもたちに分かりやすい道政情報の発信にも取り組むとのことでありました。

これらについても、具体的にどのような取組を行うのか伺うとともに、これらの事業以外にも年度内に取り組む予定はあるのか、改めてお伺いいたします。

○中村子ども政策企画課長　子ども関連施策についてでありますが、道では、昨今の社会経済情勢の変化なども踏まえ、早期に実行可能な施策に順次取り組むこととしており、食料支援が必要な子どもやその御家庭等に対し、道職員が各家庭などから食料品を持ち寄り、子ども食堂等に提供するフードドライブを新たに実施いたします。

また、今年度、夏休みに開催する北海道こども施策審議会こども部会のテーマとして、道内の

子どもたちに、北海道への理解や愛着を育むため、必要となる情報や伝達手段の在り方について御議論いただき、いただいた御意見やアイデアを参考としながら、道政広報を含む情報発信を強化していくこととしておりまして、今後、施策の推進につきましては、こども施策審議会等での御意見なども踏まえながら、引き続き、実行可能な施策について検討をしてまいります。

○鈴木一磨委員　今、答弁の中で、道職員のフードドライブの取組を行うということでした。これは、施策として大変すばらしいことだと思います。

ただ、実際に取り組んでみたものの、持ち寄った食料品が僅かであったり、例えば、長きにわたって取り組んでいるうちに、年々、食料品の回収量がどんどん目減りするというようなことがあっては、やはり、これは社会的に道の本気度や期待度、信頼度にも影響しますので、しっかり取り組まれますよう前向きに指摘をいたします。

続いて、今後の対応についてでありますけれども、道では、昨年度、北海道こども計画をスタートさせ、全庁を挙げて施策の推進に取り組まれているものと認識しておりますが、中間点検では、順調に進んでいる取組がある一方で、男性の育児休業取得率など達成度合いが低い項目も散見されます。目標達成年度は令和11年度とされており、一見、ゴールポストはまだ遠いようにも思われますが、今からできることを着実に積み重ねていくことが何より重要と考えます。

今般の計画に係る点検結果を踏まえた取組の強化はもとより、先ほど来、議論してきた本年度中から開始する取組など、当事者である子どもの視点を最も大切にしながら丁寧に進めていく必要があると考えますが、「こどもまんなか社会」の実現に向け、今後どのように取り組んでいくのか、最後に推進監の所見をお伺いします。

○植村真美委員長　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○鈴木保健福祉部子ども応援社会推進監　子ども政策の推進についてでございますが、道では、本道の子どもをめぐる様々な課題の解決に向け、昨年度からスタートした北海道こども計画を全庁挙げて推進するため、先月、こども政策推進本部を開催し、計画に盛り込んだ指標の中間点検を実施したところであり、計画期間中の達成に向け、取組を加速すべき施策について検討を進めることとしたところでございます。

今後の計画の推進に当たりましては、毎年度、推進本部において、全庁的に進捗状況の点検評価を行うとともに、こども施策審議会での御意見や、本道の未来を担う子どもたちや若者の声をお聞きし、施策の見直しを行うなどしながら着実に取組を進め、本道の全ての子どもたちが健やかに成長でき、安心して子育てできる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員　一連の子ども政策において、例えば、乳幼児等医療給付事業の所得制限撤廃に関し、やはり、市町村側ではシステム面や住民への周知など相応の実務対応が必要と考えられ、また、８月実施まで準備期間もなく、相当の疲弊と混乱を招くものと懸念されます。なぜ、もっと早い時期に表明できなかったのかなど、知事に趣意を直接確認したく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

続いて、歯科医療対策についてお伺いします。

まず、歯科医療の地域偏在等について、本道人口の約４割が札幌市に集中し、広大な行政面積下において人口の地域偏在が認められます。とりわけ過疎地において地域医療の確保が大きな課題ですが、医師の確保のみならず、歯科医師の地域偏在も喫緊の課題ではないでしょうか。

2020年度国勢調査総人口及び医師・歯科医師・薬剤師統計によると、人口10万人対歯科医師数において、札幌の105.5人に対し、宗谷などはその半数以下となっている実態が明らかであります。

まず、歯科医師の地域偏在の現状と課題について、道の認識をお伺いします。

○植村真美委員長　地域保健課医療参事本田和枝君。

○本田地域保健課医療参事　歯科医師の地域偏在についてでございますが、国の医師・歯科医師・薬剤師統計調査では、令和６年の人口10万人当たりの歯科医師数は、全国平均が83.0であるのに対し、本道が81.2と若干下回る状況にあります。

しかしながら、２次医療圏別に見ますと、南檜山は40.0、宗谷は41.6、釧路は43.6となっており、全国平均を著しく下回る圏域があるなど、歯科医師の地域偏在が生じているほか、歯科医師の高齢化や後継者不足などにより歯科医院数も減少傾向にあることから、地域における歯科医療提供体制の確保が課題であると認識しております。

○鈴木一磨委員　道民の健康保持を考えた際、歯科医療の空白地域、いわゆる無歯科医地区はできるだけ避けなければなりません。

歯科医師の偏在解消に向けて、道はどのように取り組んでいるのか、伺います。

○本田地域保健課医療参事　偏在の是正に向けた取組についてでございますが、道では、無歯科医地区における歯科保健医療を確保するため、容易に歯科医療機関を利用することができない高齢の方々や通院が困難な方に対する必要な訪問歯科診療のほか、相談対応を行う在宅歯科医療連携室の活動への支援、歯科医療の確保が特に困難な離島への歯科医療班の派遣や、地域医療振興財団の歯科医師バンクの周知など、地域の実情等に応じた人材確保に取り組んでいるところでございます。

○鈴木一磨委員　道内のどの地域に住んでいても、道民の健康管理上、口腔機能の維持や回復は大変重要です。

治療・管理・連携型の歯科医療の必要性に鑑み、近年の診療報酬改定でも、医科・歯科連携と併せて、継続的な口腔管理や口腔疾患の重症化予防等、口腔機能に着目した改定が続いていますが、地域の歯科医療を支える上では、歯科医師だけでなく、歯科衛生士の確保も必要であります。

特に、地方部では歯科衛生士不足が深刻化していますが、道の認識と取組について伺います。

○本田地域保健課医療参事　歯科衛生士の確保対策についてでございますが、歯科衛生士は、広く道民の歯科疾患予防や口腔衛生の向上に携わるほか、高齢者施設や在宅における口腔健康管理など、道民の健康を支える重要な役割を担っておりますが、本道では、歯科衛生士の養成施設への入学者数が減少しており、今後の人材確保が課題でございます。

このため、道では、関係団体と連携しながら、離職している歯科衛生士に対する復職支援や、小中学生と高校生を対象とする職業体験イベントを開催するなど、人材の確保、定着に取り組んでいるところでございます。

○鈴木一磨委員　地元の関係者等から、歯科診療体制の維持確保のための歯科医院等の開業支援や後継対策などの支援が医科と比べて十分ではないといった声や、歯科医師の高齢化等により、病院や福祉施設、集団歯科健診、土日救急対応等に苦慮しているとの声も聞きます。

道民生活に必要な健診や救急治療等の体制確保に向け、道ではどのように対策しているのか。また、医科と同様に、歯科医療分野にもＩＣＴ機器等の導入は必要と考えますが、歯科医療に対する業務効率化等の支援について、道はどのように対応しているのか、伺います。

○本田地域保健課医療参事　歯科医療への支援についてでございますが、道では、北海道歯科医師会が実施する休日救急歯科医療体制の確保や歯科健診事業の委託のほか、障がい者や認知症の方への対応力向上等のための研修会を支援するなど、資質向上や効率的に歯科医療提供体制を確保するための取組を進めているところでございます。

また、国では、ＩＣＴを活用した歯科診療等の在り方について検討会を設置し、必要なルール整備や運用上の課題などについて議論が進められているところであり、道としては、国の動向を注視するとともに、歯科医療分野におけるデジタル化や業務効率化の取組が円滑に進められるよう、必要な財政措置や支援制度の充実について、引き続き国に要望してまいります。

○鈴木一磨委員　次に、ナフサ不足等による診療物資の確保についてお伺いします。

中東情勢の悪化に伴い、石油燃料やナフサ不足が物価高や資材・製品調達に影響を及ぼし、歯科診療で毎日使う診療用グローブや患者用エプロン、紙コップ、滅菌バッグ等、診療に欠かせないものが調達不安の状況に陥っています。特に、歯科は小規模な診療所が多く、大病院のように物資を十分に備蓄したり、調達先を分散したりすることが難しいため、品薄の影響が大きいとも言われます。

歯科医院等で扱う医療用品の価格高騰や品数不足に対してどのように支援しているのか、お伺いします。

○植村真美委員長　医務薬務課長吉田亮輔君。

○吉田医務薬務課長　歯科医療機関に対する物資等の支援についてでありますが、中東情勢の影響により、手袋やガウンなどの衛生資材が不足する傾向が見られることから、道では、買占めなどによる流通の目詰まりが起きないよう、医療機関等に過剰な発注を行わないよう呼びかけるとともに、広域災害救急医療情報システムにより、物資等の供給状況を把握し、リアルタイムで国に情報提供を行っております。

また、国が備蓄する医療用手袋を医療機関向けに販売するなどの支援を行いますほか、先月から、賃上げ、物価上昇に対する支援や、光熱費、食材料費に対する支援なども行っております。

○鈴木一磨委員　手袋やガウンなどのほかにも、局所麻酔剤や詰め物資材など、診療に欠かせない治療製品や材料なども不足していると聞いております。

これらはどのように調達を維持していくのか、改めてお伺いします。

○吉田医務薬務課長　歯科医療機関に対する物資等の支援についてでございますが、道では、買占めなどによる流通の目詰まりが起きないよう、医療機関等に過剰な発注を行わないよう呼びかけますとともに、広域災害救急医療情報システムにより、医療物資の供給状況を把握し、リアルタイムで国に情報提供を行っておりますが、委員御指摘のとおり、歯科診療所は小規模でございますので、今後とも、北海道歯科医師会と緊密に連携を図りまして、状況をきめ細かにお伺いしながら、物資の不足等を生じることのないよう国に適時適切な対応を求めてまいります。

○鈴木一磨委員　厚生労働省が設置する「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」で、医療と介護の在り方や連携が重要視される中、歯科医療を道はどのように医療計画に位置づけているのか、お伺いします。

○本田地域保健課医療参事　医療計画における歯科医療の位置づけについてでございますが、北海道医療計画では、歯科医療を地域保健医療対策の一分野に掲げており、口腔の健康と全身の健康との関連性について広く指摘されていることから、計画に掲載されているがんや糖尿病などの５疾病の対策や、在宅医療などに関し、かかりつけ歯科医として地域の医療機関と連携し、適切な歯科医療の提供に努めることなどを位置づけているところでございます。

○鈴木一磨委員　最後に、歯の健康づくり対策についてお伺いします。

地域を見据えた歯科保健医療提供体制の構築とともに、歯科診療にかかる方々を減らすことが最も大切です。

歯科保健活動や虫歯予防イベント、講習会等、歯の健康づくりに資する取組の充実等、超高齢化時代における歯の健康対策の在り方について所見をお伺いします。

○植村真美委員長　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部長　歯と口腔の健康づくりについてでございますが、道では、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例に基づき、歯科健診の定期的な受診を勧奨する普及啓発や、歯科専門職の人材育成のほか、要介護者への支援など、様々な対策を進めてきているところでございます。

また、今後の地域における歯科保健医療提供体制の在り方につきましては、市町村や職能団体、大学などで構成する検討会で、圏域ごとの患者の受療動向や人口推計などを踏まえ、検討を進めているところでございまして、道といたしましては、今後とも施策の効果的な推進を図りますとともに、急速な高齢化の進行に伴う口腔機能の低下、いわゆるオーラルフレイル対策などの課題にも適切に対応し、全ての道民の皆様が住み慣れた地域におきまして、生涯を通じて必要な歯科保健サービスを受けることができるよう、歯と口腔の健康づくりに取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員　以上で終わります。

○植村真美委員長　鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後０時11分休憩

午後１時16分開議

○鈴木仁志副委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

和田敬太君。

○和田敬太委員　それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、理容師、美容師の養成施設についてお伺いをしてまいります。

理容業及び美容業は、道民の生活に欠かせないサービスであり、理容師、美容師は、施術の際に人の皮膚や頭皮などに直接触れるため、公衆衛生を確保する上で必要となる専門知識や技術を都道府県が指定した養成施設で学び、厚生労働大臣が行う理容師・美容師試験に合格した者が免許を受けて、それぞれの業を行うことができることとされております。

理容師、美容師の制度については、これまでも、社会情勢の変化や科学技術の進歩を踏まえ、これまで累次にわたり見直しが行われてきたところでありますが、昨年５月、国におきまして、遠隔授業の実施など、時代のニーズに沿った理容師及び美容師の養成の在り方に関わる中間取りまとめが行われたと承知をしております。

そこで、道内における理容師・美容師養成施設の状況につきまして、以下、数点お伺いをしてまいります。

まず、道が指定している道内の理容師、美容師を養成する施設数と、道がどのように指導、調査を実施しているのか、お伺いいたします。

○鈴木仁志副委員長　食品衛生課長山中恭史君。

○山中食品衛生課長　理・美容師の養成施設数などについてでありますが、道では、理容師養成施設は８施設、美容師養成施設は12施設を指定しており、おおむね３年から５年に１回程度、指導、調査を行い、教員の配置や授業の実施状況など、関係法令や通知を遵守し、適切な施設運営が行われているかどうかを確認しているところでございます。

また、調査により、改善を要する事項が確認された場合には、文書による指導助言を行い、別途、改善を確認しているところでございます。

○和田敬太委員　次に、遠隔授業についてお伺いいたします。

近年、遠隔授業を主体として運営する理容師・美容師養成施設が全国的に展開されており、道内におきましても指定を受けた施設が存在しております。

国においては、中間取りまとめを踏まえ、一定の要件の下で遠隔授業の実施を可能とする制度の見直しを行ったものと承知をしておりますが、具体的にどのような見直しが行われたのか、お伺いいたします。

○山中食品衛生課長　遠隔授業についてでありますが、国は、昨年12月、近年の情報通信技術の発展などを踏まえ、対面授業に相当する教育効果を維持しつつ、養成施設や生徒が多様な履修方

法を選択できるよう、実習を主たる要素とする理容師・美容師養成課程の特性を勘案した上で、遠隔授業の運用ルールを明確化したところでございます。

具体的には、通信課程における面接授業のうち、対面での教育が必要となる実習などを除く教科、科目については、教員と生徒のリアルタイムによる対話が可能であり、総授業時間数の２分の１を超えない範囲で行われる場合は遠隔授業により実施できることとしております。

○和田敬太委員　今後の対応についてでありますが、理容・美容業は、単に容姿を整えたり、美しくするのみではなく、心身の緊張をほぐし、ストレスを軽減したり、会話を通じて安心感や信頼を提供するほか、高齢者、障がい者、病気療養者への訪問美容で生活の質を支えるなど、様々な側面があり、道民の皆様の生活に欠かせないものであると思います。

道民の皆様に適正な理・美容サービスを提供するための理容師、美容師の養成に向けて、道の今後の対応をお伺いいたします。

○鈴木仁志副委員長　健康安全局長岡村卓治君。

○岡村健康安全局長　今後の対応についてでございますが、理容業や美容業は、道民の皆様の日常生活に身近で欠かすことのできないサービスであり、高度化、多様化する消費者ニーズに対応した専門技術を提供できる理容師及び美容師を養成確保していくことが必要でございます。

道といたしましては、各養成施設に対し、関係法令や通知に基づき、教員体制や授業内容、実習環境など、養成課程の適切な運営が図られるよう指導助言を行いますとともに、国の動向などを踏まえながら、養成施設において、社会環境の変化にも対応した適切な運営環境が確保されるよう努めてまいります。

○和田敬太委員　次に、感染症対策についてお伺いいたします。

報道によりますと、国内で麻疹、いわゆる「はしか」の感染が拡大をしており、昨年同期比約４倍でありまして、過去10年間で最多であった令和元年に迫る患者数となっております。麻疹は、近年、世界でも報告数が増えており、訪日外国人の増加により、海外からの持込みリスクが懸念される中、感染力が非常に強いことから、道内でも感染が拡大する可能性があると考えます。そこで、以下、感染状況や対応などについてお伺いをしてまいります。

まず、今後の対策を検討する上では、感染状況の推移を正確に把握することが重要であると考えます。感染が増加しているとされる本年を含めた、直近における国内と道内の感染状況についてお伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　感染症対策課長中島茂紀君。

○中島感染症対策課長　麻疹の感染状況についてでございますが、国内では、令和元年に744人と、過去10年で最多の患者を記録して以降、減少傾向にありましたが、昨年から大幅に増加し、本年の最新の報告によりますと、529人で、令和元年の患者数に迫る勢いとなっております。

一方、道内では、令和元年に６人と、国内と同様、過去10年で最多の患者を記録しましたが、その後は減少傾向となっており、本年は、直近で２人と、過去と比較しても大幅な増加は見られておりません。

○和田敬太委員　報道では、10代から30代の患者が多いと聞いております。また、麻疹は、感染力が極めて強い感染症である一方、その特徴や予防法について十分に理解されていない面もあると思います。

そこで、国内で患者が増えていることも踏まえ、改めて、麻疹の症状や感染経路、予防策についてお伺いをいたします。

○中島感染症対策課長　麻疹の症状などについてでございますが、国によると、麻疹は、ウイルスによって引き起こされる急性の全身感染症で、感染すると約10日後に発熱やせきなどの風邪のような症状が現れ、その後、39度以上の高熱と発疹が出現し、肺炎や中耳炎を合併しやすく、1000人に１人程度の割合で脳炎を発症するとされております。

近年では、海外の流行地域から国内にウイルスが持ち込まれるリスクも高まっており、空気感染などで広がり、その感染力は非常に強く、免疫を持たない人が感染すると、ほぼ100％発症すると言われております。

なお、手洗いやマスクだけでの予防は不可能であり、最も有効な予防法はワクチンの接種で、重症化の予防や周囲への感染拡大リスクの低下に効果があるとされております。

○和田敬太委員　麻疹の予防にはワクチン接種が有効とされておりますが、国の指針等では、定期予防接種により対象者の95％以上が２回の接種を完了することで、集団免疫を高め、社会全体での感染拡大の防止にもつながるとされております。

そこで、道内における定期接種状況として、直近３年間の接種率の推移についてお伺いをいたします。

○中島感染症対策課長　ワクチンの接種率等についてでございますが、麻疹対策において最も有効なのはワクチン接種による予防でありますことから、道では、国の指針に基づき策定しました北海道感染症予防計画において、定期予防接種の対象者の95％以上が２回の接種を完了とすることを目標としております。

こうした中、道内での直近３か年の２回目の接種時期の接種率は、令和４年度が89.0％、５年度が88.5％、６年度が89.4％となっており、いずれも95％を下回っているところでございます。

○和田敬太委員　御答弁いただきましたが、３年間、目標を下回っているとのことであります。

特に、札幌など都市部が低い傾向にあるということでありますけれども、麻疹の対策上、最も有効とされているワクチンの接種率の向上は非常に重要であります。

そこで、道及び市町村では、これまで、接種率の向上を含め、どのように麻疹対策に取り組んできたのか、お伺いをいたします。

○中島感染症対策課長　道や市町村の対応についてでございますが、道では、麻疹・風疹ワクチンの有効性についてホームページ等で周知するとともに、接種率の向上に向け、実施主体であります市町村の取組状況を把握し、結果をフィードバックするなどの支援を行っております。

また、患者が発生した際には、医療機関等と連携し、患者の行動歴や接触者を確認する疫学調査を実施しますとともに、ホームページでの公表や医療機関への注意喚起を行っておりますほ

か、平時には、デジタルサイネージやＳＮＳを活用した正しい知識の普及啓発、保健所の職員を対象とした研修の実施など、感染拡大防止に取り組んでおります。

市町村におきましても、ワクチンをはじめとする麻疹に関する広報やホームページ等による情報発信のほか、接種されていない方へ郵送等による個別の勧奨を行うなど、接種率向上に向けた取組を実施しているものと承知しております。

○和田敬太委員　次に、国の対応についてお伺いいたします。

道及び市町村の対応について今ほどお伺いいたしましたが、麻疹対策を効率的に進めるためには、国による取組や支援も重要であると考えます。

冒頭でも申し上げたとおり、国内において麻疹の患者が増加している状況を踏まえ、国としてどのように対応しているのか、お伺いをいたします。

○中島感染症対策課長　国の対応についてでございますが、国内外における麻疹の流行状況を踏まえ、本年２月以降、都道府県等に対する注意喚起を行いますとともに、近年の発生状況や実務上の課題を踏まえ、「保健所における麻しん対策・対応ガイドライン」を改定し、自治体における対策の強化を図っております。

また、４月には、自治体向けの説明会や報道機関向けの勉強会を開催しましたほか、リーフレットの配布やホームページの活用により、麻疹に関する正しい知識やワクチン接種の重要性について普及啓発を行っております。

さらに、海外からウイルスが持ち込まれるリスクが高まっていますことから、海外に渡航される方に対して、接種歴を確認し、接種されていない方には接種を検討いただくよう呼びかけるなど、国内における麻疹の発生及び感染拡大の防止に取り組んでいるものと承知しております。

○和田敬太委員　今後の対応についてお伺いいたします。

現時点では、道内での患者数は昨年と比べてそれほど多くはございませんが、国内での患者数が増加していることに加え、夏休みや観光シーズンを控え、道内でも、今後、患者が増える可能性があります。

こうした状況を踏まえ、道としてどのように麻疹対策に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○岡村健康安全局長　今後の対応についてでございますが、麻疹は、感染力が極めて強く、患者が発生すると、地域における感染拡大につながるおそれがありますことから、患者の早期把握と疫学調査の実施、適切な情報提供による注意喚起に加え、ワクチン接種による予防が重要でございます。

このため、道では、これまで、患者が発生した際には、保健所、医療機関等と連携した疫学調査や注意喚起を実施しますとともに、平時には、ＳＮＳ等を活用した普及啓発や、市町村におけるワクチン接種率の向上に向けた取組への支援を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、感染状況を注視しながら、人の往来の増加に伴い、道内で患者が発生する可能性も念頭に、関係機関と緊密に連携し、麻疹の発生予防と感染拡大防止に取り

組んでまいります。

○和田敬太委員　ありがとうございました。

それでは、次に、高齢者・障がい者施策等について、まず、災害時の要配慮者支援についてお伺いをいたします。

一昨年の能登半島地震以降、昨年７月のカムチャツカ半島付近で発生した地震、そして、本年４月に発生しました三陸沖を震源とする地震によりまして、道内でも津波警報が発令をされ、多くの方が避難をされました。三陸沖の地震では、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、大規模地震に対する特別な備えなどが呼びかけられ、道民の皆さんは不安な１週間を過ごしたところでありまして、平時からの備えの重要性を改めて痛感したところであります。

このように、近年、災害リスクが高まる中、災害によって多くの貴い命が失われるという事態を防ぐための備えが大変重要であり、とりわけ高齢の方や障がいのある方など配慮を要する方々について、その避難行動や被災後の避難生活をしっかりと支えられる支援体制の充実が重要と考えます。

市町村では、災害対策基本法で、高齢者や障がい者など、災害発生時の避難行動に支援を要する方々の避難方法を事前に決めておく個別避難計画の作成が努力義務とされております。

道内における要支援者数及び個別避難計画の作成状況についてお伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　政策調整担当課長本村繁君。

○本村政策調整担当課長　個別避難計画の作成状況等についてでありますが、道が各市町村を対象に毎年実施している「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査」では、災害発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする避難行動要支援者は、本年４月１日現在、28万2772人でありました。

なお、要支援者のうち、個別避難計画の作成済人数は２万9532人であり、全員分を作成しているのが22市町村、一部の要支援者分を作成しているのが157市町村となっております。

○和田敬太委員　次に、個別避難計画についてであります。

作成率には市町村間で差が大きく、作成率が低い市町村も多いと聞いております。計画の作成が進んでいない要因、そして、課題についてお伺いをいたします。

○本村政策調整担当課長　計画作成の課題についてでありますが、道では、個別避難計画の作成を支援するため、市町村における計画の作成状況や課題を伺っているところであり、市町村からは、避難行動要支援者の同意が得られない、災害時に避難支援などを行う避難支援等実施者の確保が難しい、計画作成業務に携わる職員や予算の確保が難しいなどといった課題をお聞きしています。

また、一部の市町村では、要支援者名簿を作成するに当たり、避難する際に支援を必要とする方を、要介護状態の区分や障がい者支援の区分にある方全員を一律で名簿に登載している事例もあると承知しているところです。

○和田敬太委員　次に、避難所等における支援についてお伺いいたします。

石川県の発表によりますと、能登半島地震では、本年６月９日現在で743人の方がお亡くなりになっておりまして、そのうち、災害そのもので直接的にお亡くなりになった方は228人、被災後の避難生活や持病悪化などの間接的要因でお亡くなりになる、いわゆる災害関連死が515人となっておりまして、特に高齢者の割合が高くなっているとのことであります。

福祉的支援に関しては、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、災害派遣福祉チーム、いわゆるＤＷＡＴが設置をされておりますが、国は、昨年、能登半島地震の教訓を踏まえ、このＤＷＡＴの活動範囲を見直す制度改正を行ったと承知しております。

今般の改正により、ＤＷＡＴの役割や活動内容はどのように変わるのか、お伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　法人運営担当課長粟田吏恵さん。

○粟田法人運営担当課長　災害派遣福祉チーム、いわゆるＤＷＡＴの役割等についてでございますが、令和６年能登半島地震の対応では、在宅避難者、車中泊避難者等への支援の必要性などが指摘をされたことを受け、国では、昨年７月に災害救助法及び災害対策基本法を改正し、救助の種類として、福祉サービスの提供を追加するなどしたところでございます。

この法改正により、ＤＷＡＴは、これまでの一般避難所に加え、福祉避難所や在宅、自家用車等で避難生活を続ける要配慮者に対する支援など、場所にとらわれず活動が可能になるとともに、こうした場所の巡回を通じた要配慮者情報の収集が活動内容に追加されるなど、役割が拡充されたところでございます。

○和田敬太委員　次に、災害派遣福祉チームの在り方について伺います。

一方で、道は、福祉避難所への支援を目的として、平成23年に全国に先駆けて災害派遣ケアチーム、いわゆるＤＣＡＴを設置し、平成30年に発生した胆振東部地震におきましても多くのチームを派遣するなど活動されてきたと伺っております。

今回、ＤＷＡＴの活動範囲が改正されたことから、道においては、同じような目的の異なるチームが混在することとなります。御協力いただく団体や支援を受ける被災自治体などに混乱が生じないように、また、災害発生時において迅速に被災地支援を行う観点からも、こうしたチームの在り方を整理することが必要と考えますが、道の見解をお伺いいたします。

○本村政策調整担当課長　災害時における支援体制についてでありますが、今般のＤＷＡＴの活動に関する法改正等を受け、これまで、福祉避難所や福祉施設において避難所の環境整備や避難生活上の支援などの福祉的支援を担うため、道が平成23年に設置した災害派遣ケアチーム――ＤＣＡＴについては、その役割がＤＷＡＴと重複していることから、道としては、両チームの機能的統合を念頭に、活動に御協力いただいている関係団体等の御意見もお聞きしながら、今後の福祉的な支援に係る体制について検討してまいります。

○和田敬太委員　それでは、次に、今後の対応についてです。

災害は、いつ何どき起こるか分かりません。高齢者や障がい者などの要配慮者につきまして、災害による直接的な被害はもとより、災害関連死を防ぐためには、要支援者の円滑な避難に向け

て、個別避難計画の早期の作成を進めるとともに、被災後の避難生活における多様なニーズに対応できるよう、福祉的支援体制の充実を図ることが不可欠であり、道として今後どう取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　保健福祉部次長山谷智彦君。

○山谷保健福祉部次長　災害時の要配慮者支援に関し、今後の取組についてでございますが、高齢者や障がいのある方など避難に支援を要する方につきましては、個別避難計画の作成により、個々の状況に応じた避難方法や支援者等をあらかじめ定めるとともに、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図り、安心して避難生活を送れるよう、支援体制を確保することが重要でございます。

このため、道では、市町村の担当者等を対象とした研修会を開催し、名簿登載対象者の考え方や、他の自治体の事例を紹介するとともに、有識者の派遣による計画の早期作成に向けた助言といった個別支援を行うほか、ＤＷＡＴチームの人員確保や訓練等による資質向上を図るなど、今後とも、市町村や関係団体等と連携しながら、災害時における福祉的支援の強化に努めてまいります。

○和田敬太委員　それでは、次に、障がい福祉サービス事業についてお伺いいたします。

先般の報道によりますと、一般就労が難しい障がいのある人が利用し、作業や訓練を行う就労継続支援Ｂ型事業所で、訓練等給付費の不正受給が相次いでおり、過去５年、道内では３億7000万円の不正があったということであります。事業者が支援実績を偽り、道内の自治体から支払われる訓練等給付費を不正に受け取っているとのことで、背景には、事業者の急増に行政の監査体制が追いついておらず、不正を見抜けないことがあるという内容でありました。

大多数の事業者は、障がいのある人のために適正に運営している中、一部の事業者による不正行為によって事業全体に不信を持たれていることは、事業に携わる人はもとより、利用している障がいのある方にとっても大変残念であり、許されるものではありません。道内におけるＢ型事業所の状況や指導等について、以下、お伺いをしてまいります。

初めに、就労継続支援事業所Ｂ型の事業内容や、自治体による指定、指導はどのように行われているのかなどの概要と、過去３年間の道内全体の施設数の推移についてお伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　障がい者保健福祉課長坂田英行君。

○坂田障がい者保健福祉課長　事業の概要などについてでありますが、障害者総合支援法に基づくＢ型の就労継続支援事業所は、一般就労が困難な障がいのある方に対し、雇用契約を締結せず、生産活動の機会や、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練などを提供するものでございます。

就労継続支援の事業所の指定につきましては、道及び政令・中核市が、それぞれの所管区域における人員、設備及び運営基準を確認の上、行うとともに、指定後は、３年に一度、実地により、事業運営や報酬請求の適正化、サービスの質の確保などについて、確認や指導を行っているところでございます。

なお、道内の事業所数は、令和５年度末で612か所、６年度末で614か所、７年度末で743か所となっております。

○和田敬太委員　次に、道における過去３年間のＢ型事業所への指導実施件数と主な指摘事項についてお伺いいたします。

○坂田障がい者保健福祉課長　Ｂ型事業所への指導などについてでございますが、道が所管する事業所について、過去３年間に実地指導を行った事業所数は、令和５年度が98か所、６年度が114か所、７年度が136か所となっております。

また、改善を指摘した件数は、令和５年度が127件、６年度が193件、７年度が243件となっており、主な指摘事項は、サービスの提供内容等について定める運営規程に必要事項が記載されていないこと、各利用者の障がい特性などに応じて作成する個別支援計画が未作成であること、サービス報酬から工賃を支払っていることなどとなっております。

○和田敬太委員　次に、道所管分のＢ型事業所の不正受給額と不正の内容についてもお伺いいたします。

○坂田障がい者保健福祉課長　Ｂ型事業所の不正受給額などについてでありますが、道が所管する事業所における過去５年間の不正受給事案は、令和２年度と６年度にそれぞれ１件ずつ、合計２件であり、不正受給額は合計約320万円となっております。

不正の内容につきましては、いずれも、実際には利用していないにもかかわらず、利用者にサービスを提供したように書類を改ざんし、市町村から不正に報酬を得たものであり、道では、当該事業者に対し、指定を取り消す処分を行ったほか、事業者が不正に得た報酬については、利用者へのサービス提供を決定した市町村に、全額、返還されていることを確認しております。

○和田敬太委員　障がい福祉サービスは、しっかりとした指定・指導体制があって初めて、障がいのある人も安心して利用することができることとなります。不正行為が繰り返されることのないように、実効性のある監査指導の確立が必要と考えます。

制度の信頼を確保するためにも、道として、Ｂ型事業所の適正運営に向けて今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○鈴木仁志副委員長　福祉局長片山崇君。

○片山福祉局長　障がい福祉サービス事業に関し、今後の取組についてでございますが、障がいのある方の自立した地域生活を支えるためには、本人の希望や障がいの特性に応じた就労支援の提供が必要でありまして、就労継続支援事業所の適正な運営が重要でございます。

道では、これまでも、新規開設時の現地確認に加え、全事業所を対象とした集合形式での指導や定期的な実地指導のほか、通報など不正の疑いがあった場合には速やかに監査を実施してきたところでございます。

道としては、今年度、就労継続支援事業所に対する実地指導を他のサービス種別の事業所よりも優先的に行いますとともに、指導時には、関係書類の確認のほか、障がい当事者の方から利用状況の聞き取りを行い、サービスの提供実態に合った報酬請求であることの確認を徹底するな

ど、対応を強化し、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して事業所を利用していただけるよう、適切なサービス提供の確保に取り組んでまいります。

○和田敬太委員　次に、補装具費支給制度についてお伺いいたします。

障がいのある方が日常生活を送る上で必要な移動機能の確保や就労能力の向上を図ることなどを目的として、義肢や装具、車椅子などの補装具を支給する制度があります。特に、身体障がいのある方の中には、病気や障がいの進行により、骨格や筋肉の萎縮、変形などが生じ、一人一人の身体状況に合わせたオーダーメードでの製作やきめ細かな調整が不可欠となるケースが少なくありません。

一方で、近年は、原材料費や製作コストの高騰などにより、現行の補装具費支給基準では対応が難しいとの声を伺っておりますことから、以下、何点か伺ってまいります。

初めに、補装具費支給制度の概要についてお伺いをいたします。

○鈴木仁志副委員長　精神保健医療担当課長夕下司君。

○夕下精神保健医療担当課長　補装具費支給制度についてでございますが、身体障害者手帳を所持し、補装具が必要な障がいの状態と認められた方が、補装具の購入、借受け、または修理を必要とされる場合に、居住先市町村に申請し、購入費等の支給を受けることが可能となる制度でございます。

利用者の負担額は原則１割となっており、購入上限額を超える場合、その差額は、全額、自己負担となりますが、購入上限額は、国の補装具評価検討会で３年ごとに検討が行われております。

○和田敬太委員　３年ごとということで、今、追いついていない状況であるとお聞きをしております。

次に、原材料費の高騰に伴いまして補装具の購入費用が高くなっておりますが、道として、具体的にどのような課題があると把握をしているのか、お伺いいたします。

○夕下精神保健医療担当課長　原材料費の高騰等に伴う影響についてでございますが、国が定める補装具の購入上限額は３年ごとに改正されるものの、原材料費の高騰等により製造コストが大幅に上昇した場合、購入者や補装具事業者の負担が増加することとなります。

現在、国においては、令和９年の購入上限額等の改正に向け、検討会において、現下の価格高騰の状況を踏まえた購入上限額の見直しや、対象品目の指定などについて協議が進められているものと承知しております。

○和田敬太委員　障がいのある方が、社会で生き生きと生活し働くことができる社会の実現のため、補装具費の支給制度は大変重要なものと考えます。

道として、課題解消を図るため、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○片山福祉局長　補装具費支給制度に関し、今後の取組についてでございますが、昨今の原材料費等の急激な物価高騰により購入上限額が実勢価格に追いついていないことで、障がいのある方々や補装具事業者に影響を与えているものと認識をしております。

障がいのある方々が、適切な補装具の使用により身体機能を補完することは、日常生活の質の向上に大変重要でありますことから、道としては、補装具を利用される方々や事業者の声もお聞きをしながら、改正を行う期間の短縮や実勢価格に見合った購入上限額の設定などについて、国の検討会の動向を注視し、過度な負担の生じることのないよう、国に対して要望してまいります。

○和田敬太委員　ぜひよろしくお願いいたします。

次に、要介護・要支援認定について伺ってまいります。

要介護・要支援認定者数は、介護保険制度が創設されました平成12年以降、増加を続けており、国の公表資料によりますと、令和５年度末時点の要介護・要支援認定者数は708万人で、平成12年度の256万人の約2.8倍となっております。高齢化の進展により、今後、要介護・要支援者数のさらなる増加が見込まれる中で、先般、道内のある自治体では、認定審査期間が法律で定める日数を大幅に上回っているとの報道があったところであります。

介護保険制度は、家族の介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的として創設されており、介護を必要とする高齢者やその家族が必要なときに速やかにサービスを利用できることが必要と考えます。以下、伺ってまいります。

まず、道内の要介護・要支援者数はどのように推移をしているのか、過去５か年の状況をお伺いいたします。

○鈴木仁志副委員長　高齢者保健福祉課長秋田裕幸君。

○秋田高齢者保健福祉課長　要介護・要支援認定者数の推移についてでございますが、令和４年３月末時点の認定者数は約34万8000人、令和５年同月末時点で約34万9000人、６年が約35万4000人、７年が約36万人、８年が約36万5000人と増加しております。

○和田敬太委員　要介護・要支援申請に対する認定審査の日数につきまして、法ではどのように定めているのか。また、要介護認定までの間、介護サービスの利用が必要な方々への対応はどのようになっているのかを併せてお伺いいたします。

○秋田高齢者保健福祉課長　認定審査に要する期間などについてでございますが、介護保険法では、要介護・要支援認定は申請のあった日から30日以内にしなければなりませんが、心身の状況の調査に時間を要するなど特別な理由がある場合は、申請日から30日以内に処理見込み期間とその理由を申請者に通知し、延期できることが定められております。

また、認定が確定するまでの間、利用者の生活や心身の状態に応じて必要な介護サービスを提供できるよう、市町村の判断で暫定ケアプランの適用を承認し、申請日から介護サービスを利用することが可能となっております。

○和田敬太委員　次に、認定審査に要する日数についてお伺いいたします。

道内の市町村の認定審査に要する平均日数は、全国と比較してどのような状況になっているのか、お伺いをいたします。

○秋田高齢者保健福祉課長　認定審査の平均日数についてでございますが、厚生労働省が公表し

ている資料によれば、最新の数値である令和６年度の平均日数は、全国の39.9日に対して、本道は40.1日となっております。

なお、道内市町村の状況をより詳細に把握するため、道独自に実施した調査では、令和７年度の平均処理日数は38.1日であり、令和６年度と比較して２日間短縮しております。

○和田敬太委員　次に、道内市町村の状況について伺います。

報道によりますと、道内には、認定審査の平均日数が70日を超えた自治体もあるということであります。同様に認定審査に長期間を要している市町村は道内にどのくらいあるのか、お伺いをいたします。

また、どのような理由により遅延をし、どのような状況が生じているのかも併せてお伺いいたします。

○秋田高齢者保健福祉課長　道内市町村の状況についてでございますが、令和７年度の全道平均を上回る40日を超えているのは56市町村で全体の33％、50日超えは７市町村で４％、60日超えは１市で１％となっております。

処理が遅延した主な要因としては、主治医意見書や認定審査会関係書類の郵送に日数を要したことが最も多く、次いで、認定調査等のための日程調整などとなっております。

要介護・要支援認定に遅れが生じる場合は、暫定ケアプランによりサービス提供を行っていることなどから、約94％の市町村が特段の支障は生じていないとしておりますが、事業所による保険請求の遅れが約３％ございました。

○和田敬太委員　今後の対応についてであります。

必要な介護サービスが利用できるように、できる限り早期に認定を行うことが必要と考えます。道内の市町村における状況を踏まえまして、どのように対応する考えなのか、お伺いいたします。

○片山福祉局長　要介護・要支援認定に関し、今後の対応についてでございますが、高齢化の進行に伴い、要介護・要支援認定の申請者数が増加する中、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供する観点から、認定審査を迅速かつ適切に実施することが重要でございます。

多くの市町村では、認定処理に当たり、主治医意見書等の関係書類の郵送でのやり取りに時間を要しておりますことから、各市町村が効率的に認定審査を行うことができるよう、国が進める、医療機関や介護事業所等が保有する認定審査に必要な情報を電子的に共有できるシステムの導入を促しますとともに、道の調査結果を市町村と共有し、タブレットの携行による訪問調査やペーパーレスで行う認定審査会といった、審査の効率化に役立つ好事例を周知することとしております。

道としましては、定期的に実施する保険者指導において市町村の課題に応じた助言を行うなど、審査事務の効率化を促し、迅速な要介護認定により、適切な介護サービスが提供されるよう取り組んでまいります。

○和田敬太委員　それでは、次に、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画についてお伺い

をしてまいります。

道では、令和６年３月に第９期計画を策定し、各種施策に取り組んでいると承知をしておりますが、その計画も来年３月で期限を迎えることから、本年度、次期計画であります第10期計画を策定する旨、先日の保健福祉委員会で報告があったところであります。

現計画は、令和６年度から令和８年度までの３か年計画でありましたが、２年が経過して、どのような課題などがあるのか、以下、伺ってまいります。

まず初めに、現計画であります第９期計画では、計画期間中に団塊の世代の皆様が全て75歳以上となる2025年を迎えるほか、高齢者人口がピークとなる2040年を見通すと、85歳以上の人口が増加する一方で、生産年齢人口は減少することが見込まれております。

道では、中長期的な視点に立って現計画を策定したと承知しておりますが、どのような方向性で計画を策定したのか、お伺いいたします。

○秋田高齢者保健福祉課長　現行計画についてでございますが、広域分散型の本道においては、市町村ごとに人口の推移や社会資源の状況など高齢者を取り巻く環境が異なる中、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、介護サービス提供基盤の整備やサービスを担う人材の養成確保はもとより、市町村において取り組む介護予防事業の充実や認知症施策の推進、介護現場の生産性向上などの施策を盛り込み、地域の実情に応じた支援体制を構築することを目指し、第９期計画を策定したところでございます。

○和田敬太委員　次に、介護サービス提供基盤についてであります。

現計画の取組でありますサービス提供基盤の整備は、地域の介護ニーズの需要に対応する介護サービスを確保する上で大変重要な取組と考えます。特に、特別養護老人ホームは、生活施設にとどまらず、在宅生活を支えるためのショートステイや、通い機能の提供、地域の相談窓口との連携など、地域全体の介護力を補完し支える中核拠点としての役割を担っており、今後とも整備が必要と考えます。

現在待機されている方がどの程度いるのか、また、特別養護老人ホームについてどのような課題があるのか、お伺いをいたします。

○秋田高齢者保健福祉課長　特別養護老人ホームの整備についてでございますが、国が昨年実施した調査によりますと、特別養護老人ホームへ入所を申し込んでいるものの、在宅で待機されている方は、令和７年４月１日現在、全道で2100人となっており、令和４年の前回調査時と比較して585人減少しております。

道内では、既に高齢者人口が減少し、サービス需要が縮小する地域や、働き手の不足により介護人材の確保が難しい地域もあることに加え、近年の物価高による経営環境の悪化や施設の老朽化といった課題もあり、今後の施設整備の在り方を検討する必要があると考えております。

○和田敬太委員　次に、認知症施策についてお伺いをいたします。

全国を上回るスピードで高齢化が進行する本道におきましては、認知症の方も増加をしております。認知症施策について、現計画ではどのように取り組んできたのか、また、課題をどのよう

に認識しているのか、お伺いいたします。

○秋田高齢者保健福祉課長　認知症施策についてでございますが、道では、認知症基本法の基本理念にのっとり、認知症への社会の理解を深めるため、第９期計画に認知症施策の推進を位置づけ、認知症当事者を「ほっかいどう希望大使」として任命し、情報発信や普及啓発を行っておりますほか、認知症サポーターの養成や、サポーターを中心に地域生活を支えるチームオレンジの整備、認知症カフェを設置する市町村の支援などに取り組んできたところでございます。

こうした取組により、認知症サポーターは、令和８年度末の目標値の67万人に対し、本年３月末までに延べ64万人となりましたが、全市町村での設置を目標とするチームオレンジの整備は91市町村にとどまっておりますほか、認知症カフェの未設置市町村もあるなど、地域差が生じており、地域の実情に応じた支援体制の構築が課題と考えております。

○和田敬太委員　ありがとうございました。

チームオレンジが91市町村ということでありますけれども、令和６年の35からは増えておりますので、引き続きよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、次に、介護人材の確保についてお伺いいたします。

急速な高齢化に伴い、介護を必要とする方々が増加をし、令和８年度には４年度より１万3000人を増やす必要があるとされております。

道では、これまで、介護人材の確保に向けて様々な取組を行ってきたと承知しておりますが、これまでの取組状況をお伺いするとともに、現在の人材の確保状況についてどのように認識しているのかをお伺いいたします。

○片山福祉局長　介護人材の確保に向けた取組状況等についてでございますが、道では、第９期計画の下、介護人材の養成確保や働きやすい職場づくりへの支援を進めてきたところであり、具体的には、介護の魅力を伝える普及啓発や、外国人など多様な人材の参入促進のほか、キャリアパスの構築を支援する研修や、職員の負担軽減に効果のある介護テクノロジーの導入支援など、様々な施策に取り組んできたところでございます。

一方、厚生労働省の介護サービス施設・事業所調査によりますと、道内の介護職員数は、令和４年に10万523人でありましたが、直近の６年では９万7813人と、８年の目標であります約11万4000人から約１万6000人不足している状況にありますことから、介護人材の確保は引き続き喫緊の課題であると考えております。

○和田敬太委員　次に、今後の取組について伺います。

ケアの質を確保しながら、必要な介護サービスを確保していくためには、介護人材の養成、確保、定着は極めて重要であり、全ての取組に通ずる共通の課題と考えます。

道は、今後、人材確保に向けてどのように取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

○片山福祉局長　介護人材の確保に関し、今後の取組についてでございますが、生産年齢人口の減少により、働き手の確保が一層難しくなる中、道では、やりがいと誇りを持って介護の職場で働いていただけるよう、介護の魅力を伝える普及啓発はもとより、介護テクノロジーの導入支援

や、事業所が行う介護従事者の処遇改善の取組に対する支援などに引き続き取り組みますほか、令和９年４月から開始される外国人育成就労制度への対応といった多様な人材の参入促進や、介護従事者の適切な勤務環境の確保などについて、事業者や関係団体の方々などの御意見をお聞きしながら、地域の課題や実情などを踏まえた施策の検討を進めてまいります。

○和田敬太委員　最後に、第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画について伺います。

ここまで御答弁いただきましたとおり、それぞれの施策において様々な課題があるとのことでありますが、今後、2040年には65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上の人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードに大きな差が生じることも見込まれます。将来を見据え、道内の地域の状況に応じたきめ細かな対応が必要と考えます。

最後に、次期計画策定に向けてどのように検討を進めていくのか、部長の見解を伺います。

○鈴木仁志副委員長　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部長　次期計画の策定についてでありますが、人口動態やサービス需要の状況など市町村ごとに高齢者を取り巻く環境が異なる中、高齢者の方々が住み慣れた地域におきまして、個々のニーズに応じたサービスを適切に提供できる地域づくりを進めていくことが重要と認識しております。

現在、国では、介護保険制度の見直しに向け、人口減少やサービス需要の変化に対応した新たな地域区分の設定や、当該地域におけるサービス提供体制について議論が進められているところでございます。

道といたしましては、今後、国から示される基本的な考え方を踏まえつつ、市町村や関係団体等から様々な課題についてきめ細かに御意見を伺いながら、今後の施設整備の在り方や人材の養成確保などの方向性について、外部有識者で構成する高齢者保健福祉施策検討協議会で幅広く御議論いただき、次期計画の策定に向けた検討を着実に進め、持続可能な介護サービスが提供できる体制づくりを推進してまいります。

○和田敬太委員　終わります。

ありがとうございました。

○鈴木仁志副委員長　和田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員　通告に従いまして、以下、保健福祉部所管事項について伺います。

まず、要介護認定についてであります。

本道では、高齢化の一層の進行に伴い、介護を必要とする方の増加が見込まれております。このことは、先ほど和田委員からもありましたように、年々、5000人から１万人ぐらい増えているという答弁がございました。

道内では、要介護認定に要する期間が法定期間を大きく上回る自治体があったとの報道があったところであります。要介護認定に関わる道の対応については、本定例会の一般質問において、我が党の質問に対し、保健福祉部長から、道の認識や今後の対応について答弁がありました。要介護認定は、利用者が適切な介護サービスを利用するための入り口となる重要な手続であり、速やかに実施されることが求められていると考えます。そこで、道内の状況や今後の対応について伺ってまいります。

まず、道内市町村の状況についてであります。

先日の記事によりますと、ある自治体では、法定期間は30日以内であるにもかかわらず、令和７年度は要介護認定の処理に平均で２倍以上の時間がかかっているとのことでありました。道内には、ほかにも認定審査の処理に時間がかかっている自治体がある可能性があることから、道内市町村の状況把握に努めるべきと考えますが、道では状況把握にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　高齢者保健福祉課長秋田裕幸君。

○秋田高齢者保健福祉課長　認定審査の状況把握についてでございますが、本道では、高齢化の進行に伴い、介護を必要とする方の増加が見込まれる中、適切なサービスを速やかに提供するためには、要介護・要支援認定を迅速に行うことが重要でございます。

道が定期的に実施する保険者指導の際、市町村からは、月初めに認定に係る更新申請が集中することで、介護保険法で定める30日以内に認定審査等を終えることが難しいといった状況を伺っておりますほか、一部市町村では認定審査に大幅な遅れが生じていることなどから、本道における認定審査の状況を把握することが必要と考え、本年５月に道独自に認定に関する実態調査を実施しております。

○阿知良寛美委員　次に、遅延要因についてであります。

近年は、申請件数の増加、職員の不足など、市町村を取り巻く環境が大きく変化しており、認定審査事務に一定の負担が生じているものと考えます。

認定審査の処理が遅延している理由は、市町村ごとに様々であると考えますが、道内の市町村ではどのような理由により事務処理が遅延しているのか、伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長　要介護認定に時間を要した要因についてでございますが、市町村からは、主治医が申請者の心身の状況などについて診断し、その内容を記載する意見書をはじめ、認定調査員等が申請者の自宅や施設を訪問して心身の状態を記録する調査票など、認定審査に必要な書類の郵送に時間を要したとの回答が最も多く寄せられており、次いで、認定調査員が申請者の家族の立会いの下で実施する訪問調査の日程調整に時間を要しているとの回答となっております。

○阿知良寛美委員　次に、市町村の取組についてであります。

道内の市町村は、人口規模や地理的条件など様々であり、認定審査事務を取り巻く環境も一様ではないと考えます。それぞれの実情に応じて、事務の効率化や認定審査期間の短縮に向けた様

々な取組が進められているものと考えます。

道内の市町村ではどのような取組が行われているのか、伺います。

○秋田高齢者保健福祉課長　認定審査期間の短縮に向けた取組についてでございますが、半数以上の市町村では、申請書の提出時に市町村の窓口で認定調査員が申請者の自宅を訪問して行う訪問調査の日程を確定することにより、調整事務の効率化を図る取組が実施されておりますほか、主治医意見書について、提出期限を設けたり、電話で作成状況の確認や早期提出を依頼する取組が行われております。

また、認定審査会のオンライン開催や、資料のペーパーレス化といったデジタル技術を活用し、会議を効率的に開催する取組についても、多くの市町村で実施しております。

○阿知良寛美委員　次に、今後の取組についてであります。

市町村では、認定審査において様々な課題に直面しておりますが、他の市町村の取組事例を参考にすることで、課題解決につながることもあるかというふうに思います。

このたびの市町村における取組事例については、道が積極的に情報共有、周知を図り、認定審査期間の短縮に向けた取組に活用するべきと考えますが、道では今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部長　要介護認定に係る今後の取組についてでございますが、全国を上回るスピードで高齢化が進行する本道におきまして、介護を必要とする方の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた必要なサービスを速やかに提供できるよう、認定審査を迅速かつ適切に実施することが重要でございます。

道といたしましては、今回実施した実態調査の結果を早急に取りまとめ、道のホームページで公表し、市町村と共有いたしますとともに、国が進めております、医療機関や介護事業所等が保有する認定審査に必要な情報を電子的に共有できるシステムの導入を促しますほか、タブレットの携行による訪問調査や認定審査会のペーパーレス化などといった審査の効率化に役立つ好事例の周知や、定期的に実施をします保険者指導におきまして、市町村の課題に応じた助言を行うなどして、迅速な要介護認定が行われるよう市町村を支援してまいります。

○阿知良寛美委員　認定審査が遅延している理由は、アンケート調査の項目を見ると明快なわけですよ。認定の調査までに、訪問日や時間がなかなか決まらないとかね。それから、調査員が不足している。さらには、主治医からの意見書がなかなか来ないと。来ないというか遅延していると。それは、郵送だとかいろいろあるというふうに思うのです。

これは、ある程度、もう限られているので、その意味では、ペーパーレス化とかも含めて、大変困っているということでありますから、今後、しっかりと対応し、十分に手を尽くしていただきたい、このことを要望して質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木仁志副委員長　阿知良委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

石川さわ子さん。

○石川さわ子委員　通告に従いまして、順次伺ってまいります。

まず、子どもへの情報発信について伺います。

一般質問で、子どもの権利が尊重される地域づくりについて伺いました。答弁では、北海道こども計画の推進に当たり、こども政策推進本部において、全庁的な点検評価を行うとともに、各般の施策の見直しを行うということでありました。

そこでまず、子どもへの情報発信について伺ってまいります。

こども政策推進本部では、ＳＮＳやインターネットの急速な発展により情報が氾濫している昨今、子どもたちが正確かつ適切な情報に接することができるよう、分かりやすい情報の発信の必要性が高まっていることを背景に、総合政策部との連携で強化していくということであります。

子どもたちは、北海道から発出される自分たちにとって大事な情報を果たしてキャッチすることができているのか、また、道は、情報発信こそ「こどもまんなか」で行うべきという視点で質問をしてまいります。

まず、子どもへの情報発信に係る課題等について伺います。

子ども政策を推進するため、子どもへの情報発信を強化しようと考えた課題意識や狙いについて、また、道から子どもへの情報発信の現状について、どのように捉えておられるのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　子ども政策企画課長中村浩君。

○中村子ども政策企画課長　子どもへの情報発信についてでありますが、道では、子どもたちの声を道政に反映させるため、子ども向けパブリックコメントや「こどもの意見反映推進事業」に取り組んでおり、その際、分かりやすい資料を作成し、情報提供をしてきました。

こうした中、子どもたちに、より一層、北海道を身近に感じ、愛着を持って地域の未来を考えてもらうためには、パブリックコメント等の対象となる特定のテーマのみならず、日頃から子どもが自ら興味を持てるような情報の発信が必要です。

こうした考えの下、中学生や高校生を委員とする北海道こども施策審議会こども部会の今年度のテーマとして、道内の子どもたちに北海道への理解や愛着を育むため必要となる情報や伝達手段の在り方について子どもたちの視点で議論いただくこととしており、いただいた御意見やアイデアも参考としながら、道政広報を含む情報発信を強化し、子どもたちの北海道の自然や文化等への関心や理解がより一層深まるよう取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　子どもに北海道への理解や情報伝達手段の在り方について子ども視点で議論していただくということが答弁にありましたが、子どもが、自分が住んでいる市町村を意識することはあっても、道民の一人として、自分が道民の一人だということを意識している子どもは本当に少ないのではないかなと。もしかしたら大人もそうかも分かりません。

そうした中で、子どもに北海道のことを自分事として理解してもらおうですとか、情報を伝えたいというふうに思うのであれば、道側の、子どもに寄り添った、そうした意識が本当に問われ

ると思いますので、その点はしっかりと取り組んでいただきたいということをまず申し上げておきます。

次に、子どもの意見を聞く取組に関する評価について伺います。

各部で、事業に関して、子どもからの意見聴取を2024年度から行っていると思いますが、子どもにとって、意見を言う意図が分かるという評価はあったのか、また、子どもとの接点を持ったことで、どういう効果があったと認識をされているのか、伺います。

○中村子ども政策企画課長　子どもの意見を聞く取組についてでありますが、道では、令和６年度から、学校を訪問するほか、インターネットも活用しながら、道の様々な分野の施策について、幅広く子どもの意見を聞き、道政への反映を検討する「こどもの意見反映推進事業」を実施しております。

昨年度、本事業により学校訪問時に実施したアンケートでは、子どもの意見を聞く場は必要と答えた子どもの割合は95.1％であったほか、回答の中には、課題把握のために子どもにも意見を聞いてほしいとの意見もあるなど、事業に参加した子どもたちからの本取組に対する評価も高く、道といたしましては、子どもたちが、自身の考えをまとめ、それを表明し、政策決定過程に関わる取組として成果があったものと考えております。

○石川さわ子委員　「こどもの意見反映」という、その事業の名称のとおり、子どもの意見反映の取組が行われたことによって、道の取組に関して子どもたちが関心を持てた、そういう評価だったと思います。

子どもたちの意見をどう反映したのかということも、この間、私は質問で確認をしてまいりましたけれども、政策決定過程に子どもが関わった意義や意味を、引き続き、子どもたちにしっかり伝わるように取り組んでいただきたいと思います。

次の質問は、子どもの相談窓口についてです。

北海道には、子どもの意見や困り事などを受け付ける相談窓口はいろいろありますけれども、子どもの利用が進むためには、子どもにとって分かりやすい情報の発信が必要と考えますが、どのように取り組んできたのか。また、子どもが道内どこに住んでいてもワンストップで相談できる窓口があるべきと考えますが、所見を伺います。

○中村子ども政策企画課長　子どもの相談機関の周知などについてでありますが、道では、昨年度、子ども自身が子どもの権利について理解を深められるよう作成したデジタルハンドブックに、児童相談所の虐待対応ダイヤル「189」 などの電話相談窓口や、ＳＮＳを活用した相談システムの連絡先等の情報を掲載し、学校を通じて子どもたちに配付するなどして、相談窓口の周知に取り組んできました。

現在、道内において複数の相談機関が設置されている中、様々な悩みを抱えた子どもたちがちゅうちょなく悩みを打ち明けられる環境づくりを進めるためには、アクセスのしやすさや相談機関間の連携なども課題として考えられますことから、こども施策審議会のワーキンググループにおいて、必要な情報を整理しつつ、議論を進めていただいており、今後、既存機関へのヒアリン

グを順次行うなどしながら、さらに議論を深めていただくこととしております。

○石川さわ子委員　審議会等の議論を進められているということは私も承知をしておるところでありますけれども、答弁の中で、ワンストップで相談できる窓口に対する答弁というものはなかったというふうに思います。相談環境の課題について、審議会議論や既存機関へのヒアリングを行っていくということでありますが、道内では、いじめの認知件数は過去最大となるなど、子どもの環境は大変厳しいと思います。

設置されている複数の相談機関は、確かにホームページに掲載はされておりますが、何について相談できるかの説明が不十分であったり、アクセスしやすいというふうには感じられません。子どもの権利侵害に関わることもあると想定され、対応のスピード感が求められます。

道内のどこに子どもが住んでいても相談しやすいワンストップ窓口など、相談体制の充実が求められていると思いますが、再度、所見を伺います。

○中村子ども政策企画課長　子どもの相談対応の在り方についてでありますが、現在、道内において、複数の相談機関が設置されている中で、様々な悩みを抱えた子どもたちがちゅうちょなく悩みを打ち明けられる環境づくりを進めるためには、アクセスのしやすさや相談機関間の連携などが課題として考えられますことから、審議会のワーキンググループにおいて、必要な情報を整理しつつ、議論を進めていただいており、今後、既存機関へのヒアリングを順次行うなどしながら、子どもの相談対応の在り方についてさらに議論を深めていただくこととしております。

○石川さわ子委員　子どもへの情報発信については、子どもの権利に関わることでありまして、知事にも伺いたく思いますので、お取り計らいをお願いします。

次に、失語症の方への支援について伺います。

意思疎通支援を必要とされている方は、聴覚障がいや視覚障がいなどたくさんいらっしゃると思いますが、今日は、失語症の方への支援について伺いたいと思います。

まず、失語症の理解を深めるための道の取組と支援についてであります。

失語症は、脳卒中や頭部外傷などによって脳に損傷を受け、言語中枢が傷つくことで発症する言語障がいの一つと言われております。今まで話していた言葉を思い出せず、話すことが困難になるだけではなく、一度にたくさん話されると分からなくなるなど、聞いたことを理解することも困難になるということであります。突然の病気や事故などの後、失語症になった方のつらさや困り感は、ほかの方の想像を絶することだというふうに聞いております。

しかし、失語症は外見から障がいがあるとは分からないことが多いことから、障がいに対する理解がなかなか進まないと聞いております。こうした失語症の方の理解を深めるために、道ではどのような取組を行ってきたのか、また、こうした方々にどのような支援を行ってきたのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　障がい者保健福祉課長坂田英行君。

○坂田障がい者保健福祉課長　失語症に関する取組についてでございますが、失語症は、脳梗塞等により脳が損傷することで起こる言語障がいでありまして、話すことだけでなく、聞くことや

読むこと、書くことなど、言語を使用する全ての活動に障がいが生じるものでございます。

道では、これまで、北海道意思疎通支援条例等に基づき、失語症を含む様々な障がいへの理解促進に向け、毎年12月の障害者週間に合わせたパネル展の開催やパンフレットの配布などにより、広く道民の皆様に対する普及啓発を行ってきております。

また、令和２年度からは、失語症者向け意思疎通支援者養成研修を実施し、買物など、失語症の方の外出に同行し、意思疎通を助ける支援者の養成にも取り組むとともに、４年度からは、研修で養成した支援者を日常生活の様々な場面に派遣する、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を実施しております。

○石川さわ子委員　失語症の方がほかの方と意思疎通するためには、意思疎通支援者という、会話を支援する、そういう働きをされる方が必要不可欠なわけでありますが、意思疎通支援者の養成状況と課題について伺います。

○坂田障がい者保健福祉課長　支援者の養成などについてでございますが、道では、北海道言語聴覚士会に委託をいたしまして、意思疎通支援者養成研修を実施してきており、研修会場として、札幌市以外に北見市や函館市でも開催するなど、受講しやすい環境づくりや受講枠の拡大に取り組んでいるところでございまして、これまでに92名が研修を修了しております。

一方で、これまでに研修を修了した方の多くが札幌市在住者でありまして、札幌市以外の地域での支援者の養成が課題と考えております。

○石川さわ子委員　札幌市以外での研修が進んだことは大変喜ばしいことでありますが、そうしたことを支援しているのが言語聴覚士さんでありますので、次の質問でありますが、失語症の方への支援に当たっては、北海道言語聴覚士会との連携が大変重要と考えますが、どのように連携をされているのか、伺います。

○坂田障がい者保健福祉課長　北海道言語聴覚士会との連携についてでございますが、失語症の方に対しては、一人一人の状況に応じたコミュニケーション支援が重要であり、失語症の原因や症状、意思疎通の方法などの専門的な知識が必要となりますことから、言語障がいなどがある方への援助を行う専門職団体であります北海道言語聴覚士会との連携が重要でございます。

道では、これまで、様々な機会を捉え、同会と失語症の方の支援の課題などについて意見交換を行っておりますほか、支援者養成研修と支援者派遣事業を委託するとともに、同会の会員に国の指導者養成研修を受講していただき、道の研修の講師を依頼しているところでございます。

○石川さわ子委員　失語症の方への支援として、障がいの理解の促進ですとか、また、意思疎通支援事業の体制整備がさらに重要だというふうに考えますが、今後の取組について伺います。

○鈴木仁志副委員長　福祉局長片山崇君。

○片山福祉局長　失語症の方への支援に関し、今後の取組についてでございますが、失語症の方は外見からだけでは言葉を発することに支障があることが分からない場合が多く、障がいの特性を理解し、その方の状態に応じた配慮が必要となります。

道では、これまで、パネル展の開催やパンフレットの配布による普及啓発を行いますととも

に、市町村職員等に対して障がい特性や配慮すべき点などを周知しておりますほか、意思疎通支援者の養成や派遣に取り組んできております。

道としましては、今後も、北海道言語聴覚士会と引き続き連携をしながら、地方都市での支援者養成研修の開催を継続しますほか、新たに、「失語症の人とのコミュニケーション支援ガイドブック」のホームページへの掲載や市町村への情報提供を行うなど、失語症の理解促進や、地域のニーズに応じた支援体制の整備を進め、障がいのある方の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消し、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が共生する暮らしやすい社会の実現に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　新たに、「失語症の人とのコミュニケーション支援ガイドブック」をホームページに掲載するということや、市町村への情報提供を今後行っていくということは、本当にまず速やかに進めていただきたいというふうに思います。

こうした情報連携ですが、札幌市をはじめ、道内市町村と情報共有をしっかりと行いながら、相談体制の充実など、失語症の方への意思疎通支援の取組をさらに進めていくことを強く求めまして、私の質問を終わります。

○鈴木仁志副委員長　石川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

真下紀子さん。

○真下紀子委員　初めに、登録販売者研修の不正問題について伺います。

市販の医薬品を販売するために、医薬品登録販売者が、2008年 ―― 平成20年から制度化されました。命と健康に関わる規制緩和については、当初から警鐘を鳴らして不正防止を求めてきた立場から、以下、質問してまいりたいと思います。

まず、登録販売者の受験状況をお示し願います。

○鈴木仁志副委員長　医務薬務課長吉田亮輔君。

○吉田医務薬務課長　登録販売者試験の実施状況についてでありますが、道内における過去３年間の登録販売者試験は、令和５年度が、受験者数1595人、合格者数817人、合格率51％、６年度が、受験者数1553人、合格者数967人、合格率62％、７年度が、受験者数1598人、合格者数875人、合格率54％となっており、本年３月末時点での道内の販売従事登録者数は１万3275人となっております。

○真下紀子委員　難しい試験かなというふうには思います。

2012年 ―― 平成24年なのですけれども、大手スーパーの西友が、実務経験に関する虚偽の証明書を発行し、不正に受験していた問題が生じて、その年の第14回保健福祉委員会で私は質問させていただきました。

その際、西友以外の店舗でも過去に不正事例があったと答えていたので、改めて、過去の登録販売者に関する違反事案と行政処分の実施について伺っておきたいというふうに思います。

○吉田医務薬務課長　登録販売者に係る違反事案についてでありますが、登録販売者試験の受験

要件は、平成26年度まで、原則として１年以上の実務経験を求めており、そうした中、道が平成23年に実施した登録販売者試験において、合同会社西友が、実務経験の業務期間を満たしていない２名に実務経験証明書を発行し、不正に受験させていたことが判明いたしました。

道では、この事案を受け、直ちに、道内の店舗販売業者等に対し、自主点検を指導したところ、２事業者において、必要な実務経験を満たしていない13名に実務経験証明書を発行し、不正に受験させていたことから、事業者に対し、文書での厳重注意を行うとともに、不正な証明書により受験した者に対しては、試験の無効や販売従事登録を消除する行政処分を行いました。

○真下紀子委員　当時の基準に沿った不正事案だったということですね。そして、同業他社にも事例があったということだったと思うのです。

それでは、今回、問題となっている登録販売者研修の実施状況についてはどうか、伺います。

○吉田医務薬務課長　登録販売者の研修についてでありますが、研修には、対面の講義で受講する集合研修方式と、ウェブ会議システム等によりリアルタイムで受講する遠隔講座方式、オンデマンド配信等により任意の場所と時間に受講できるオンライン研修方式の三つの形態が定められており、厚生労働大臣に届出を行った研修実施機関が行うこととされております。

道内では、令和７年度、集合研修方式または遠隔講座方式で登録販売者の研修を17回開催し、合計で3114名が受講しております。

なお、オンライン研修方式で実施した場合は、開催場所や受講した場所が特定できないことから、道内の受講者数などは把握できないところでございます。

○真下紀子委員　コロナ禍で研修方法が緩和されて、そして、こうした事態に及んだということだと思うのです。今回、問題となった研修なのですけれども、１万3000人を超える登録販売者を対象にして資質向上に重要な継続的研修に関する不正であります。

４月７日、サツドラの元従業員から、登録販売者に係る法定義務である継続的研修を受けさせてもらえなかったと札幌市保健所に通報があって、サツドラに調査を依頼されたわけです。研修のオンライン受講において、500人を超える従業員による大規模な不適切受講という不正が行われていた実態が、６月16日に公開されたＡ４の30ページの社内調査報告書で判明をいたしました。

調査結果の内容とその結果を道はどのように受け止めているのか、伺いたいと思います。

○吉田医務薬務課長　調査結果等についてでありますが、当該企業の内部調査報告によると、店長らが代理受講していた者が54名、他の業務を行いながら形式的に研修動画を再生し、テストの回答を共有するなど、不適切な受講を行った者が514名確認されております。

また、その要因として、人員不足など研修の受講環境が十分に整備できていなかったこと、期限までに完了させることが重視されたことなどが、不適正な受講が繰り返された背景にあったとされております。

登録販売者は、医薬品の販売を担う専門家として、購入者等への科学的な根拠に基づく適切な情報提供をはじめ、必要に応じて医療機関へ受診勧奨するなどの対応が求められており、必要な

知識の習得のための研修を受けずに従事することは、制度の根幹に関わる重大な問題と受け止めております。

○真下紀子委員　集団的、組織的に行われていたということが非常に大きな問題だというふうに思うのです。研修は、医薬品販売に関わる者にとって、必要な知識を維持更新するための大変重要な研修でありながら、これが優先されずに、本部指示量や業務量が多い上、人件費・業務量管理が十分に行われず、人件費や残業抑制が優先されていたことが指摘をされています。

元従業員から通報があるまで、代理受講や動画の形式的な再生や回答の共有が大規模に継続するなどという、コンプライアンス遵守どころか、管理者が率先して不正を指示していたことは、本当に驚きを禁じ得ませんし、医薬品販売事業者の責任を担う資格が問われる事態だと考えます。

不正防止の取組として、道は、保健所による毎年の薬事監視によって、立入検査、調査指導をしてきたと承知をしておりますけれども、薬事監視の実施状況についてお示し願います。

○吉田医務薬務課長　薬事監視の実施状況についてでありますが、道及び保健所設置市保健所において過去３年間に実施した薬事監視の件数は、令和４年度が、立入検査施設数3459件に対し、違反発見施設数191件、５年度が、4676件に対し444件、６年度が、3612件に対し408件となっているところでございます。

また、主な違反内容は、業務手順書の不備や店舗情報等の掲示の不備、管理帳簿の不備などであり、このほか、登録販売者研修の受講漏れについても、年間、数件、指導しているところでございます。

○真下紀子委員　受講漏れについても把握をして、数件は指導していたということなのですけれども、今回のサツドラの不正受講は、管理職も一体となった極めて悪質な不正が薬事監視では見つからなかったわけですよね。そして、通報によってやっと発覚したわけです。

調査報告では、通報者が受講させてもらえなかったと訴え、また、一般従業員に対するアンケートでも、ちゃんと受講を希望したけれどもできなかったなどの回答も出ています。一方、グループマネジャーや本部長も不正受講を認識されていた可能性が高いと指摘をされて、組織性が指摘をされているわけですね。

北８条店の店長は、自ら受講することを選択した登録販売者がいなかったため、ヘルス業務担当者に不正な手法を依頼したと報告書にはありますけれども、研修を受ける意思のあった登録販売者に対する信頼を裏切る行為ではないかというふうに思います。

このような大規模かつ組織的な不正事案を従前の道の対応では発見できていませんし、発見できるのかどうか、懸念が生じるわけです。どう改善するのか、お聞きしたいと思います。

また、同業他社に対する薬事監視でも発覚しないのではないかと思うのですね。同業他社にも調査を広げる必要があると考えます。

道の調査には、やはり、限界があって、不正が起こらないようにするには、研修自体の改善をする必要があるというふうに考えます。どのようにアップデートをするのか、道の対応を伺いま

す。

○吉田医務薬務課長　薬事監視の方法等についてでありますが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、保健所が行う立入検査、いわゆる薬事監視では、登録販売者の研修の受講状況の確認に際し、当該店舗に勤務する登録販売者名簿と受講者名簿を付け合わせるなどしておりますが、今般の事案を踏まえ、各保健所には、名簿の確認とともに、登録販売者本人から、直接、受講状況の聞き取りを行うなど、同業他社も含め、監視指導を徹底するよう指示しております。

また、登録販売者の研修方式につきましては、コロナ禍前に実施していた集合研修方式にするなど、国に対し、不正防止効果が高い研修の在り方を検討するよう要請してまいります。

○真下紀子委員　規制緩和によって、医薬品の安全な販売よりも利益や効率性を優先して、その信頼を失墜させたと言えます。不正ができないような研修の在り方の検討が必要だと考えます。

また、販売の際、販売資格の認知度を高めて安全確保を共有するために、薬品を販売できる資格を有する薬剤師なのか、あるいは、登録販売者なのか、資格を告知した上で販売するよう徹底していくことが必要ではないかと考えますが、今後、不正防止対策、販売方法の改善にどう取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　地域医療推進局長竹内正人君。

○竹内地域医療推進局長　医薬品販売資格の明示などについてでございますが、ドラッグストア等の開設者は、いわゆる薬機法により、その店舗に勤務する従事者に、薬剤師、登録販売者または一般従事者であることが容易に判別できるよう名札をつけさせることとされてございます。

道では、今回の事案の探知後、直ちに各保健所に対し、同業他社を含め、監視指導を徹底するよう指示いたしましたほか、当該企業に対し、研修を適正に受講できる環境を整備し、再発防止策の徹底を図るよう指導するとともに、改善計画書の提出を求めたところでございます。

道といたしましては、今後、国に対し、集合研修方式の活用など、研修の在り方を検討するよう要請いたしますとともに、引き続き、監視指導などを通じまして、道民の皆様が安心して医薬品を購入できるよう、適正な登録販売者制度の運用に努めてまいります。

○真下紀子委員　局長、ちょっと確認なのですけれども、2012年のときにも資格の明示を私は求めていたのですね。今回は、より徹底するという、そういう理解でよろしいですか。

○竹内地域医療推進局長　資格の明示につきましては、監視指導の中で徹底してまいります。

○真下紀子委員　次に、ギャンブル等依存症対策について伺います。

厚労省による2023年度依存症に関する調査研究事業で、久里浜医療センターで行った娯楽と健康アンケートの結果によると、ギャンブル依存症が疑われる者の割合は、成人の1.7％、道内では７万3000人と推計されていることは、もう御承知のとおりです。

パチンコやパチスロなどの遊技場の店舗や台数が北海道では減少する一方、競馬、競輪などの売上げが、特にオンライン販売で増加をしておりまして、また、オンライン賭博の全国の検挙数は、2022年度59件から、2024年度279件へと急増しております。

このギャンブル環境というのは、どのように変化しているとお考えか、まず伺います。

○鈴木仁志副委員長　精神保健医療担当課長夕下司君。

○夕下精神保健医療担当課長　ギャンブルを取り巻く環境についてでございますが、令和５年度に独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターがギャンブル等依存症対策基本法に基づき実施した実態調査の結果によりますと、公営競技等でインターネットを使用した購入が過半数であることや、ギャンブル等依存が疑われる者は、新型コロナウイルス感染拡大前と比較して、インターネットを使ったギャンブルの利用が増えたと回答する割合が、そうでない者に比べて高いこと等が示されているほか、医療関係者からは、オンラインカジノの普及が問題の広がりと若年化をなお一層進めていると指摘されております。

○真下紀子委員　基礎資料がこれしかないということは、やっぱり、私は問題だと思うのですよね。後でも指摘しますけれども。

ギャンブル依存症の相談件数は、2023年度900件に上っていますが、相談件数はどのように推移をしているのか。相談先別及び人口10万人当たりの件数とその傾向をお示し願いたいと思います。

○夕下精神保健医療担当課長　ギャンブル等依存症の相談件数等についてでございますが、直近３年間の相談件数については、令和３年度は、精神保健福祉センターで256件、保健所及び市町村で157件の計413件、４年度は、センターで290件、保健所等で298件の計588件、５年度は、センターで464件、保健所等で436件の計900件となってございます。

また、人口10万人当たりの相談件数は、令和３年度は8.0人、４年度は11.3人、５年度は17.7人と、いずれも増加傾向となっております。

○真下紀子委員　相談に結びつき始めている、そういう評価だというふうに思います。

ギャンブル依存症患者は、先ほど申しましたように、推計値で７万3000人とされておりますけれども、道内の精神医療機関の受診数は、2022年度 ―― 令和４年度の数で入院13人、通院280人にとどまって、推計値に比べて、医療にアクセスできている患者数は圧倒的に少ないわけですね。

ギャンブル依存症患者の推移とともに、治療につながっていない現状をどう評価して対策を取っているのか、伺います。

○夕下精神保健医療担当課長　ギャンブル等依存症患者の推移等についてでございますが、本道で精神科医療機関を受診したギャンブル等依存症患者は、令和３年度は、入院が20人、外来が295人、４年度は、入院が13人、外来が280人、５年度は、入院が20人、外来が316人となっております。

道では、本年３月に策定した第３期北海道ギャンブル等依存症対策推進計画において、専門医療機関を３次医療圏ごとに１か所以上選定する目標を掲げておりますが、現在、道央、道北以外の４圏域が空白でありますことから、北海道精神科病院協会の協力を得まして、医療機関に対し個別に働きかけるなどしながら、ギャンブル等依存症に対応する専門医療機関の確保に努めてい

るところでございます。

○真下紀子委員　病院にかかりたくても、かかれないのですよね。この医療アクセスが0.5％に満たないという、推計値に対してはそういう状況です。

現状、ギャンブル依存症によって、多重債務による困窮や、本人や家族の自殺や自殺企図、犯罪、少年の保護観察、オンラインカジノの利用等の増加など、極めて深刻な事態となっています。

道は、この社会的影響の現状をどのような手法で把握しているのでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　ギャンブル依存症の社会的影響についてでございますが、道では、対策を推進する上で、道内の現状を適時把握していくことが必要でありますことから、道立精神保健福祉センター等への相談件数のほか、国のオープンデータによる多重債務に関する相談件数や、ギャンブル等依存症患者の受診状況、関係事業者等が公表している公営競技等での売上額や店舗数など、関係機関・団体等の協力を得ながら道内の状況を把握しております。

○真下紀子委員　しかし、大学の中退率が高いことや発達障がいの影響など、ギャンブル行動に関しては基礎調査がないのですよね。やっぱり、これはやらないと駄目だというふうに思います。

ギャンブル依存症患者の専門的医療機関の外来受診を見ますと、若年層にギャンブル依存症が広がっています。この要因をどうお考えになっていますか。

また、第３期推進計画には、20歳未満のギャンブル等依存症発症予防のために、教育機関において、学習指導要領に基づく教育の実施、年齢制限や、違法賭博、影響のリスクに関する啓発等によって、新たに発症させない決意で――決意でですよ。対策を検討していく必要性が明記をされております。

オンラインカジノへのアクセス増加、ゲーム障害への取組の必要性にも言及はしているのですけれども、具体的な対策にどう取り組んでいくのでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　若年層への対策についてでございますが、国のギャンブル等依存症対策推進本部では、オンラインで行われるギャンブルが依存症につながりやすい特徴があり、医療・相談現場において、若年層からの相談が増加していることについて議論されております。

道といたしましては、依存症がもたらす経済的、家族的、社会的リスクを若い方々に早い段階から理解していただくことが重要であると考えており、道教委と連携し、児童生徒に対するギャンブルやゲームなどのリーフレットの配付や、保健体育の授業時間における、依存症に陥りやすい行動などに関する健康教育を推進しております。

今後とも、若年層への効果的な周知方法等について、北海道ギャンブル等依存症対策推進会議において御意見を伺いながら、若い世代への正しい知識の普及に取り組んでまいります。

○真下紀子委員　対策を取っていても増えているのです。そして、分かっていてもやめられないのが依存症なのですよ。ギャンブル依存症は、誰でもなり得る脳の変化を伴う病気であって、完治することはありません。回復状態を維持する必要があるわけです。だから、なおのこと、病気

に至らない１次予防を重視する必要があると考えます。

現役世代のギャンブル依存症は、40代が最多なのです。外来患者数は、30代までが過半数で、60代までで圧倒的多数となっています。ところが、職場での啓発活動というのはほとんど行われていないと第３期推進計画に記載されています。これはなぜなのでしょうか。また、今後どう取り組むのでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　職場での普及啓発についてでございますが、道では、第３期推進計画策定に当たり、職場単位での従業員等に対する正しい知識や、心身、社会生活への影響に関する啓発について、健康保険関係団体などの関係機関に伺ったところ、従業員及びその家族に対し、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の啓発活動が十分に行われておりませんでした。

このため、現計画では、発生予防の取組として、職場における普及啓発に係る指標を新たに設定したほか、産業医等を通じた職域関係者への啓発を強化することとし、職場でのセルフチェックの実施や研修会の開催など、産業医等の産業保健関係者との連携を図りながら取組を進めているところでございます。

○真下紀子委員　産業保健の管理ができる職場ではそうした対応もできると思うのですけれども、そうじゃないところもたくさんあるわけですし、皆さんの職場で、自分がギャンブル依存症かもしれないと相談できますか。それはなかなかできないでしょう。恥ずかしいと思っているのですよ。だから、やっぱり、ここのところは非常に問題だなというふうに思うのですね。

第３期推進計画の中でも、現状と課題として、これまでの啓発では十分ではなく、正しい理解が進んでいない可能性があると明記をされております。ＦＸなどによる新たな依存症も増えているわけですけれども、今後の啓発の在り方をどうブラッシュアップして、どのように展開していこうとしているのか、お聞きします。

○夕下精神保健医療担当課長　依存症予防に関する啓発についてでございますが、道では、これまで、依存症に関する正しい知識や、早期発見、早期治療の必要性について、ポスターやリーフレットなどを活用し、普及啓発を図るほか、依存症に関するイベントにおいて、スクリーニングテストを周知するなどの取組を行っておりますが、依存症の新たな発症を予防する上では、依存症がもたらす経済的、家族的、社会的リスクの理解促進が重要であると考えております。

道といたしましては、ギャンブル等依存症対策推進会議で、道民に向けた啓発に関する効果的な手法について御意見を伺いながら、引き続き、関係機関と連携し、道民の皆様に対する普及啓発に取り組んでまいります。

○真下紀子委員　そうは言っても、日本はギャンブル王国ですから、どこに行ってもギャンブルの誘惑があります。ギャンブル依存症患者のギャンブルとの出会いの多くが、競馬、競輪などの公営ギャンブルだということはもう知られてきています。ホッカイドウ競馬が黒字となっていることを喜んでいる場合ではないということは、農政部にも申し上げております。

公営競技は、公益に資するべきであって、娯楽として楽しめるように、少なくとも北海道が運営している道営競馬は、ギャンブル依存症の発症につながらないことを目指すべきだというふう

に考えます。

公営競技の事業者たるホッカイドウ競馬に対する協力要請が実効あるものになっていないのではないかと考えるわけでありまして、北海道ギャンブル等依存症対策推進会議で、ギャンブル依存症を予防できる実効ある対策を具体的に協議していく必要があるのじゃないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　公営競技事業者への協力要請についてでございますが、道では、ギャンブル等依存症対策の推進に向け、公営競技事業の団体等にも参画いただいているギャンブル等依存症対策推進会議において、各団体における取組や課題等を共有し、連携協力体制の整備を図っているところでございます。

道の推進計画に基づいて、公営競技事業者は、自主的に、広告や宣伝、入場の管理、インターネット投票におけるアクセス制限の強化など、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に配慮した取組を進めているほか、道におきましても、依存症の当事者団体等と連携し、推進会議で情報共有等を行いながら、ポスターやＳＮＳを活用した幅広い層への広報啓発等を行うなど、依存を生じさせない環境づくりに努めてまいります。

○真下紀子委員　その自主的な取組に任せてきた結果が、このギャンブル依存症の増加と深刻化なのですよ。私は、保健福祉部は腰が引けているというふうに思います。

研修会の受講などにも取り組んでいると聞いているのですけれども、専門医療機関は、前期計画策定時との比較で、相談件数は増加した一方、医療機関の研修会受講機関と受講者数がいずれも減少していると計画に書いてあります。これで対策が強化されたと言えるのでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　研修会の受講医療機関数等についてでございますが、道では、依存症患者等に対する支援を行う人材の養成に向け、治療拠点機関において医療機関の看護師や相談員等を対象にした研修事業を行っておりまして、道内各地域で幅広く人材が養成され、各関係機関の顔の見える関係づくりが図られるよう、毎年度、開催場所を変更しながら実施しております。

実施地域によっては、受講医療機関数及び受講者数に増減が生じておりますが、道といたしましては、研修会の開催場所や内容等を工夫しながら、引き続き、受講者の確保に努めてまいります。

○真下紀子委員　医療提供体制の地域格差の表れであるというふうに思います。いろんなところを回るのは、それは歓迎しますけれども、でも、格差の反映がこの数に表れているのだというふうに思います。

ホッカイドウ競馬に戻りますけれども、競馬を楽しむためとして、保健福祉部作成のギャンブル等依存症事例集をホームページから閲覧できるようにしたのですけれども、これは、やっぱり、効果は限定的ですよね。例えば、馬券購入前に、ＳＯＧＳ――サウスオークス・ギャンブリング・スクリーンチェックを義務づけて、馬券購入回数や金額、家計への影響、借金の有無等によるアクセス制限などを活用できるようにするということを検討していく必要があるのじゃな

いでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　ギャンブル等依存症の自己診断等についてでございますが、道といたしましては、ギャンブル等依存症の正しい知識や早期発見に向け、誰もが依存症の自己診断ができるよう、ホームページ上に、ＳＯＧＳテスト、いわゆるギャンブル等依存症スクリーニングテストを掲載しておりますほか、自助グループと連携して開催する依存症に関するイベントにおいてスクリーニングテストを周知するなど、依存症の予防に向けた取組を行っております。

道の推進計画におきましては、公営競技事業者等に、入場の管理、インターネット投票におけるアクセス制限の強化等の自主的な取組を行うことを定めているところでありまして、引き続き、ギャンブル等依存症対策推進会議で構成団体との意見交換を行う中で、スクリーニングテストの利用が促進されるよう情報提供を行ってまいります。

○真下紀子委員　これは、ぜひ実現させていただきたいと思います。推進会議のメンバーの方たちは、必要だというふうにおっしゃっていますので、これはぜひ実現させてください。そうすると、依存症になる前に、戻ってこられるのですよね。戻れないところまで行っちゃうと駄目なわけですから、戻ってこられるようにしていただきたいと思うのです。

しかし、ホッカイドウ競馬は、道営でありながら、ギャンブル依存症対策の予算がありません。知事は、北海道型ＩＲの基本的な考え方を秋までに示すというふうに今おっしゃっていますけれども、道が主催する競馬事業でさえ対策が全く不十分でありながら、カジノの民間解禁による影響というのは計り知れないというふうに考えます。

ＩＲについての有識者懇談会で検討が進められておりますけれども、保健福祉部は、ＩＲによるギャンブル依存症増加への影響についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　統合型リゾート、いわゆるＩＲについてでございますが、道では、ＩＲに関する基本的な考え方の改訂に向け、有識者懇談会を開催し、ＩＲ整備の意義や北海道ＩＲの方向性について、メリット、デメリットの両面から検討を重ね、今般、素案を取りまとめたところでございます。

今後、有識者懇談会におきまして、基本的な考え方の改訂案の取りまとめに向け、医療機関や回復施設などの関係者からの御意見を伺いながら、ギャンブル等依存症の現状と課題を丁寧に把握していくと承知しております。

○真下紀子委員　有識者懇談会のほうでは、メリット、デメリットの両方から慎重に議論するということになっているのですけれども、そもそも、このＩＲに関する基本的な考え方の決定に向けて、経済部から、この第３期計画を策定した保健福祉部の依存症対策推進会議に説明というのはあったのでしょうか。

○夕下精神保健医療担当課長　ＩＲに関する議論についてでございますが、ＩＲにつきましては、学識経験者等で構成する有識者懇談会に、医療機関や回復施設などの依存症対策関係者も参画し、議論をしているところでございまして、引き続き、当懇談会で議論されるものと承知しております。

○真下紀子委員　事前に推進会議に説明があったかどうか聞いているのです。

○鈴木仁志副委員長　福祉局長片山崇君。

○片山福祉局長　ＩＲに関する議論についてでございますが、ＩＲについては、学識経験者などのほか、医療機関などの依存症対策関係者が参画した有識者懇談会でこれまで議論されてきたところでございます。

当部のギャンブル等依存症対策推進会議への事前の説明についてはございませんでした。

○真下紀子委員　それで、６月23日付で専門家の５団体から ―― 依存症対策のほうですね。専門家の５団体から保健福祉部に対して、推進会議を開催してＩＲに関する有識者懇談会議論の経過を説明するように要請があったと承知をしておりますけれども、保健福祉部としてはどのように対応されるのでしょうか。

○片山福祉局長　ＩＲについてでございますが、ギャンブル等依存症対策に従事されている関係者の方々からの御意見につきましては、引き続き、有識者懇談会での御議論をいただきながら検討されるものと承知をしております。

○真下紀子委員　それはそうなのですけれども、推進会議を開催して、保健福祉部として依存症の対策をどう進めていくかということについてはどう議論されていくのですか。

これは、計画をつくっただけで終わりじゃないですよね。これは早めに開催をして、きちっと議論する必要があるのじゃないですか。

○片山福祉局長　ＩＲについてでございますけれども、ＩＲの検討につきましては、有識者懇談会で議論されておるところでございますが、経済部の観光振興課とも連携しながら、今後の進め方について連携を図っていく考えでございます。

○真下紀子委員　保健福祉部の依存症対策推進会議のほうで、ぜひきちっと議論していただきたいというふうに思います。

それから、知事も、ＩＲについての有識者懇談会では、メリット、デメリットの両面から慎重に検討していくということで、この有識者懇談会に、依存症対策に従事している専門家の方が第４回からオンライン参加をして、推進側の方と、それから依存症対策の方と両面から意見が交わされております。大変重要だと思うのですね。

経済部からは、どのように取り組むのか情報提供を受けているのか。今、観光振興課と連携するとおっしゃったのですけれども、そのところは十分に連携を取りながらやっていくということでよろしいのでしょうか。

○片山福祉局長　ＩＲへの対応についてでございますが、今後の進め方につきましても、両部で連携を図っていく考えでございます。

○真下紀子委員　そうしますと、先ほどのギャンブル行動の調査を含めて、どういうふうな対応をこれからしていくのかということについては、知事に直接お話を伺いたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願いいたします。

この専門医療機関は３次医療圏で設定をされているわけですけれども、２次医療圏で見ます

と、依存症専門医療機関、治療拠点機関の空白というのはどこになるのか。それから、治療できる医療機関の少なさも治療につながらない要因だというふうに考えますけれども、どうなのか。

また、ギャンブル依存症による困窮など家庭環境が厳しいことが想定されますので、遠隔地からの通院というのは難しい面もあると考えます。その点については、どのように対応しているのか。

それから、精神保健福祉センターをはじめ、医師体制が今でもいっぱいいっぱいになっているという声も聞いてきました。体制強化を含めて、今後のギャンブル依存症対策にどう取り組んでいくのか、部長に見解を伺います。

○鈴木仁志副委員長　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○竹澤保健福祉部長　ギャンブル依存症を含めました依存症の治療に係る体制整備についてでございますが、道では、ギャンブル依存症の治療拠点機関を札幌市内に、また、専門医療機関を第３次医療圏で整備しておりますが、２次医療圏別に見ますと、依存症の診療を行う医療機関は15圏域に36の医療機関を確保しているところであり、それぞれの地域で、患者の紹介や社会復帰などについて、各医療機関が連携を図りながら対応していただいているところでございます。

道といたしましては、推進計画に基づき、道民の皆様に依存症に関する正しい知識を普及しますとともに、道立精神保健福祉センターのオンライン相談事業等の窓口の周知や、専門医療機関等のさらなる確保に努めますほか、ギャンブル等依存症対策推進会議におきまして、計画に掲げる取組の進捗管理を行いながら、依存症対策を総合的に推進し、依存症で悩む御本人やその御家族が、それぞれの地域において適切な支援を受けられ、安心して暮らすことができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○真下紀子委員　ちょっと今日は早口で恐縮だったのですけれども、それはなぜかというと、実は当事者の方からお話を伺ったことを紹介したいなと思ったのです。

27歳の男性は、16歳のときに、パチンコで2000円を賭けて7000円をもうけたそうです。兄の保険証を使って年齢を詐称して、20歳から公営ギャンブルにはまったそうです。21歳から、消費者金融やヤミ金から借金をして、まだ何とかなる、俺は違うのだ、ギャン中は恥ずかしいと思っていたそうです。22歳で返済不能となって、札幌弁護士会で債務整理をして医療機関にも行ったのですけれども、やめる気がなかったから、治療ができずに、22歳で遺書を書いてバックレたわけです。死ぬ前にタンチョウヅルを見ようということで、釧路駅に行ったそうですけれども、死のうと思って行っているのに、駅の周りにあるパチンコ屋さんや、それから、馬券売場に行きたくてしようがなくなった、死にに行ったのに、自分の死ぬことよりもそっちが優先するということで、とても悩んだのですけれども、保護されたのです。その方が、お父さんの入院のときに自分が保証人になることができて、人の役に立てるのだ、生きていれば何とかなると思えたということなのですね。

だから、何とか戻ってきてもらう、ギャンブル依存症の世界から戻ってきてもらう、そこに入らない、そうした対策のために保健福祉部には頑張っていただきたい。そのほかにもあったので

すけれども、時間ですので、これで終わります。

よろしくお願いいたします。

○鈴木仁志副委員長　真下委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、保健福祉部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後３時16分休憩

午後３時30分開議

○植村真美委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

１．環境生活部所管審査

○植村真美委員長　これより環境生活部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

和田敬太君。

○和田敬太委員　それでは、通告に従いまして、野生鳥獣対策についてお伺いをしてまいります。

エゾシカ対策及びヒグマ対策につきましては、我が会派の代表格一般質問でもお伺いいたしましたが、改めて、以下、伺ってまいります。

道では、エゾシカとのあつれき低減を図るため、令和６年１月から緊急対策期間として重点的に捕獲に取り組んできたところでありますが、直近の捕獲頭数、推定生息数、農林業被害などの状況は、緊急対策期間設定前の令和５年度と比べてどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○植村真美委員長　エゾシカ担当課長嶋本祐幸君。

○嶋本エゾシカ担当課長　エゾシカの捕獲数などについてですが、令和６年度の捕獲数は15万8000頭と、緊急対策期間設定前の５年度と比較し1000頭増加し、過去最多を更新したところであり、令和６年度の生息数は５年度から横ばいの73万頭となっております。

また、令和６年度の農林業被害額は52億8000万円と、５年度から１億3000万円の増加、令和７年度の列車運行の支障件数は4810件と、５年度から360件の増加、令和７年の暦年での交通事故発生件数は6705件と、５年から1418件増加している状況でございます。

なお、令和７年度の捕獲数、農林業被害額は、夏頃をめどに取りまとめる予定でございます。

○和田敬太委員　次に、市町村による捕獲の促進についてお伺いいたします。

我が会派の代表格一般質問では、市町村に対し、国の交付金を最大限活用した捕獲を働きかけてきた旨の答弁がありましたが、市町村による捕獲の促進について、これまでどのように取り組

み、また、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○植村真美委員長　野生動物対策担当局長井戸井毅君。

○井戸井野生動物対策担当局長　市町村による捕獲についてでございますが、道では、これまで、全道エゾシカ対策協議会や振興局ごとに設置している地域連絡協議会の場などを通じて、市町村に対し、国の交付金を活用した積極的な捕獲を働きかけてきたところです。

また、国の交付金の対象外となる、わなの見回りや残滓の回収などの経費に対しましては、道の交付金により支援を行っているほか、射撃技術研修や捕獲実践研修など、地域における捕獲従事者の育成にも取り組んできたところでございます。

本年度は、こうした取組に加え、対策の高度化に意欲のある５市町を支援するタスクフォースを設置し、国有林などにおける円滑な捕獲に向けた調整を行うとともに、ＩＣＴを活用した生息調査や、わなの設置に対する技術的助言を行うこととしており、こうした対策を地域連絡協議会を通じて共有するなど、市町村による捕獲の促進に向け取り組んでまいります。

以上です。

○和田敬太委員　次に、国有林内における捕獲対策についてお伺いいたします。

森林は、エゾシカの主要な生息地であり、本道の森林全体の55％を国有林が占めている一方で、北海道森林管理局では、安全確保の観点から、銃を使用した一般狩猟での立入りを禁止する銃猟立入禁止区域を国有林内に設定したものと承知をしております。地域からは、捕獲規制を行っている国有林内がエゾシカの逃げ場になっているといった意見もございます。

道では、国有林内でのエゾシカ捕獲対策について、これまでどのように取り組み、そして、今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○嶋本エゾシカ担当課長　国有林内での捕獲対策についてでございますが、国有林内における銃猟立入禁止区域は、入林者の安全確保のために、施業区域やその隣接区域、レクリエーションで利用される区域などを対象に指定されており、禁止区域では、銃による捕獲を目的とした立入りが禁止されております。

道では、これまで、国に対し、禁止区域の緩和や国自身による捕獲事業の拡大を要請するほか、道内の国有林を管理する森林管理局と調整の上、禁止区域やその周辺でわなによる捕獲事業を実施してきたところです。

また、森林管理局では、市町村と協定を締結し、林道の除雪など、市町村の捕獲事業を後押しする取組も行っており、道といたしましては、地域連絡協議会の場を活用してそうした取組を周知するほか、タスクフォースによる支援などを通じ、国有林内における捕獲対策の一層の強化に取り組んでまいります。

○和田敬太委員　次に、捕獲後の処理についてお伺いをいたします。

緊急対策期間におきましてさらなる捕獲数の上積みに取り組まれている中で、捕獲個体の処理体制の確保は大変重要になってまいります。

捕獲後の処理について、事業者や狩猟者への支援など、現状と今後の取組についてお伺いをい

たします。

○嶋本エゾシカ担当課長　捕獲個体の処理についてでございますが、捕獲目標の達成に向けて捕獲数の上積みに取り組む中、捕獲個体の有効活用や適正処理を進めるためには、食肉処理施設の増加や処理能力の拡大、処理施設への搬入頭数を増加させることが重要でございます。

道では、これまで、国の交付金を活用し、市町村や事業者に対しまして、食肉処理施設や冷凍保管施設の整備を支援するとともに、道が認証する食肉処理施設に対しまして、解体後の廃棄物処理経費を支援してきたほか、狩猟者の方々に対し、食肉活用に適した捕獲方法の周知や認証施設への搬入経費を支援してきたところであり、道といたしましては、こうした取組の一層の周知を図りながら、捕獲個体のさらなる有効活用と適正処理に取り組んでまいります。

○和田敬太委員　それでは、次に、有効活用の取組について伺います。

有効活用の拡大に向けては、エゾシカ肉の消費拡大が必要でありまして、実際に食べて、そのおいしさを知っていただく取組が大切と考えます。

道では、これまで、道内におけるエゾシカ肉の消費拡大のために、毎月第４火曜日を「シカの日」と定め、認証肉を使用したメニューを提供する飲食店や販売店を登録してＰＲしていると承知をしております。

「シカの日」参加店の登録状況や、エゾシカ肉の消費拡大に向けた取組状況をお伺いいたします。

○井戸井野生動物対策担当局長　有効活用の取組についてでありますが、道が認証した食肉処理施設で生産された鹿肉を扱う道内の飲食店や販売店の「シカの日」参加登録は、平成30年度に最多の365店となった後、コロナ禍の影響などで令和６年度には167店まで減少しましたが、食肉としての利用量は、平成30年度の622トンから令和２年度には420トンまで減少したものの、令和６年度は586トンまで回復してきたところでございます。

道では、これまで、鹿肉が旬となる冬に「シカの日」参加店を紹介するキャンペーンを実施するほか、家庭などでの消費拡大に向けて、鹿肉レシピの発信や料理教室などを開催してきたところです。

道としましては、こうした取組に加え、本年度、札幌市内で開催される外食事業者を対象とした展示会に初めて出展し、認証肉を扱う店舗の増加に取り組むほか、地元で捕獲し認証施設で処理した鹿肉を学校給食で提供し、食育や環境教育を行うモデル事業を実施するなど、鹿肉のさらなる消費拡大に取り組んでまいります。

以上です。

○和田敬太委員　ありがとうございます。

第４火曜日は「シカの日」ということでありまして、私も初めて知りましたけれども、もう少し皆さんに知っていただければ、消費拡大につながると思いますので、頑張っていただきたいと思います。

それでは、最後に、今後の捕獲対策につきまして、３年間の緊急対策期間が残り半年となる中

で、農林業被害や交通事故といったあつれきに歯止めをかけるため、実効性ある対策に取り組み、エゾシカの個体数を減少させることが必要と考えます。

捕獲目標の達成に向けて、これまでの取組をどのように検証し、今後どのように捕獲強化に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○植村真美委員長　環境生活部長天野紀幸君。

○天野環境生活部長　エゾシカ対策の今後の取組についてでございますが、道では、これまで、捕獲目標の達成に向けて、国の交付金を最大限活用した捕獲を市町村に働きかけるとともに、個体数削減効果の高い雌の捕獲促進に加え、道による捕獲困難地での捕獲などに取り組んでまいりました。

本年度は、越冬期集中捕獲箇所の拡大や地域の狩猟期間の延長などのほか、タスクフォースを活用した捕獲技術の助言や国有林等での円滑な捕獲に向けた関係機関との調整など、捕獲対策の強化に取り組むこととしてございます。

道といたしましては、こうした取組やその結果などについて、審議会で御意見を伺いながら検証し、さらなる捕獲数の上積みに向け、これまで以上に国や市町村などとの連携を図り、捕獲対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○和田敬太委員　ありがとうございました。

３年間の緊急対策期間も残り半年ほどですので、最後、目標の18万5000頭に向けて、残りも頑張っていただきたいと思います。

それでは、続きまして、ヒグマ対策についてお伺いをしてまいります。

まず、ヒグマの捕獲実績について伺います。

道内における昨年度のヒグマの捕獲数は、速報値で2000頭を超え、過去最多となる見込みとのことであります。

昨年度の捕獲頭数と捕獲実績があった市町村の数についてお伺いをいたします。

また、捕獲数が増加している中、捕獲後の処理の実態についても併せてお伺いいたします。

○植村真美委員長　ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長　ヒグマの捕獲実績などについてでありますが、狩猟を除く昨年度の道の許可捕獲数は、速報値で2115頭であり、134の市町村で捕獲実績があったところでございます。

また、捕獲後の個体については、一般廃棄物の最終処分場や焼却施設などで処理されておりますほか、自家消費や食肉処理施設に持ち込まれ、精肉や缶詰などの加工品として活用されており、国の調査によりますと、道内の食肉処理施設における令和６年度のヒグマの解体実績は132頭となっているところでございます。

○和田敬太委員　ありがとうございます。

134市町村ということでありますので、かなり広範囲で捕獲がされているとのことであります。

次に、ガバメントハンターの役割などについてお伺いいたします。

今年度、道では、３名のガバメントハンターの任用を予定しているほか、６月１日付で道職員によるヒグマの捕獲支援チームを立ち上げたと承知をしております。

ガバメントハンターと捕獲支援チームのそれぞれの役割についてお伺いいたします。

○市川ヒグマ対策室長　ガバメントハンターなどの役割についてでありますが、ガバメントハンターは、地域におけるヒグマ対応をサポートする役割を担い、市町村や猟友会などが行う出没対策について技術的な助言を行いますほか、人身被害の発生のおそれがある場合などには、関係者と連絡調整を行いながら市町村の捕獲活動を支援することとし、捕獲支援チームは、そうしたガバメントハンターの業務を補佐する役割を担うこととしております。

道といたしましては、こうしたガバメントハンターや支援チームの専門性を生かしながら、地域における対応力の強化に向けて取り組んでまいります。

○和田敬太委員　次に、ガバメントハンター等の任用について伺います。

６月１日付で、本庁ヒグマ対策室にガバメントハンター１名を任用したと承知をしております。一方で、現在も、オホーツク地域、渡島・檜山地域のガバメントハンターは募集中でありまして、現時点で任用がされていない状況にあります。

また、道では、地域おこし協力隊の活用も検討していると聞いております。

残り２名の任用や地域おこし協力隊の活用に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○市川ヒグマ対策室長　ガバメントハンター等の任用についてでありますが、道では、ガバメントハンターのさらなる任用に向けまして、現在、ホームページへの掲載をはじめ、猟友会などに対する周知、さらには、第１種銃猟免許を有する方々に対する直接案内を行うなど、募集内容を幅広く周知しているところでございます。

また、地域おこし協力隊につきましては、現在、募集に向けた準備を進めているところであり、これまで様々な経験を有し意欲のある方にガバメントハンターや地域おこし協力隊に応募いただけるよう、より効果的な周知などに取り組んでまいります。

○和田敬太委員　今、１名任用ということでありますけれども、もともとはハローワークで募集していたということでありまして、早めに２名をまずは任用できるように取組を進めていただきたいと思います。

次に、道では、ガバメントハンター等が捕獲等の作業を行った場合に特殊勤務手当を支給できるように、今定例会に、北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案を提案しており、その手当額は１日につき２万円を超えない範囲内とするとのことであります。

具体的にはどのような手当額とするのか、また、その額とする根拠も併せてお伺いをいたします。

○市川ヒグマ対策室長　特殊勤務手当の額についてでありますが、ヒグマの捕獲作業等については、危険性や特殊性の極めて高い業務であることを踏まえ、その作業内容を十分考慮した上で手当額を検討し、他県における危険鳥獣の捕獲等に係る手当の支給状況や、道における他の危険作

業における特殊勤務手当との均衡などを総合的に勘案いたしまして、銃器によるヒグマの捕獲等を行った場合は１日につき２万円、わなの設置作業やヒグマの生息域でやむを得ず実施する屋外作業など、職員の生命または身体に危険が及ぶおそれがある作業を行った場合は1440円の額とすることとしております。

○和田敬太委員　次に、春期管理捕獲について伺います。

本年の春期管理捕獲では、57の市町村が実施し、昨年より参加市町村数が増加をいたしました。一方で、捕獲数は16頭にとどまり、昨年から減少しているとのことであります。また、島牧村では、春期管理捕獲中に捕獲従事者の方がヒグマに襲われるといった事故が発生をいたしました。

捕獲従事者の安全を確保しながら、より多くの市町村が参加するよう、さらなる取組拡大が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○井戸井野生動物対策担当局長　春期管理捕獲の取組の拡大についてでありますが、春期管理捕獲は、ヒグマを捕獲することに加え、捕獲従事者が森林に入ることによって人への警戒心を植え付けること、さらには、捕獲技術を習得する捕獲従事者の人材育成を図ることを目的として実施しております。

本年４月、島牧村におきまして、春期管理捕獲に携わる従事者が襲われる痛ましい事故が発生したことから、道では、人身事故防止に関する注意喚起文書を市町村へ発出しましたほか、道総研と協力して事故現場の調査を実施したところであり、今後、事故原因などの調査結果がまとまり次第、市町村や捕獲従事者の方々へ周知することとしております。

また、捕獲数が昨年より少なかった要因としましては、想定より雪解けが早く、雪の上の足跡などの痕跡を追うことが困難となったとの声が寄せられておりますが、現在、市町村に対して実施している調査も踏まえ、有識者の意見を伺いながら、成果や課題などについて検証を行い、今後の事業に適切に反映してまいります。

以上でございます。

○和田敬太委員　次に、今年度のヒグマ対策事業について伺います。

道では、今年度、昨年度に比べ、ヒグマ関連予算を大幅に増額しておりまして、ＡＩを活用したヒグマの捕獲支援や出没情報の一元化に取り組むとしてございます。

具体的にどのようなことに取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○市川ヒグマ対策室長　ＡＩを活用した捕獲支援などについてでありますが、道では、本年度、ヒグマの出没に際し、ドローンやＡＩを用いて問題となる個体を特定し、出没経路や被害状況を把握するほか、問題個体の位置を特定することで、捕獲従事者の安全を確保しながら捕獲活動を行えるシステムの構築を進めているところでございます。

また、ヒグマの市街地出没が相次ぐ中、国とも連携しながら、出没情報の一元化を図ることにより、地域住民はもとより、来道者にもヒグマ出没情報を分かりやすく確認いただけるよう取り組むこととしており、デジタル技術などを活用し、より効果的かつ効率的な対策に取り組んでま

いります。

○和田敬太委員　ありがとうございます。

システムの構築を今進められているということでありますけれども、札幌市では、ＬＩＮＥでヒグマの出没情報をプッシュ型で通知しているほかに、グーグルマップの地図上でどこに出没したかという確認ができますので、そういった各市町村のノウハウも共有しながら、ぜひ進めていただければと思います。

次に、捕獲従事者の処遇改善についてお伺いいたします。

鳥獣被害防止特措法に基づく捕獲活動を行い負傷した際には公務災害が適用されますが、緊急銃猟などの捕獲対応において公務災害補償の対象とならない場合があります。

こうした捕獲従事者の補償について、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○井戸井野生動物対策担当局長　捕獲従事者に対する補償についてでありますが、道では、これまで、国の交付金を活用して、市町村が加入する捕獲従事者の保険に対する支援を行うほか、国に対して、市長会や町村会とともに公務災害補償の適用を可能とする制度の整備を要望してきました。

道としましては、ヒグマ対策推進会議や地域協議会の場を活用し、支援制度の在り方に関する御意見を伺いながら、国に対し、制度の充実を働きかけるなど、引き続き、捕獲従事者の方々が安心して捕獲活動が行える環境づくりに取り組んでまいります。

以上です。

○和田敬太委員　今、ヒグマ対策において大きな課題の一つが捕獲従事者の成り手不足だと思います。その中で、捕獲従事者の確保のためには、この処遇改善が大きな一つとなると思いますので、引き続き、国に要望していっていただきたいと思います。

次に、市町村との連携体制について伺います。

ヒグマ対策を進めていく上では、道と市町村や地元猟友会との連携が重要であります。

道では、具体的にどのように市町村などと連携を図っているのか、お伺いいたします。

また、道では、ヒグマ対策事業補助金を通じて市町村へ支援を行っておりますが、年度途中から新たに市町村が事業を実施することになった場合、道や市町村ではどのような対応が必要となるのか、お伺いいたします。

○市川ヒグマ対策室長　市町村などとの連携についてでありますが、道では、これまで、振興局ごとに開催しております地域協議会において、市町村や猟友会などの関係者とヒグマ対策に関する情報共有や意見交換を行いながら、関係機関と連携した出没対応訓練などに取り組んできております。

こうした中、本年４月に全振興局に専門的知見を有する職員を配置するとともに、６月にはガバメントハンター１名を任用するなど、これまで以上に市町村等の取組を支援する体制の充実を図ったところでございます。

なお、道のヒグマ対策事業補助金の執行に当たっては、市町村からの申請に基づき交付決定を行っており、本年度は、132市町村が約４億7000万円の活用を見込み、年度途中に新たに事業を実施することになった場合は、事業内容や所要額を確認し、国とも調整を行いながら、できる限り支援できるよう努めているところでございます。

○和田敬太委員　今後、国からの要望調査もあるとお聞きをしております。調査期間も短期間とのことでありまして、各市町村は、新年度、十分に事業申請できないところもあったとお聞きをしております。ぜひ、道からの働きかけを積極的にしていただきまして、各市町村に寄り添った形で進めていただきたいと強くお願い申し上げたいと思います。

それでは、次に、今後のヒグマ対策について伺います。

ヒグマ対策については、国においても関係閣僚会議を設置し、昨年11月にはクマ被害対策パッケージを、この３月にはクマ被害対策ロードマップを取りまとめるなど、国を挙げて取組が進められております。道においてもヒグマ対策は喫緊の課題となっておりますので、道がリーダーシップを取って、市町村と連携をし、全道一体となって取り組んでいただきたいと考えます。

今後のヒグマ対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○井戸井野生動物対策担当局長　今後のヒグマ対策についてでありますが、人とヒグマとのあつれきがかつてないほど高まっており、今週、下川町で本年度２例目となる緊急銃猟が行われるなど、道民の皆様の安全、安心を脅かす深刻な状況が続いております。

これまで、道では、こうした危機感を市町村と共有し、ゾーニング管理や春期管理捕獲など、本道の実情を踏まえた対策を積極的に進めてきました。本年度、関連予算を増額し、市町村への支援策の充実を図るとともに、ドローンやＡＩを活用した捕獲支援、出没情報の一元化など、デジタル技術を活用した対策にも取り組むほか、出没に備えた訓練の充実を図るなど、これまで以上に、市町村や捕獲従事者などと一体となって、ヒグマ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

以上です。

○和田敬太委員　それでは、最後に、これまでエゾシカ対策やヒグマ対策に関わるガバメントハンターの取組などについて伺ってまいりました。ヒグマについては、市町村や猟友会などが一体となり、市街地出没への対応、有害捕獲などを続けてきているにもかかわらず、出没情報は道内各地で常態化をしており、住民の皆様の不安は募る一方であります。

また、エゾシカについても、道内各地で被害が相次いでいる状況でありまして、推定生息数が数十万頭と言われるエゾシカによる森林や農地における食害は、依然として道内の広い範囲で深刻な影響を及ぼしております。

こうしたヒグマやエゾシカなどの野生鳥獣については、気候変動などの影響による森林の環境変化や餌不足、人なれした個体が増加していることなど、様々なことが要因となって、人とのあつれきが高まっていると考えます。

鳥獣ごとの対策も重要でありますが、今後は、食物連鎖も含めた生態系全体として捉え、野生

鳥獣全体として対策を進めることが重要になってくると考えますが、そのために必要な人材の確保や育成、捕獲体制の整備についてどのように取り組むのか、お伺いいたします。

○天野環境生活部長　野生鳥獣の捕獲体制の強化についてでございますが、道内では、相次ぐヒグマの出没やエゾシカによる農林業被害の増加などの課題に直面しており、こうした野生鳥獣対策を担う地域の体制を強化していくことが重要と考えてございます。

このため、道では、これまで、市町村職員を対象とした研修をはじめ、狩猟免許試験制度の充実や初心者向けの射撃研修の実施など、捕獲従事者の確保育成に向けた取組を進めてまいりました。

また、本年度、全振興局に専門的知見を有する職員を配置するとともに、ガバメントハンターを任用するなど、地域の取組を支援する体制の充実を図ったところでございます。

野生鳥獣とのあつれきが高まる中、地域の体制強化に向けては、野生鳥獣を取り巻く環境変化を踏まえ、生態系全体を俯瞰した検討も必要と考えておりまして、こうした取組に加え、中長期的な視点から、捕獲従事者の確保育成に向けた取組について有識者から御意見を伺い、検討を進めながら、野生鳥獣対策の充実強化に取り組んでまいります。

○和田敬太委員　野生鳥獣対策について質問してまいりましたが、道民生活に大きな影響を与えているエゾシカやヒグマへの取組については、改めて知事にお伺いしたいと考えておりますので、委員長、お取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○植村真美委員長　和田委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

鈴木仁志君。

○鈴木仁志委員　初めに、外来生物についてお聞きをいたします。

北海道における外来生物は、国外由来、国内由来のものが存在しております。生態系は、長い期間をかけて、微妙なバランスの下で成立しているとされていますけれども、そこに外から生物が侵入してくると、生態系のみならず、人間や農林水産業にまで影響を及ぼす場合があります。

北海道における生態系や農林水産業などに大きな影響をもたらす特定外来生物の生息分布と被害の状況をお聞きいたします。

○植村真美委員長　自然環境課長島村哲也君。

○島村自然環境課長　特定外来生物の分布と被害状況についてでありますが、令和７年12月時点での国の調査結果によりますと、全部で15種の特定外来生物が道内で確認されており、そのうち、オオハンゴンソウ、アライグマ、セイヨウオオマルハナバチ、アメリカミンクの４種が道内の100以上の市町村で確認されております。

また、被害の状況といたしましては、主に、アライグマによるトウモロコシなどの農作物やデントコーンサイレージなど畜産飼料の食害のほか、ウチダザリガニやセイヨウオオマルハナバチによる在来種の捕食や駆逐、さらに、在来植物の繁殖阻害などが確認されているところでござい

ます。

○鈴木仁志委員　今年に入ってからの報道を見ておりましても、オオハンゴンソウ、ウチダザリガニの駆除、アズマヒキガエル、サカコザクラの生息域の拡大、先日は知床五湖の一湖でのスイレンの駆除報道もありました。湖面を覆い尽くすまで増殖して、別の三湖でも爆増とのことで、５年後、10年後には、湖面が見えるのは一湖になってしまうかもしれません。

また、津軽海峡を渡ってきたとされるナラ枯れの原因昆虫 ―― カシノナガキクイムシは、この５年間で渡島・檜山全域に広がり、あと10年、20年で全道に広がるのではないかと危惧もしているところであります。

令和６年の定例会で、外来植物が発見された場合の道の対処の在り方についてお聞きした際、蔓延する危険性が高い特定外来生物の被害防止等の措置は国の役割であり、こうした植物が確認された場合、国が地元自治体や研究機関と連携し、生育調査や緊急的な防除などの取組を行っていると答弁されていますが、道として、駆除、防除に当たってどのような取組をこの間行ってきたのか、お聞きをいたします。

○島村自然環境課長　特定外来生物の防除についてでありますが、外来生物法では、ヒアリやアカカミアリなど、国内で定着が未確認、または、分布が局地的であり、蔓延する危険性が高い特定外来生物に対して講じる殺虫処理などの被害防止措置は国の役割とされている一方、アレチウリやウチダザリガニなど、国内で定着が確認されている特定外来生物の防除につきましては都道府県の役割とされております。

このため、道では、道内に定着した特定外来生物のうち、全道に生息域が拡大し、農業被害が甚大であるアライグマについては、削減効果が高い春期の集中捕獲の促進や、市町村境界等の捕獲空白地帯での捕獲に取り組んでおります。

また、全道で生息域が広がりつつあるセイヨウオオマルハナバチなどについては、地元市町村や大学、団体等と連携し、駆除活動や研修会を実施するなど、被害の防止に取り組んでいるところでございます。

○鈴木仁志委員　一昨年、帯広市内で発見をされましたアレチウリは、現在、畜産大学の准教授とその研究グループ、帯広市の職員、振興局、ボランティアの努力で地道な抜取り除去を行っておりますけれども、抜取りで表面上は消失したように見えても、１か月もすれば埋没していた種子が発芽して、あっという間に広がることから、新たに温熱除草を実施して一定の効果を上げているようでありますが、繁殖が河川域にまで広がれば、種子が流出して爆発的に拡大するおそれがあることから、根絶に向け、地道で確かな取組が必要であります。

いずれにしても、対応が遅れればお手上げになるほど、外来生物は急速に生息域を広げるわけですから、早期の発見と迅速な駆除が必要なことは明らかであります。今後の在り方についてお聞きをしておきます。

○植村真美委員長　自然環境局長三ツ木寛史君。

○三ツ木自然環境局長　今後の特定外来生物対策についてでありますが、特定外来生物の定着防

止に向けては、国や地元市町村、大学、団体など、地域において多様な主体が連携し、迅速かつ継続的な防除活動に取り組んでいくことが重要であります。

このため、道では、環境財団などの関係団体等と連携し、これまで、道民の皆様や自然保護関係をはじめとした団体の方々に対して、特定外来生物の特徴や見分け方などを広く発信し、確認された場合の情報提供や速やかな防除への協力を呼びかけているほか、各地域において研修会を開催するなど、地域における防除活動を促進してきたところであります。

道としては、今後とも、特定外来生物の生態などについて、ＳＮＳやイベントをはじめ、様々な機会を活用して分かりやすく周知するほか、専門家の派遣や研修会の開催等を通じ、地域において継続して活動できる体制づくりを進めるなど、特定外来生物の定着の防止や、その根絶に向けて取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　議会棟西側のあのヤマボウシなどの植え込みに、外来のブタナ、通称・タンポポモドキと思われるものが多数繁殖をしているのは御存じでしょうか。この22日に他の雑草とともに機械刈りされておりましたけれども、またすぐに生えてまいります。外来生物は、私たちのすぐそば、足元で生息をしております。しっかり取り組める予算が必要ですし、国、自治体、研究機関、市民団体との連携が不可欠であります。引き続き、意識を持って、埋め尽くされる前に対応していただきたいとお願いをして、終わりたいと思います。

次に、流木についてお聞きをいたします。

先般、６年連続で、太平洋沿岸の豊頃、浦幌、広尾、大樹の４町と、大津、広尾、大樹の３漁協が道庁を訪れ、海岸に漂着する流木の適切な処理を求める要請書を提出したとの報道がございましたが、要請の要旨をお聞きいたします。

○植村真美委員長　循環型社会推進課長遠藤浩君。

○遠藤循環型社会推進課長　流木の処理に係る要請についてでありますが、十勝海域沿岸では、河川上流域で発生した倒木が河川を流下して沿岸域へ流出し、海岸へ大量に漂着する状況が続いており、漁網が損傷するなど、漁業経営に深刻な影響を及ぼしていることから、今月12日に、豊頃、浦幌、広尾、大樹の４町と、大津、広尾、大樹の３漁協から知事宛てに要請書の提出があったところです。

具体的には、漁業被害を未然に防止するための漂着流木の迅速かつ計画的な処理と必要な予算の確保、及び、流木の発生抑制対策の推進について要請があったところでございます。

以上です。

○鈴木仁志委員　平成28年８月の台風による大雨は、十勝地方の各所に大規模な被害をもたらしましたけれども、この大雨に伴い、膨大な流木が発生し、漁業施設に甚大な損害を与えました。

また、昨年９月20日には、北海道で初めて線状降水帯が発生して大きな被害を及ぼし、十勝川河口両岸は、それぞれ800メートルから900メートルにわたって大量の流木が堆積したと伺っております。

平成28年８月、そして昨年９月の大雨によって十勝地域に発生した流木の発生量、漁業への被

害状況、漂着した流木の撤去処理に要した費用及び費用負担についてお聞きをいたします。

○遠藤循環型社会推進課長　流木の発生量等についてでありますが、平成28年８月の大雨により十勝地域で発生した流木の量はおよそ11万3000立米と推測されており、流木がサケ・マスの定置網に絡みつき、捕獲が困難となる漁業被害が発生しており、平成28年度に実施した流木の撤去費用は約5000万円で、そのうち、国からの補助は約4490万円、道の負担は約480万円、市町村の負担は約30万円となっております。

また、昨年９月の大雨による流木の発生量は不明でありますが、平成28年度と同様に漁具の損傷等の被害が発生しており、昨年度実施した流木の撤去費用は約2950万円で、そのうち、国からの補助は約2380万円、道の負担は約500万円、市町村の負担は約70万円となっております。

以上です。

○鈴木仁志委員　お話にあったように、流木の量が11万3000立米、これは平成28年の道内の発生量の実に９割に相当する量であります。一体どこから来たのだというぐらいの量でありますけれども、この平成28年の大雨により、大量の流木が海岸に漂着し、水産業など地域産業に大きな影響を与え、その対策が急務となったことから、十勝地域海岸漂着物対策推進協議会に流木対策検討部会を設置して、関係機関が相互に情報共有し、流木発生抑制に向けた具体的な取組などを検討したと認識をしておりますけれども、何を検討して、具体的にどのような施策を講じたのか、お聞きをいたします。

○遠藤循環型社会推進課長　流木の発生抑制に向けた取組についてでありますが、流木による被害を防止するためには、漂着した流木の処理を行うだけでなく、森林整備等を含めた発生抑制対策が重要であり、十勝地域では、平成28年の大雨を契機に、十勝地域海岸漂着物対策推進協議会の下に、国や道、市町村、漁協、森林組合などで構成される流木対策検討部会を平成29年に設置したところです。

部会では、被害の軽減を目指し、流域内の情報共有の徹底を図るとともに、流木の発生抑制対策などについて検討を行い、平成31年に今後の取組を取りまとめたところです。

道では、その検討結果に基づき、必要に応じ、流木を捕捉するスリット式の治山ダムを設置するとともに、市町村や森林組合等に対し、幹が太く根系が発達した樹木を育成するための森林整備の方法を周知し、適切に管理を促すなど、関係機関と連携した取組を行っているところでございます。

以上です。

○鈴木仁志委員　大雨により海域に流出する大量の流木などは、地域の主要な産業にも大きな影響を与えるほか、適正な海岸管理に重大な影響を及ぼしますけれども、海岸に漂着した流木などについては、再流出しないように押し上げ集積が必要となるほか、最終処理に係る費用などについて、河口域に位置する自治体に費用負担が生じることは理解し難いことから、やはり、流木処理に要する費用というものは、全額、国庫で実施すべきだと思いますが、見解をお聞きいたします。

また、国及び道管理河川で雑木が繁茂して河川機能の低下が危惧されていることから、大雨時の流域住民の安全、そして農地保全のためにも、河川流下能力の確保に向け、河畔樹木の伐採や河川内の倒木回収を強化するなど、河川敷地内の適正な管理を行うことにさらに力を注ぐことが必要だと思っておりますけれども、所見をお伺いして、終わりたいと思います。

○植村真美委員長　環境保全局長久保貴司君。

○久保環境保全局長　処理の費用負担などについてでありますが、流木など海岸漂着物等の回収や処理につきましては、市町村や海岸管理者等が、環境省の補助金のほか、国土交通省や農林水産省などの補助制度を活用して実施しているところでございます。

このうち、環境省補助金は、平成27年度から補助率が引き下げられたことを踏まえ、国に対しまして、事業に必要な予算の確保と併せ、全額を国庫補助対象とするよう要望しているところでございます。

また、道では、河川阻害による洪水被害の発生や、海岸への流出による漁業被害の発生のおそれがある場合において、流木の除去を適宜実施しているほか、平成29年度から計画的に実施している河道内の樹木伐採等につきましては、令和７年度から対象区間を拡大して取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、流木対策に取り組むために設置しております、国の出先機関や関係団体、庁内関係部局などで構成します北海道海岸漂着物対策推進協議会を活用いたしまして、効果的な対策について検討しながら、各地域の協議会とも連携して被害の未然防止に取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　よろしくお願いします。

終わります。

○植村真美委員長　鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

林祐作君。

○林祐作委員　お疲れさまでございます。

通告に従いまして、早速質問させていただきたいと思います。

まず、特殊詐欺被害対策について伺います。

特殊詐欺の被害が後を絶たず、昨年１年間の被害は、全国、全道ともに過去最悪となったとのことであります。

第１回定例会の予算特別委員会でも我が会派の同僚議員が質疑を行い、昨年、道内で発生した特殊詐欺の認知件数、被害額がいずれも過去最悪となり、また、被害者は、高齢者に加え、30代以下の若者にも広がっているとの答弁でありました。

今年の被害状況や被害防止に関する取組等について伺ってまいります。

今年の道内における特殊詐欺の被害件数や被害金額について、どのような状況になっているのか、昨年同期との比較を含めて伺います。

○植村真美委員長　地域安全課長森田和寿君。

○森田地域安全課長　特殊詐欺の被害についてでありますが、道警察によりますと、令和７年に発生した偽警察詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺などの特殊詐欺の認知件数は、前年の373件と比べ、255件増の628件、被害金額は、前年の約35億1000万円と比べ、約16億2000万円増の約51億3000万円の過去最悪を記録したところです。

また、本年１月から５月までに道内で発生した特殊詐欺の認知件数は、前年の同じ時期の251件と比べ、59件増の310件、被害金額は、同様に、約12億9000万円と比べ、約９億9000万円増の約22億8000万円となっており、認知件数と被害金額のいずれも昨年の同時期を上回っている状況です。

○林祐作委員　被害金額で見れば、２倍近いぐらいの増加があったわけでございます。

詐欺の手口も、年々、巧妙になっているとお聞きします。第１回定例会の質疑で、警察官を名のるケースが増加しているとのことでありましたが、道内の特殊詐欺の主な手口について伺います。

○森田地域安全課長　特殊詐欺の手口についてでありますが、本年における特殊詐欺の主な手口は、ＳＮＳを用いて投資すれば利益が得られるものと思い込ませ、金銭等をだまし取るＳＮＳ型投資詐欺が67件と最多となっており、認知した被害総数310件のうち、21.6％を占めています。

次に多い手口は、警察官や検察官をかたり、警察手帳や逮捕状を提示し、不安に乗じて金銭等をだまし取る偽警察詐欺が60件で、被害総数の19.4％となっており、キャッシュカードが不正利用されているなどと思い込ませ、隙を見てカードを盗む詐欺が48件、被害総数の15.5％、オンライン上のやり取りのみで恋愛感情を抱かせ、金銭等をだまし取るＳＮＳ型ロマンス詐欺が34件、被害総数の11％となっています。

このほか、市町村職員や金融機関職員、通信事業者をかたり、金銭等をだまし取る還付金詐欺や架空料金請求詐欺なども発生しており、その手口は様々に変化し、多様化が見られるところです。

○林祐作委員　実際に警察官を名のる方からの電話は私も何度も来たことがありますし、今、話を聞くと、満員電車等ではカード情報のデータが簡単に抜き取られてしまうようなこともあると伺っているところでございます。

こうした被害の状況の中で、道としてはどのように取組を行ってきたのか、伺います。

○植村真美委員長　地域安全担当局長西清人君。

○西地域安全担当局長　これまでの取組についてでありますが、道では、特殊詐欺被害を防止するため、道警察をはじめ、関係機関や消費者団体、市町村等と連携をし、多くの方が集まるイベント会場、大型商業施設での啓発活動や、主に高齢者の方々が集まる場に出向きまして、詐欺電話を実際に体験していただく研修会を実施してきましたほか、ウェブ広告や道のホームページ、ＳＮＳ等の各種広報媒体を活用し、詐欺の手口などの情報を発信し、注意喚起を行っております。

また、金融機関や大型商業施設の従業員の方々を対象といたしました、来店者への声かけ訓練

の実施や、コンビニエンスストアにおける店内放送を活用した啓発など、民間企業の皆様の協力を得ながら周知に努めているところであり、今後とも、特殊詐欺被害の未然防止に向けまして、より一層効果的な広報啓発に取り組んでまいります。

○林祐作委員　より一層、未然防止に向けてということでありますけれども、なかなか効果的にというのは難しいなというふうに受け止めております。

警察庁の令和７年の統計によりますと、投資・ロマンス詐欺を除く特殊詐欺の被害のうち、約８割は電話が接触ツールとして使われている実態が明らかになりました。こうした実態を踏まえて、どのような対策を講じてきているのか、伺いたいと思います。

○森田地域安全課長　詐欺電話対策についてでありますが、偽警察詐欺などの特殊詐欺では、犯人から被害者への最初の接触は、多くの場合で電話が利用されており、そのうち、約75％が国際電話番号を利用しています。

このため、道では、こうした詐欺の手口に関する情報発信やイベント会場での啓発、さらには、高齢者等を対象とした詐欺電話研修会の開催などに取り組むほか、国際電話の利用休止や番号非通知の着信拒否設定など、犯人と接触しない手法についても啓発を行ってきたところです。

また、本年３月には、警察庁がこうした詐欺電話の着信を防ぐ機能を有する特殊詐欺対策アプリの運用を開始しましたことから、道警察や消費者団体と連携をし、スマホ教室における周知など、アプリの普及促進に向けた取組も進めております。

○林祐作委員　それでは、最後に、今後の取組について伺いたいと思います。

依然として、特殊詐欺の被害に遭われる方が後を絶ちません。誰もが被害者となり得ることから、幅広い方を対象とした情報発信等、効果的な取組の一層の強化が必要と考えます。

特殊詐欺の被害防止に向け、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　環境生活部長天野紀幸君。

○天野環境生活部長　今後の特殊詐欺被害対策についてでございますが、道内における特殊詐欺被害は、本年、過去最悪となった昨年を上回る状況にあり、道としても深刻な事態であると受け止めております。

このため、道では、若者や高齢者など特に被害に遭いやすい方々を対象に、ＳＮＳをはじめ、多様な広報媒体の活用はもとより、詐欺電話の体験研修など、実際に体験していただく機会を提供し、具体的な詐欺手口などを分かりやすく啓発してきたところでございます。

また、国際電話の利用休止の呼びかけや、金融機関等での来店者への声かけ訓練、さらには、詐欺対策アプリの活用の促進などにも取り組んでまいりました。

今後とも、道警察や市町村、関係機関等と連携し、犯罪被害防止対策や犯罪の起きにくい環境づくりを効果的に進め、道民の皆様が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、取り組んでまいります。

○林祐作委員　やはり、未然防止、被害を防いでいくためにはいろんな手段が必要かなというふうに思うのですけれども、これは詐欺なのかなと確認できる身近な場所がまず必要だったりする

のじゃないかなというのと、今の時代、ＡＩもありますから、ＡＩにこれは詐欺なのかと確認することが習慣化できれば、これも減っていくのじゃないかなというふうに思います。その点、道庁の皆さん方のアイデアもまた聞かせていただきたいと思っているところでございます。

次に、交通安全の取組について伺ってまいります。

初めに、自転車の安全利用について伺います。

本年４月から、自転車利用者を対象とした交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入され、自転車の交通ルールやマナーに対する社会的な関心がこれまで以上に高まっているところであります。

自転車は、環境に優しく、通勤通学や買物など、日常生活における身近な移動手段として幅広く利用されておりますが、一方で、信号無視や一時不停止、ながら運転などの危険な行為による交通事故も依然として発生しております。自転車の事故を防止し、安全で安心な交通社会を実現するためには、自転車の利用者一人一人が交通ルールを正しく理解し、その遵守を徹底するとともに、交通マナーの向上を図ることが重要であります。

道においては、交通ルールの周知啓発に加え、自転車による交通事故の防止や安全意識の向上など、様々な取組を進めていると承知しております。そこで、自転車の安全利用に関し、以下、数点伺ってまいります。

令和７年における道内の自転車事故発生状況及び事故の傾向について伺います。

○植村真美委員長　交通安全担当課長松岡貞行君。

○松岡交通安全担当課長　自転車事故の発生状況についてでありますが、道警察によると、令和７年の道内における自転車に関わる事故の発生件数は、前年の1277件と比べ、29件減の1248件、負傷者数は、前年の1285人と比べ、36人減の1249人、死者数は、前年の５人と比べ、７人増の12人となっております。

負傷された方のうち、25歳未満の若年層が597人と約半数を占め、特に、高校生の通学利用における事故が多く、亡くなられた方のうち、65歳以上の高齢者が８人と約７割を占め、買物利用における事故が多くなっております。

○林祐作委員　事故の現状を踏まえた道の認識について伺うとともに、自転車事故防止に向けて、これまでどのように取り組んできているのか、併せて伺いたいと思います。

○松岡交通安全担当課長　自転車事故防止の取組についてでありますが、自転車事故を防止するためには、自転車事故の多い若年層への重点的な取組が重要であります。

このため、民間事業者と連携し、若者が関心を持ち、実践に移せるよう、街頭啓発といった手法に加え、自転車シミュレーターの活用や講習会、安全教室といった体験型の啓発活動を実施するなど、ターゲット層の特性を踏まえ、効果的な手法を用いた働きかけを実施しております。

○林祐作委員　次に、本年４月の青切符制度の導入を踏まえて、北海道としてはどのように取り組んでいるのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○西地域安全担当局長　今後の取組についてでありますが、自転車の事故を防止するためには、

本年４月に導入されました、いわゆる青切符制度をはじめ、一人一人が交通ルールを正しく理解し、ルールを遵守して安全に運転していただくことが重要でございます。

このため、道では、これまで、広報媒体を通じた情報発信や地下鉄駅周辺での街頭啓発など、自転車事故が多い若者に対しまして働きかけの強化を図り、今年度は、新たに高校生を対象に安全教室を開催し、ながらスマホの危険性など、安全利用に向けた理解促進に取り組んでまいりました。

道としましては、今後とも、道警察、道教委等と連携をし、若年層をはじめ、道民の皆様が安全に自転車を利用し、自転車は道路交通法上の車両であることを改めて周知するなど、思いやりや譲り合いの運転マナーを実践していただけるよう、より一層効果的な周知や啓発に取り組んでまいります。

○林祐作委員　今年の４月から始まった青切符制度でありますから、これからまた浸透していくまで時間がかかるかなというふうに思いますので、熱心な取組に期待したいというふうに思います。

次に、飲酒運転根絶に向けた取組について伺ってまいります。

飲酒運転根絶に向けて、普及啓発や交通安全教育などの取組により、飲酒運転による事故は、条例制定時と比べ減少傾向にあるものの、飲酒運転による悲惨な事故は依然として後を絶たず、根絶には至っていない状況でございます。

本年４月には、札幌市内において、飲酒運転による逮捕事案が２日間で４件発生し、飲酒運転根絶緊急対策が実施されるなど、道民の安全、安心を脅かす事案が発生しております。条例施行から11年が経過する中、道民一人一人の規範意識の向上と、社会全体で根絶に向けた取組を進めていくことが重要と考えます。そこで、飲酒運転根絶に向けた取組について、以下、伺います。

令和８年におけるこれまでの飲酒に伴う事故の発生状況、死者数及び負傷者数の状況と、道の取組の状況について伺います。

○松岡交通安全担当課長　飲酒運転による事故発生状況などについてでありますが、道警察によると、本年５月末現在の道内における飲酒運転による人身交通事故の発生件数は、前年同期の39件と比べ、12件減の27件、負傷者数は、前年同期の48人と比べ、21人減の27人、死者数は、前年同期の３人と比べ、１人減の２人となりました。

道では、これまで、道警察、市町村、関係機関等と連携し、交通安全運動期間や各種イベントの機会を通じ、飲酒運転根絶に向けた各種啓発活動を実施してきたところであり、今年度は、大学生など若年層を対象として飲酒運転根絶ワークショップを開催するなど、引き続き、飲酒運転の危険性や重大性を理解していただき、交通安全意識の定着や若年層の主体的な行動を促す取組を進めてまいります。

○林祐作委員　次に、今後、夏の行楽シーズンを迎えまして、飲酒運転のリスクも高まる時期となりますが、道としては飲酒運転根絶に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○天野環境生活部長　飲酒運転根絶に向けた取組についてでございますが、飲酒運転根絶条例の

施行から11年目を迎える中、道では、これまで、飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さないを合い言葉に、関係機関等と連携し、飲酒運転の根絶に向けた取組を進めてまいりました。

特に、夏の行楽シーズンにおいては、悲惨な事故の記憶が風化することのないよう、７月13日の「飲酒運転根絶の日」を中心に、様々な機会を捉え、各種の広報媒体を通じた情報発信をはじめ、イベント会場や歓楽街での街頭啓発、海水浴場の海開きにおける啓発活動などに取り組んでまいりました。

飲酒運転根絶に向けては、運転する方はもとより、その周囲の方に対し、継続的にその危険性や重大性を訴えていくことが重要でありまして、若年層に向けたワークショップやシンポジウムの開催など、不断に効果的な手法を検討しながら、引き続き、道警察、市町村、関係機関等と連携し、根絶に向けた啓発活動に着実に取り組んでまいります。

○林祐作委員　あの思い出したくない悲惨な事故がどうしても脳裏に浮かぶわけでございます。ぜひとも、徹底した対策に向けて頑張っていただきたいというふうに思います。

最後に、性暴力被害者への支援等について伺ってまいります。

性犯罪、性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、決して許されないものであります。相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、被害者は悪くないという認識を社会全体で共有し、性犯罪・性暴力被害者に対する支援を強化していく必要があります。そこで、道の性犯罪、性暴力の被害者支援の取組について、以下、数点伺ってまいります。

被害者支援の体制については、被害直後から病院への診療や警察への相談などを一つの窓口で受け付けるワンストップ支援センターが各都道府県に設置され、道でも、平成24年に「さくらこ」が開設され、専門の相談員に加え、昨年度からは、医療機関や警察などとの連絡調整担当の職員を配置するなど、体制整備が図られてきております。

まず、この「さくらこ」の支援内容について伺います。

○植村真美委員長　女性支援室長矢野敦子君。

○矢野女性支援室長　「さくらこ」の支援内容についてでありますが、性暴力被害者支援センター北海道「さくらこ」は、性別を問わず、性暴力等の被害に遭われた方への電話相談や医療支援、法的支援等をワンストップで行うため、平成24年10月に設置したものでございます。

「さくらこ」では、公認心理師などの資格や経験を有する相談員のほか、医療機関や警察などとの連絡調整を担うコーディネーターを配置し、24時間体制の電話相談やメールなどを活用した相談受付、予約制による面談も交えながら、性暴力等に関わる様々な相談に対応しております。

また、診察、治療等の医療支援や被害申告等を希望される場合には、協力医療機関の紹介や警察等への付添支援を行うなど、被害に遭われた方の心身の負担を軽減し、健康の回復が図られるよう、関係機関と連携協力しながら、総合的な支援の提供を行っております。

○林祐作委員　この「さくらこ」というのは、性別問わずというところが、多くの道民の方々は、知らない方もいらっしゃるのじゃないかなというふうに思います。

被害の件数を見ていくと、女性のほうが多いのは当然なのですけれども、一部で、男性もそういった被害を受けているという現状もあるので、まずこの周知にもっと力を入れていかなきゃいけないなと思いながら次の質問に移りたいと思いますが、被害に遭われた方々をできるだけ早く相談支援につなげていくためには、まさしく、この「さくらこ」を広く周知する必要があると考えます。

道は、これまで、どのように「さくらこ」の周知を行ってきたのか、伺いたいと思います。

○矢野女性支援室長　「さくらこ」の周知についてでありますが、道では、これまで、「さくらこ」の役割を広く道民の皆様にお知らせするため、毎年４月の「若年層の性暴力被害予防月間」や、７月の「痴漢・盗撮撲滅キャンペーン」期間、さらには、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間などで実施する街頭啓発やパネル展におきまして、「さくらこ」の相談窓口や支援内容を紹介するリーフレットを配布するほか、道のホームページによる紹介はもとより、ＳＮＳの利用の多い若者をターゲットとしたウェブ広告を配信するなど、その周知に努めてきたところでございます。

○林祐作委員　それでは、次に、過去３年間の「さくらこ」への相談件数の推移について伺うとともに、相談内容や相談者にどのような傾向があるのか、併せて伺います。

○矢野女性支援室長　相談件数の推移などについてでありますが、「さくらこ」への直近３年間の相談件数は、令和５年度が1234件、６年度が1303件、７年度が2022件と年々増加している状況にございます。

また、相談内容については、各年度とも、不同意性交、不同意わいせつ及び性虐待に関する相談件数が上位を占め、その合計は、令和５年度が544件、６年度が635件、７年度が892件となっておりますほか、年代別では、年齢申告がなかったものを除き、各年度とも、10代、20代の若年層からの相談件数が最も多く、令和５年度が327件、６年度が290件、７年度が594件となっております。

相談件数が増加している要因として、令和５年７月に、強制性交等罪が不同意性交等罪に改正されたことや、「＃ＭｅＴｏｏ運動」など、社会における性暴力被害の意識が変化していることなどが考えられます。

○林祐作委員　まさしく、この相談件数というのは増えているということでありますけれども、実際に、被害件数が増えているということもあるのかもしれないですけれども、この「さくらこ」がちゃんと周知されてきていて、相談しやすいことが分かったから増えてきているというのもあるのじゃないかなと評価をしたいと思います。

次に、若年層を狙った性犯罪、性暴力は、その未熟さに付け込んだ許し難い重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。政府も、毎年４月を「若年層の性暴力被害予防月間」として定め、若年層に向けた広報啓発を集中的かつ効果的に実施することとしていると承知しております。

道では、若年層の被害者支援として、「さくらこ」の周知にどのように取り組んできたのか、

伺います。

○植村真美委員長　くらし安全局長髙木順一君。

○髙木くらし安全局長　若年層に対する啓発についてでございますが、令和４年に国が報告した「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果」によりますと、16歳から24歳までの若年層のうち、４人に１人以上が何らかの性暴力被害に遭っている実態がございます。

道では、そうした状況を踏まえまして、「さくらこ」の役割が若年層の皆さんに広く浸透しますよう、中学、高校、大学等に対して紹介リーフレットや連絡カードを配付しますとともに、学生、生徒のＳＮＳ利用が増えます夏季と冬季の休業期間に合わせて、ウェブによるターゲティング広告の配信を行っているところでございます。

また、４月は、入学や就職など生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期でありますことから、毎年、「若年層の性暴力被害予防月間」に合わせた周知に加えまして、今年度は、新たに大学と連携し、学生が加害者にも被害者にもならないよう、校内でパネルを掲示しながら直接呼びかけを行うなど、啓発活動を実施してまいりました。

○林祐作委員　今年度、新たに大学と連携をされたということでありまして、そういった取組はすごく重要だなというふうに思っておりますので、今後、さらに広げていただきたいなというふうに思います。

最後に、今後の取組について伺います。

北海道警察が公表している令和２年度から６年度までの主な重要犯罪等の認知件数の推移を見ますと、不同意性交や不同意わいせつの件数が年々増加をしております。被害に遭われた方の支援を行う「さくらこ」の果たす役割はますます重要であり、相談体制の充実を図るとともに、大学等での啓発活動の拡充など、若年層を中心とした一層の周知が必要と考えます。

道としては、今後どのような取組を行う考えなのか、伺います。

○天野環境生活部長　今後の「さくらこ」の取組についてでございますが、性暴力等の被害に遭われた方々の負担を軽減し、心身の健康を回復していただくためには、被害直後から御本人に寄り添いながら、できる限り速やかに、そして細やかに心身のケアをしていくことが必要でございます。

このため、道では、「さくらこ」の相談体制の充実に向け、電話やメール、ＳＮＳなど、道民の皆様が利用しやすい多様な媒体を用意し、専門的な資格や経験を有する相談員の確保に努めながら、研修等による資質向上にも取り組んでいるところでございます。

こうした「さくらこ」の役割につきましては、若年層をはじめ、より多くの道民の皆様に知っていただくことが重要でありますことから、支援を必要とする方に情報が行き届くよう、関係機関との連携を強化しながら、今後とも、ウェブ広告の配信や、様々な機会を活用した啓発活動などにより、一層の周知に取り組んでまいります。

○林祐作委員　終わります。

○植村真美委員長　林委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

高橋亨君。

○高橋亨委員　性的な指向、これはセクシュアルオリエンテーションと言いますね。性の自認、自分の性はどういう状況なのかということで、これはジェンダーアイデンティティー、併せてＳＯＧＩというふうに言われます。

このＳＯＧＩの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されてから３年がたちました。やっと、このたび、この法律を推進するための基本的な計画が出されました。法が定められてから、この法を推進する基本計画に３年間を費やしたわけですけれども、極めて取組の遅い計画ですが、今日はこの計画に関わって質問させていただきたいというふうに思います。

政府の取組が遅くても、現実の対応としてそれぞれ行政は対応していかなければならないわけでございます。共生社会を推し進めていかなければなりません。この間、ＳＯＧＩの多様性に関する理解促進について、道はどのように取り組んできたのか、お伺いいたします。

○植村真美委員長　道民生活課長古川悟一君。

○古川道民生活課長　理解促進に向けたこれまでの取組についてでありますが、道では、いわゆるＬＧＢＴ理解増進法の施行以降、法に規定された地方公共団体の役割を踏まえながら、北海道人権施策推進基本方針に基づき、性的指向及びジェンダーアイデンティティー、いわゆるＳＯＧＩの多様性について道民の理解促進に向けた取組を進めてきました。

具体的には、性の多様性への理解を深めることの重要性や、職場での取組例などを紹介する「にじいろガイドブック」、ポスター等の啓発資材を作成し、これらを、庁内各部をはじめ、市町村、企業等にも広く配付し、その活用を促してきたほか、公式ホームページ、ＳＮＳ等における情報発信や研修動画の掲載、道内各地での理解促進セミナーの開催、市町村の要請に応じて、性的マイノリティーの方を研修講師として派遣するなど、様々な手法による取組を進めてきたところでございます。

○高橋亨委員　今お話をされました取組によって、道民の理解はどの程度、進捗したとお考えなのかお伺いするとともに、道内市町村のパートナーシップ制度の導入数や人口カバー率、３年前と比較してどの程度、進捗したのか、お聞きしたいと思います。

○古川道民生活課長　道民理解の状況などについてでありますが、道では、昨年開催した２回のＬＧＢＴ理解促進セミナーにおいて、参加者計75名に対してアンケート調査を実施し、道内では性の多様性について多くの方の理解が進んでいると思うか質問をしたところ、「進んでいると思う」と回答したのが19名で、全体の約４分の１であったことから、引き続き、性の多様性に関する道民への理解促進の取組を進めていかなければならない状況と考えております。

また、道内の市町村におけるパートナーシップ制度の導入状況と人口カバー率につきましては、令和５年６月現在、制度を導入していたのが８市、人口カバー率は不明であったのに対し、本年６月現在では、制度を導入しているのが49市町村、人口カバー率は、公益社団法人「Ｍａｒｒｉａｇｅ　Ｆｏｒ　Ａｌｌ　Ｊａｐａｎ」が公表しているデータによると、これは、道内導入

市町村の人口合計を道内総人口で除したもので79.3％となっております。

○高橋亨委員　今お話がありましたけれども、49市町村ということで、残り130市町村がまだパートナーシップ制度を導入していないということでございます。人口カバー率はほぼ80％ということですので、８割近くの人口をカバーしているということなのですね。しかし、残念ながら、制度を実施しているところから制度を実施していないところに引っ越してしまうと、またゼロになってしまうということなのですよね。

全国の状況でいきますと、もう既に、47都道府県のうち33都府県がこれを導入しているわけですね。人口カバー率は、「Ｍａｒｒｉａｇｅ　Ｆｏｒ　Ａｌｌ　Ｊａｐａｎ」によると93.71％ということです。９割以上の人口カバー率で、もう１億人を超える人口をカバーし、導入されているということでございます。

このＳＯＧＩの多様性に関する道民理解を進める上での課題を道はどのように考えているのか、お聞きいたします。

○古川道民生活課長　理解促進の課題についてでありますが、道では、人権施策推進基本方針に基づき、性の多様性について道民の理解促進に取り組んでおりますが、現行の民法や戸籍法では、同性間の婚姻が認められておらず、トランスジェンダーの性別変更におきましても厳しい要件が課せられている中にあって、男性か女性しかいないという考え方や、誰もが恋愛するという考え方など、性にまつわる様々な社会規範や前提もいまだ根強く存在していることから、そうした社会規範や前提によらない例があることを理解いただくため、様々な取組を丁寧に粘り強く、そして、幅広い年齢層の皆様に対して進めていくことが必要と考えております。

○高橋亨委員　今お話がありましたけれども、戸籍法も含め、民法もそうなのですが、今、同性婚の問題では、全国で六つの裁判が行われていて、札幌が第１番目で、これは違憲だというふうに言っているのですね。六つのうち五つのところが裁判で違憲だと言っています。同性婚について、今年中に最高裁が結論を出す予定になっています。

この同性婚というのは、別にほかの方に迷惑をかけるわけでも全くなくて、本人たちの権利をきちっと認めてあげるということなのだろうなというふうに思っております。これは、2021年にＮＨＫスペシャルで脳とジェンダーに関する番組をやったのですね。御覧になったかもしれませんけれども、その中で、脳の中のジェンダーをつかさどるところ、ここが非常にファジーな部分であって、ほぼほぼモザイク模様になっているのだと。ちょっとしたことで、自分が女性だというふうに意識するか、男性だというふうに意識するか、それはほんの少しのきっかけなのだということです。イスラエルにおける調査では、1400人にＭＲＩをしたら、脳の中で――今、私は詳しく思い出せませんけれども、その脳の中で、ほぼほぼ、何というのですか、どちらに行ってもいいような感じの状況になっている、まさしく、これはファジーな感じになっていると、これはもう学説になっているわけですね。

そういう状況の中で、多分、私も部長もそうですけれども、ちょっとしたきっかけで、私は、遺伝子の関係か何か分かりませんけれども、男性になっているというだけの話であって、多くの

方にそういうものがあるというか、そういう素材があるということだけはきちっとお互いに理解していかなければならないのだろうなというふうに思っているわけです。

性的マイノリティーであることを理由とした差別の実態について、道はどのように認識されているか、お聞きしたいと思います。

○古川道民生活課長　性的マイノリティーの方々への差別的な行為についてでありますが、性的マイノリティーの方々は、周囲の人々の理解不足から、学校や職場において、ＳＯＧＩハラスメントのほか、ＳＯＧＩを明らかにすることによる嘲笑や侮蔑、本人の了解なく行われる第三者への暴露など、様々な差別的な行為を受けることがあると承知しております。

また、同性カップルにつきましては、事実婚の関係にある男女が一般的に受けることができる公的サービスや民間等のサービスにつきまして、対象とされないものも多くあるのが実態と認識しております。

○高橋亨委員　お答えになりました差別の実態でございますけれども、それを踏まえまして、道はその解消に向けてどのような努力を行ってきたのか。また、道ではパートナーシップ制度を導入していませんけれども、現在は検討を進めているのか、併せてお伺いします。

○古川道民生活課長　差別的な行為の解消についてでありますが、道では、性的マイノリティーの方々が周囲から受ける差別的な行為を解消していくためには、より多くの道民の皆様に性の多様性に関する理解を深めていただくことが重要と考え、各種取組を進めてきたところでございます。

また、パートナーシップ制度につきましては、住民登録など基礎的な行政事務を担う市町村において議論や検討が進められていくことが望ましいと考えておりますが、道が実施している公的サービスにおきましては、パートナーシップにおける宣誓の有無にかかわらず、同性カップルについても、道営住宅の入居や身体等に障がいがある方の自動車税減免など、現時点で実施可能と判断した公的サービスについて、事実婚の関係にある男女と同様に対応を行えるよう変更してきたところです。

○高橋亨委員　ＬＧＢＴ理解増進法第５条では、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、理解増進に関する施策を策定し、実施するよう努めるものとするとされておりますけれども、道はどのような施策を策定しようと考えているのか、お聞きしたいと思います。

○植村真美委員長　くらし安全局長髙木順一君。

○髙木くらし安全局長　道における理解増進の取組についてでございますが、国の基本計画は、ＳＯＧＩの多様性に関する現状と課題を踏まえ、知識の着実な普及や相談体制の整備など、国や地方公共団体、事業主等が講ずべき施策の基本的な考え方や方向性を明らかにしたものでございます。

道では、この計画を踏まえ、国が講じていく施策の具体的な内容やスケジュールを確認しながら、庁内の関係部局はもとより、国等の関係機関との連携を強化し、本道の実情を踏まえた知識

の普及や相談体制の充実に向けて検討を進めてまいります。

○高橋亨委員　政府が公表した基本的な計画には、ＳＯＧＩを理由とした差別はあってはならないという認識の下に、共生する社会の実現に資するというふうに差別の解消を求めているわけでございますけれども、男女の事実婚の関係であれば受けられる道の公的なサービスについて、同性の事実婚では受けられない場合があります。

差別を受けていると考えていますが、道の認識はいかがでしょうか。

○古川道民生活課長　道の公的サービスについてでありますが、道が事実婚の関係にある男女に対して実施している公的サービスにつきましては、①国の法令に基づいて実施しているもの、②国の取扱いに準じて道の条例等に基づいて実施しているもの、③国とは関係なく、道の条例等に基づいて実施しているものの三つに分けられます。

この中で、道では、三つ目の、国とは関係なく、道の条例等に基づいて実施しているものにつきましては、現在、把握できている範囲で、そのおおむねが、パートナーシップ制度における宣誓の有無にかかわらず、事実婚と同様の関係の同性カップルにつきましてもサービスの対象としております。

また、一つ目と二つ目、国の法令や取扱いをベースに対応しているものにつきましては、昨年９月から、国が同性カップルを対象とするよう検討、整理したものを、道におきましても、順次、国と同様の対応を行ってきたところであり、引き続き、国において整理途上の法令について、検討等の状況を注視しながら、必要な対応に努めてまいります。

○高橋亨委員　男女の事実婚と同性の事実婚では、ある意味、今、課長のほうからお話がありましたけれども、法的なものでも大分差があるし、家族としての扱われ方がされていないということで、デメリットが非常に多いということになるわけでございます。

例えば、扶養の義務、社会保険、さらには、一方が外国籍の場合の在留資格の問題、それから、子の監護、育成の共同親権、離婚時の財産分与、相続、さらには、入院に関わる家族としての扱い、これも入ってくるわけでございます。これらを解消していくとすれば、本当に通常の事実婚として認められている、さらには、最高裁がどういう判断をするかは分かりませんけれども、それによって、違憲だとすれば、これから民法の改正に入っていくとなれば、これは、どんどんどんどん改正に向かっていくのだろうなというふうに思っています。

今、その途上にあるにしても、毎日の生活の中で大変困っている方々が非常に多いというふうに思いますから、道としても、一つずつでもいいですから、なるべく、その解決、解消に努力していただきたいというふうに思っているわけでございます。

道は、これまで理解促進が優先という考え方で進んでまいりました。制度の導入なしで、そうした差別をどのように解消していくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○髙木くらし安全局長　道の認識についてでございますが、パートナーシップ制度の導入と同性カップルに対する公的サービスの提供は必ずしも連動するものではないことから、道では、これまでも、対応可能と判断したものから、順次、同性カップルに対しまして、事実婚の関係にある

男女と同様にサービスを提供してきたところでございまして、今後も同様に対応していく考えでございます。

また、性的マイノリティーの方々が周囲から受ける差別的な行為の解消に向けましては、これまでに引き続き、啓発資材の配布や理解促進セミナーの開催、人権配慮について知識を深める研修動画の配信などを通じまして、道民の皆様への理解促進に取り組んでまいります。

○高橋亨委員　先ほども申し上げましたけれども、自分のジェンダーがどうなっていくかというのは、様々なパターンがあって、これは区別ができない状況になっているということでございますから、そこのところは、いつ、誰が、皆さんのお子様たちもそうなるかもしれない、どちらかになってしまうか、どちらにもならない、様々なパターンが考えられていく、こういう状況になるわけです。そして、今現在、そういうところに置かれている方々がいるということで、きちっと権利を守っていかなければいけないというふうに思っています。

パートナーシップ制度の導入については、道は、これまで、基礎自治体が行うべき制度である、道は理解促進が優先というふうに答えてまいりました。町村などでは、自身のＳＯＧＩについてカミングアウトや相談できる環境ではないというのは、皆さん、御存じだというふうに思っています。本当に小さい町だとか村であれば、もう既にそこに住んでいる方々の顔も名前も全部分かっているところで、自分がどうカミングアウトしていくかなんていうのはなかなかできない状況になっています。都市と違った空気感がまずそこにあるだろうと思っておりますし、それが問題だというふうに取り上げる方もなかなか少ないというふうに思っているわけでございます。

その制度がある自治体とない自治体によって、先ほど言いましたけれども、公的サービスに差異が生じてしまうわけです。したがって、道が率先して制度を導入すれば、北海道全体に網がかかりますので、その差は解消されることになるわけでございます。

道民の理解が進んだと道が判断する目標値はどこに置かれているのか、お聞きしたいと思います。

○植村真美委員長　環境生活部長天野紀幸君。

○天野環境生活部長　パートナーシップ制度についてでございますが、道では、これまでも、市町村の要望に応じて、性的マイノリティーの方を研修講師として派遣するとともに、地域の企業と連携したセミナーを開催するなどして、市町村における制度導入の機運醸成が道内各地で進むよう努めてまいりました。

道民の皆様のどの程度の理解の深まりをもって道がこの制度の導入検討を進めるかといった具体的な基準などを一概にお示しすることは難しいと考えてございますが、道といたしましては、引き続き、同性カップルの方々に対し、事実婚の関係にある男女と同様に公的サービスを提供することはもとより、道内外の施策を市町村と共有し、必要な支援を行いながら、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

○高橋亨委員　男女の事実婚と一緒に、同じような権利をということになりますけれども、道の行政サービスと市町村の行政サービスは違うわけですね。したがって、道がパートナーシップ制

度を導入すれば、それぞれの市町村も同様に自分たちの市町村のサービスも広げていける、こういうことになるわけですから、ぜひ道が率先してやっていただきたいというふうに思っています。

先ほど言ったように、33都府県がもう入れているわけですよね。それは、入れていて課題があるかといったら、課題は何もないわけですよね。なのに、道が何で理解促進だけを優先していくということになっていくのか、全く分からない。これは、知事がずっとそういうふうに言っているのですよね。したがって、これは、もう知事に聞かないとらちが明かぬなというふうに思っておりますので、委員長の取扱いをよろしくお願いしたいというふうに思います。

終わります。

○植村真美委員長　高橋(亨)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植村真美委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、６月29日月曜日の分科会は午後１時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後５時６分散会